独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和4年度に係る業務の実績に関する評価書(案)

# 農林水産省

# 様式3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価の概要

1. 評価対象に関する	事項	
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技	術センター
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度
	主務省令期間	令和2年度~令和6年度

# 2. 評価の実施者に関する事項 主務大臣 農林水産大臣 法人所管部局 消費・安全局 担当課、責任者 総務課長 平中 隆司 評価点検部局 大臣官房 担当課、責任者 広報評価課長 神田 宜宏

# 3. 評価の実施に関する事項

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)から提出のあった自己評価書を基礎として、所管部局である消費・安全局が中心となって評価を行い、評価点検部局である大臣官房広報評価課で評価の点検を行った。評価の実施に当たっては、理事長・監事・担当部門のヒアリング及び有識者からの意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項			
_			

# 様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定	B:事業計画における所期の目標を達成していると認められる。		(参考) 主務省令	期間における過年度	<b>Eの総合評定の状況</b>	
(S, A, B, C, D)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		A	A	В		
評定に至った理由	項目別評定21項目のうち、業務部門(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項): Aが1項目、Bが12項目、林水産省の評価基準に基づきBとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。					

2. 法人全体に対する評定	
	行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができている。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善	事項など
項目別評定で指摘した課題、改善事項	個人情報の漏えいが 2 件発生したことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様の事例が起こらない ように対策を徹底すること。
その他改善事項	
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定総括表

		年	度評価				
年度目標(事業計画)	令和	令和	令和	令和	令和	項目別	備考
	2	3	4	5	6	調書No.	VII3 3
	年度		年度	年度	年度		
I. 国民に対して提供するサービスその	也の業務の			阿			
肥料及び土壌改良資材関係業務	Α	A	В			第1-1-(1)	
農薬関係業務	Α	Α	Α			第1-1-(2)	
Amilal Transfer for Lord FIFTE Micros						### · · · /=\	
飼料及び飼料添加物関係業務	A	В	В			第1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	Α	Α	В			第1-2-(1)	
日本農林規格、農林水産物及び	Α	Α	Α			第 1-2-(2)	
食品の輸出促進等に関する業務							
						tot.	
食品の安全性に関するリスク管理	В	В	В			第1-3	
に資するための有害物質の分析業 務							
その他の業務	В	В	В			第 1-4	
てマグロマン未労	D	D	D			<b>先</b> 1 <sup>-1</sup>	
		L	L	L			

			年	度評価				
	年度目標(事業計画)	令和 2	令和 3	令和	令和 5	令和 6	項目別 調書No.	備考
		年度	年度	4 年度	年度	年度	<b></b> 问音N0.	
Π.	業務運営の効率化に関する事項	l.					-I	L
	業務運営コストの縮減	В	В	A			第2-1	
	人件費の削減等	В	В	В			第2-2	
	調達等合理化の取組	В	В	В			第2-3	
	情報システムの整備及び管理	_	-	В			第2-4	
Ш.	財務内容の改善に関する事項		,	ļ	ļ	,		
	保有資産の見直し等	В	В	В			第3-1	
	自己収入の確保	В	В	В			第3-2	
	予算(人件費の見積りを含む。) 収支 計画及び資金計画	В	В	В			第3-3	
	短期借入金の限度額	_	_	_			第3-4	
IV.	その他の事項							
	職員の人事に関する計画(人員及び 人件費の効率化に関する目標を含 む。)	В	В	В			第 4-1	
	内部統制の充実・強化	В	В	В			第4-2	
	業務運営の改善	В	В	В			第4-3	
	情報セキュリティ対策の推進	В	В	В			第4-4	
	施設及び設備に関する計画	В	В	В			第4-5	
	積立金の処分に関する事項	В	В	В			第4-6	

# 様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本	青報		
第1-1-(1)	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成 11 年法律第 183 号。以下「センター法」という。)第 10 条第 1 項第 7 号並びに第 2 項第 3 号及び第 7 号 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号。旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。) 地力増進法(昭和 59 年法律第 34 号)
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】 ⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 ⑥ 調査研究業務	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報					②主要なインプッ	ト情報 (財務	情報及び人員	に関する情報	長)				
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急 要請業務	実施率	100%(報告件数/要請件数)	100% (2/2)	100% (1/1)	100% (1/1)			予算額(千円)	644, 648	615, 373	613, 056		
								決算額(千円)	608, 796	610, 379	570, 694		
②ア 登録関係業務(登録調 査)	20 業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/調査指示件数)	100% (709/709)	100% (569/569)	100% (693/693)			経常費用(千円)	580, 377	596, 797	587, 853		
②イ 登録関係業務(生産	処理率	100%(処理件数/生産工程	100%	100%	100%			経常利益(千円) 行政コスト(千円)	39, 494 587, 888	21, 842 604, 541	46, 501 594, 725		
工程変更相談)		変更相談件数)	(1, 626/1, 626)	(1, 396/1, 396)	(1, 317/1, 317)			1300 111137	551, 555	001,011	001,120		
③ア 肥料の立入検査等業 務	36業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	100% (160/160)	100% (198/198)	100% (223/223)			行政サービス実施 コスト(千円)	-	-	-		
③イ 土壌改良資材の立入 検査業務	VA 菌根菌以外:30業務日以内 VA 菌根菌:65業務日以内		100% (26/26)	100% (21/21)	100% (26/26)			従事人員数	56	58	57		
	肥料の安全性及び品質の確 保に関する支援業務の実施	100%(報告件数及び処理件数/大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数)	大臣確認指示 及び理事長確 認申請 100% (7+53/7+53)	大臣確認指示 及び理事長確 認申請 100% (9+37/9+37)	大臣確認指示 及び理事長確 認申請 100% (5+38/5+38) 農林水産省か らの要請に応 じ、支援等を 実施 農林水産省か らの要請に応 じ、要 農林水産省か のの要請に応 し、支援等を								
利用) ⑤ウ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(事業者からの申出に対する調査等)			実績なし	実績なし	実施実績なし			-					

⑤ウ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(農林水産省が行う公定規格改正調査)			実績なし	実績なし	実績なし		
⑤エ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(汚泥肥料中の放射性セシウム測定)		_	21 件	26件	26件		
⑤オ(ア) 肥料の安全性及び 品質の確保に関する支援 業務(クロピラリド測定)		_	11件	12件	19件		
⑤オ(イ) 肥料の安全性及び 品質の確保に関する支援 業務(取組周知)		_	19件	14件	22件		
⑤カ その他肥料の安全確 保等に関する業務(外部 精度管理に関する技術 的助言)			農林水産省からの要請に応 じ、技術的助 言等を実施	らの要請に応	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施		
⑥ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	_	11 課題	10 課題	9課題		

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画	、業務実績、年度評価に係る自己評価及	び主務大臣による評			
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	de interes	主務大臣による評価
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務 (1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料法に基づき、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。 また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法(昭和翌年法律第34号)に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとお	(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 務 肥料及び土壌改良資材関係業務 の実施に当たっては、農林水産省 等関係機関との連携を密に行いつ つ、不適正な肥料等の流通を防ぐ ための検査実施、農林水産省が行 う肥料の公定規格の改正に資する データ提供や試験法の開発・改良 等について、創意工夫により効果 的かつ的確に取り組むものとす る。		業務実績  <評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目2 (項目) ×3点 (A) + 小項目6 (項目) ×2点 B:基準点 (16) ×9/10≦ 各小項目の合計点 (18) <基準点(16) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施す <業務の評価> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施し	×12/10 る。	評定 B  <評定に至った理由> 8 の小項目のうち、 Aが2項目、Bが6項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
り土壌な良資材の検査等業務を行う。  ① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業 務については、最優先で組織的に取 り組み、必要な調査、分析又は検査 を実施し、その結果を速やかに報告 する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> < 実施率: 100%(報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率100% (1/1) 】 「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた検討について」(令和4年11月16日付け4消安第4327号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)に基づき汚泥肥料の品質管理に関する調査を緊急的に実施し、過去の肥料立入検査時に収去した汚泥肥料の有害重金属の分析値、重金属管理手引書に基づく管理実施事業場リスト、汚泥肥料の登録申請時の溶出試験データ集計結果等を農林水産省に報告した。さらに、新規格肥料に関する管理手法の検討に資するよう、品質及び安全性を確保するための汚泥肥料の分析頻度、分析時期等に関し、FAMICが有する技術的知見から農林水産省に提言を行った。 これらを基に農林水産省で迅速に検討が進み、「菌体りん酸肥料」の規格案が設定された。これにより、品質が確保された肥料として、他の肥料との配合・混合が可能となることで利用範囲が大幅に拡大し、肥料の安定供給及び肥料の国産化の推進に貢献すると考えられる。	〈評定: A 根拠〉 「課定: A 根拠〉 「課定: 農林水産省からのの要請して、 「要と根拠〉 「要として、 で、 (を) のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	① 農林素に 100 %に 200 のの、水対は 国 200 というのの、水対は 国 200 を 200

				大し、肥料の安定供給及 び肥料の国産化の推進に 貢献が期待されることか ら、事業計画における所 期の目標を上回る成果が得 られていると認められる。	料の国産化の推進が 期待されるため、事 業計画における所期 の目標を上回る成果 が得られていると認 められる(評定: A)
② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。	② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。	<定量的指標> <標準処理期間 内(20業務日以内)の処理 率:100% (標準処理期間の報告件数 /調査指示件 数)	〈主要な業務実績〉 ②ア 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い693 件実施した。調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者の氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、登録申請時の調査試験として実施する「植物に対する害に関する栽培試験の方法」(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通達)について、農林水産省が当該栽培試験に関する通知改正を行ったため、FAMICのホームページに掲載している当該通知に関する解説を改正後の通知に対応したものに改訂した。 【処理率100% (693/693)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の 処理率は100%であり、計 画における所期の目標を 達成している。	②ア 登録関係業務について、登録申請に係る調査を693 件実施し、標準処理期間内の処理率は100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)
イ 登録を受けた肥料について、当 該肥料を生産する事業者より、 原料や生産工程の変更に係る相 談があった場合は、当該変更に 伴い登録が維持されるか否かに ついての技術的助言を行う。	イ 登録を受けた肥料について、 当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変 更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。	<定量的指標>	イ 原料や生産工程の変更に係る相談については、1,317件実施した。 変更内容に対する相談においては、過去の登録状況、原料の使用実 績データを活用して技術的な助言を行った。 【処理率100%(1,317/1,317)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:生産工程等の変更 に係る相談の処理率は 100%であり、計画におけ る所期の目標を達成して いる。	②イ 登録関係業務に ついて、原料や生産 工程等の変更に係る 相談を1,317 件実施 し、処理率は100 % であることから、事 業計画における所期 の目標を達成してい ると認められる。 (評定:B)
③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第30条の2第1項の規定に 基づく立入検査等(生産工程の検証 及び違反の発生リスクに重点を置い た立入検査等を含む。)は、農林水 産大臣の指示に従い実施し、その結 果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後36業務日以 内に農林水産大臣に報告する。	③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等(製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い、生産工程の検証をするとともに農林水産省が肥料法第29条に基づき報告聴取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。 立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要	<定量的指標> 定量的指標 ◇標準処理期間 内(36業務日以内)の処理 率:100% (標準処理リカーででは、100% (標準型のでは、100% (標準を含されて、100% (標準を含むでは、100% (標準を含むでは、100% (特別では、100% (特別	〈主要な業務実績〉 ③ア 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、223件を適正に実施した。その際、肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査を実施した。肥料法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員を確保し、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、(ア)人畜に有害な成分(ひ素、カドミウム、水銀及び鉛)、(イ)その他の有害成分(ニッケル、クロム等)、(ウ)その他の成分(窒素、りん酸等)の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査で収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。また、検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正等の改善を要する事項が認められた事業場に対して、技術的助言を行った。(表1-1-(1)-1参照)	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の 処理率は100%であり、計 画における所期の目標を 達成している。	③ア 肥料の立入検査 業務について、農林 水産大臣の指示に従い223 件実施し、標準処理期間内の処理 率は100%であること から、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)。

	する事項が認められた場合は技術		【処理率 100%(223/223)】		
	的助言を行う。 また、立入検査手法の妥当性を 検証し、必要に応じて改善を図 る。		[双9至平 10076 (223) 223) ]		
イ土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法第17条第1項の規定に 基づく立入検査は、農林水産大臣の 指示に従い実施し、その結果を立入 検査終了後30業務日以内(試験の 実施に長期間を要するVA菌根菌資 材の場合は65業務日以内)に農林 水産大臣に報告する。検査等業務の 適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土 壌改良資材の譲渡に同意した場合、 当該資材を試験のために必要な最小 量に限り入手し、試験する。	イ土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定に基づく 立入検査は、農林水産大臣の指示 に従い、製造現場の状況や記録を 実地に確認するなどにより適正に 実施するとともに、集中的な集り 立入検査の結果を立入検査終まり 品の試験等により迅速化を図りて 30業務日以内(試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合に 報告するため、業務の進行管理を 適切に行う。検査等業務の進行と 報告するため、業務の進行であり、 被検査材の譲渡に同意した場合、 当該資材を試験のために必要な 対限に限り入手し、試験する。 また、立入検査の結果を速やか に被検査者に通知するとともに、 表示に関する改善事項が認められ た場合には技術的助言を行う。	<定量的指標> <定量的指標> 標準処理期間 内(VA 菌根菌 以外は30業格 日以内、VA 菌 根菌以内)のの 理率:100% (標準報告件 数)	<主要な業務実績> イ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査(26件)は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認する等により適正に実施した。集取品の試験(16件)については、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。立入検査を行った26件について業務の進行管理を適切に実施し、検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検査者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者(5件)に対して技術的助言を行った。なお、農林水産大臣からVA菌根菌資材の試験に係る指示はなかった。【処理率100%(26/26)】	<評定と根拠> 評定: B 根拠:標準処理期間内の 処理率は100%であり、計 画における所期の目標を 達成している。	③イ 土壌改良資材の 立入検査業務につい て、農林水産大臣の 指示に従い 26 件実 施し、標準処理期間 内の処理率は100%で あることから、事業 計画における所期の 目標を達成している と認められる。(評 定: B)
④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を行う。 ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、牛、めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が観告をもとに農林水産大臣が離認書を交付した場合にあっては、その製造事業場を公表する。	<定量的指標>	< 主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 大臣確認指示及び 理事長確認申請に対する 報告等の処理率は 100%で あり、計画における所期 の目標を達成している。	④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務について、農林水産大臣が指示した製造事業場(5件)及び確認申請を受けた製造事業場(38件)に対する製造基準適合確認検査を実施し、処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)

	イ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成 13 年 11 月 1 日付け13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を申請に基づき行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。		イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受け付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(38 事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページに公表した。 【処理率100%((5+38)/(5+38))】		
⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。 ア 肥料法改正に伴う肥料制度見直しを踏まえ、地方農政局等に対して、問い合わせ対応、研修会等による登録更新業務及び検査業務に係る技術的支援を行う。また、事業者等に対しては、原料管理制度の周知を行うとともに、問合せ等についても対応を行う。  イ 産業副産物等の肥料利用について、安全性及び品質に係る情報の収集・整理を行うとともに、開料規格を含む公定規格への適合に確認すべきポイントの明確化等を行う。また、当該内容をもとに、必要に応じて評価法の検討などを行い今後の肥料利用に資するための提案を農林水産省に対して行う。	⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 肥料の安全性及び品質を確保し、 肥料業者、農家等の労力・コスト 低減などの利益に資するため、業務に取り組む。 ア 肥料法改正に伴う肥料制度見 直しを聞い合わせ対応、研修会等による登録更新業務及び検査業務に係る技術的支援を行う。また、事業自由の地で、また、事業自由のでで、また、事業自由のでで、また、事業自由のでで、また、事業自由のでで、また、事業自由のでで、また、事業自由のでで、また、事業自由のでで、また、事業自由のでで、また、事業自由のでで、また、の明確化等を行う。また、当該内容を検討などを行う。また、当該内容を検討などを行う。また、当該内容を検討などを行う。また、当該内容を検討などを行う。	<定性的指標> ◇肥料の安全性 及の安全の で関する 大次 と 大次	(主要な業務実績)  (3) 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。  ア 肥料制度見直しにより増加した地方農政局等からの問合せに対して対応を行うとともに登録更新業務及び立入検査業務に関し、都道府県職員対象のブロック会議での説明及び農政局職員対象のOITを行うことで技術的支援を行った。また、令和3年12月に施行された原料管理制度について、立入検査を実施した223事業場に対して制度の周知を行うとともに、電話、メールによる事業者からの問合せ等に対してきめ細かい対応を行った。  イ 産業副産物等由来の肥料に含まれる有害物質として、汚泥肥料の公定規格に定めのあるカドミウムとクロム及び暫定基準として定めのある肥料中のメラミンについて情報収集を行い既存のプロファイルシートの更新を行った。また、牛骨を利用した磁器由来の副産肥料の安全性について情報収集を行い新たなプロファイルシートの作成を行うことにより登録時に確認すべきポイントの明確化を行った。また、「バイオプラスチック導入ロードマップ」に盛り込まれた「生ゴミ用収集袋に生分解性プラスチック利用の有用性」の検証のため、農林水産省の生産資材安全確保対策委託事業として行われた生分解性プラスチック(生分解プラ)とゴミ用収集袋の分解性にかかる実証試験へ協力し、意見交換会への参加、試験設計への助言、試料の鑑定並びに策定ガイダンスへの助言を行った。  【特筆事項等について(創意工夫等)】 農林水産省が行う事業として、生ゴミ堆肥普及のため、生分解プラ製収集袋を堆肥化し分解度合いを確認する実証試験を実施することとなった。 実証試験の実施にあたり、農林水産省の要請により委託事業者主催の検討会に参加し、試験設計について助言した。	〈評定: A 根拠〉 評定: A 根拠〉 (評定: B と根拠) では、 E と根拠) では、 E と根拠) では、 E と表示して、 E とまれて、 E と表示して、 E と表示して、 E を表示して、 E といいでは、 E を表示して、 E を表っ、 E を表示して、 E を表示して、 E を表っ、 E を表示して、 E を表っ、 E を表	(5) 品で表集ス用でり作が資。促、び進 県対結かこ上安れ か上でるにたをり及推 府を験やた向のさ とをれれて 省る袋チ性所では、一次のでは、一次では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、

		さらに、顕微 FT-IR を使用し、事業者から提供された 101 点の試料を 鑑定することにより、今回の実施期間では確認が困難であった目視での 生分解性プラの消失について、ポリマー崩壊(細片化)が進む過程を確 認することができた。このことにより、有識者から提言されている生分 解性の細片化による将来的な消失が示唆された。その結果を当該事業者 へ提供することにより実証試験データの充実に寄与するとともに今後農 林水産省で予定しているガイダンスの策定に資する助言を行い、生ゴミ 等資源の肥料化促進に貢献した。	
ウ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成36年3月 農林水産消費を全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下「標準手順書」という。)に基づき対応する。また、肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、有害物質等に関する科学技術情報、国	ウ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下この項において「標準手順書」という。)に基づき、次の取組を行う。	ウ次の取組を実施した。	
内の実態、諸外国の規制状況等について恒常的に情報収集・整理するとともに、必要に応じて実態調査等を行える体制を構築する。	(7) 事業者からの仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に係る調査を実施し農林水産者に報告する。仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で結果の取りまとめを行い農林水産省へ報告する。また、仮登録申請の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。	(7) 仮登録申請に係る調査(書類等)について、農林水産大臣の指示はなかった。 なお、仮登録申請について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。 仮登録肥料に係る肥効試験について、農林水産大臣の指示はなかった。	
	(イ) 事業者からの公定規格改正の 申出に対しては、標準手順書 に基づき、外部有識者から意 見を聞いた上で評価を行い農 林水産省へ報告する。また、 申出の相談事業者に対する手 順の説明、周辺技術情報の整 理等を行う。	(イ) 事業者からの公定規格改正の申出はなかった。 なお、公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等 の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整 理し、農林水産省へ報告した。	
	(ウ) 肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、有害物質等に関する科学的技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について恒常的に情報収集・整理するとと	(f) 事業者から仮登録及び公定規格の改正がなかったため調査は実施しなかった。	

	もに、必要に応じて実態調査等を行 える体制を構築する。		
エ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。	エ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の 汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」(平成23年6月24日付け23消安第1833号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき管理されているかを確認する。加えて、農林水産省から要請があった場合には、肥料等の放射性セシウムの測定を実施する。	エ 立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況について、取りまとめて農林水産省に報告した。また、汚泥肥料の放射性セシウム測定を26 件実施し、農林水産省に報告した。なお、農林水産省から肥料等の放射性セシウム測定の要請はなかった。	
オ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。  (が) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。	オ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。  (ア) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。	オ 次の取組を実施した。  (7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で試料19件を採取後、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。また、家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生に対し、該当県で早急な原因究明が困難であったため、農林水産省からの依頼を受け速やかに該当県と連絡調整の上、クロピラリドの測定を行い、結果を報告した。 農作物の生育障害発生防止に努めるため、家畜ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に集中的かつ優先的に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された肥料の生産事業場に対し、園芸農家へ出荷の際は「使用に当たって作物の種類や施用量に留意するよう」に伝達するよう注意喚起を行った。	
(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。	(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成8年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。	(1) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場 22 件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。	

カ 農林水産省の要請により、肥料 分析の信頼性確保又は技術向上の ため、肥料の外部精度管理試験を 実施する肥料生産業者に対し、技 術的助言及び協力を行う。また、 肥料分析を行う参加する肥料生産 業者、都道府県肥料検査指導機関 及び分析機関に対する技術的助言 を行い、肥料分析者の技術向上を 図る。

#### 【重要度:高】

肥料の安全性及び品質の確保の ためには、有害成分を含有する可能 性の高い肥料の品質管理が必要であ り、肥料法改正後の適切な制度運用 のためにも、事業者等への関連情報 の提供や問合せへのきめ細かい対応 も必要となる。

併せて、未利用資源肥料の規格 化に向けた安全性の確認を行うとと もに環境への影響を配慮した技術的 な助言・支援することも必要とな る。

⑤の業務は、上記に貢献するもので あることから、重要度が高い。 カ 農林水産省の要請により、肥 料分析の信頼性確保又は技術向 上のため、肥料の外部精度管理 試験を実施する肥料生産業者に 対し、技術的助言及び協力を行 う。また、肥料分析を行う肥料 生産業者、都道府県肥料検査指 導機関及び分析機関に対する技 術的助言を行い、肥料分析者の 技術向上を図る。 カ 農林水産省からの要請に応じ、外部精度管理試験として、肥料事業者からなる協議会が主催した「共通試料による手合せ分析」に参画し、試料調製や成績の取りまとめ、検討会講評等の技術的助言を行った。その際に肥料等試験法の2021版から2022版への改正等について解説し、分析担当者の技術的知見の向上を図った。また、参加した肥料生産業者及び分析機関に対して、対面またはオンラインにより外部精度管理試験結果について解説した。

さらに、都道府県の分析担当者に対しては、例年資料配付のみであったが、対面で質疑応答ができるよう、Web 会議システムを活用して 試験結果を解説し、分析業務の改善方法について助言した。

# 【特筆事項等について(創意工夫等)】

外部精度管理試験に例年参加している都道府県検査指導機関において、近年、2スコアで「不満足」と判定される試験室が散見されていた。これは、結果の送付のみでは試験結果の活用が図られていないことが原因と推察された。

また、年度計画において、都道府県職員を対象とする肥料分析実務者研修を実施することとなっているが、令和2年度以降、コロナ禍のため参集しての開催が困難であった。しかし、都道府県職員からは参集しての開催要望が多くあり、併せて、都道府県が実施する立入検査におけるサンプリング方法の研修実施について多くの要望があった。

都道府県職員の分析技術力向上を支援するため、外部精度管理試験に 参加した都道府県職員のうち受講希望者(18人)を対象者とし、試験結果 を基に肥料分析実務者研修を開催した。

また、研修生、講師の活発な質疑応答のため、参加者を2グループに分けて実施し、試験結果の重点的な解説と分析業務の改善方法について助言するとともに、要望のあったサンプリング方法について作業上の注意点を盛り込んだ動画により研修を行った。

この取組により、都道府県職員に分析精度に対する意識が浸透し、分析技術力向上に貢献した。また、当該研修のアンケート結果では、今後も令和4年度と同様に外部精度管理試験結果の解説を希望する意見が多かった。

#### ⑥ 調查研究業務

肥料の検査等に関する調査研究に ついては、肥料等の分析技術の進歩 等に伴う分析法の改良などの、肥料の 有効性、安全性を確保する上で必要な 課題から 9 課題以上実施し、その取 組状況、結果等について、外部有識 者の評価を受ける。

# 【重要度:高】

⑥の業務は、国内で唯一の肥料分析の調査研究を行う部門として分析法の改良などを行うものであり、これらの成果は、「肥料等試験法」として毎年更新、公表され分析機関等にて利用されるなど、肥料の品質等の確保に必要

#### ⑥ 調查研究業務

肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性及び品質確保上必要な課題から9課題以上実施する。

また、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。

# <定性的指標> ◇調査研究業務 の実施状況

<主要な業務実績>

⑥ 肥料の検査等に関する調査研究について9課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会(「肥料等技術検討会」という。以下同じ。令和5年2月28日開催)において調査研究課題ごとに評価を受けた。

(別紙「調査研究課題一覧」参照)

また、前年度の調査研究の成果により改良した分析法を追加し取りまとめた「肥料等試験法 (2022) 」について、肥料等技術検討会の試験法部会での審議(令和 4 年 6 月 2 日開催)結果に基づき策定し、ホームページに掲載した(令和 4 年 8 月 10 日)。

〜リウムガスの供給不足に即応するため、追加で同部会に諮り、肥料等試験法の改正を行った(令和4年12月9日ホームページ掲載)。調査研究業務で得られた成果を公表するために、「肥料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和4年10月14日)し、また、日本土壌肥料学会(令和4年9月13日~15日)及

# <評定と根拠>

評定: B

根拠:肥料の検査等に関す る調査研究では、目標課題 数を満たしたことから、目標の水準を満たしている。 B)

不可欠であることから、重要度が高 い。	び公開調査研究発表会(令和4年11月18日)で成果の普及に努めた。	I
4. その他参考情報		

# 様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1-1-(2)	農薬関係業務	農薬関係業務							
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法(昭和23年法律第82号)						
当該項目の重要度、困難度	【困難度:高】 ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 【重要度:高】 ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 ⑤のアの(7) 農薬安全性情報収集 ⑤のイの(ヴ) 事前相談対応	関連する政策評価・行政事業 レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080						

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット	・ (アウトカム)	情報						②主要なインプット	、情報 (財務情	報及び人員に関	する情報)		
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの 緊急要請業務	実施率	100%(報告件 数/要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし			予算額(千円)	1, 135, 685	1, 072, 523	1, 080, 093		
·		级/安丽什级/						決算額(千円)	1, 035, 615	1, 079, 487	1, 068, 803		
②ア(7) 農薬の登録及 び再評価に係る審査業	10.5 か月以 内	100%(標準処 理期間内報告	100% (1, 046/1, 046)	100% (1, 043/1, 043)	100% (829/829)			経常費用(千円)	1, 037, 016	1, 061, 683	1, 040, 918		
務(基準値設定必要農薬)	1,1	件数/報告件数)	(1, 010/ 1, 010/	(1, 010/1, 010/	(020) 020)			経常利益 (千円)	67, 530	40, 401	79, 163		
②ア(イ) 農薬の登録及 び再評価に係る審査業 務(基準値設定不要農 薬)	10.5 か月以 内							行政コスト(千円)	1, 086, 832	1, 111, 964	1, 095, 153		
②イ 農薬の登録及び 再評価に係る審査業務 (再評価に係る審査結 果)	10.5 か月以内	100%(標準処 理期間内報告 件数/報告件 数)	_		_			行政サービス実施 コスト (千円)	_	-	-		
③ 特定試験成績の信 頼性の確保に関する業	30 業務日以 内	100%(標準処 理期間内報告	100% (22/22)	100% (17/17)	100% (24/24)			従事人員数	99	103	101		
務(GLP調査報告)	P	件数/指示件数)	(22/22)	(11/11)	(24/24)								
④ア 農薬の立入検査 等業務(立入検査)	25 業務日以 内	100%(標準処 理期間内報告	100% (48/48)	100% (56/56)	100% (54/54)								
④イ 農薬の立入検査 等業務(集取分析)	60 業務日以	件数/指示件数 及び集取件数)	(10) 10)	(65) 65)	(04 04)								
⑤ア(ア)(イ) 農薬の登録 審査に附帯する業務 (国際調和)	技術的知見 の提供	_	OECD GLP 作業 部会等への出 席	OECD GLP 作業 部会等への出 席	OECD GLP 作業 部会等への出 席								
⑤イ(ア) 農薬の登録審 査に附帯する業務(蜜 蜂に含まれる農薬の定 量)	結果報告	_	分析法及び分 析結果を農林 水産省へ報告	分析法及び分 析結果を農林 水産省へ報告	分析法及び分 析結果を農林 水産省へ報告								
⑤イ(イ)(ウ) 農薬の登録 審査に附帯する業務(生 物農薬の審査、試験成	技術的知見 の提供		技術的知見を 農林水産省へ 提供	技術的知見を 農林水産省へ 提供	技術的知見を 農林水産省へ 提供								

績等整備の事前相談対 応)						
<ul><li>⑥ 農作物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務</li></ul>	40 業務日以内	100%(標準処 理期間内報告 件数/指示件 数)	100% (393/393)	100% (478/478)	100% (469/469)	
⑦ 調査研究業務	調査研究業 務の実施状 況	_	6課題	7課題	7課題	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主教-	大臣による評価
十 及 口 保	<del>学</del> 未可画	土は計画担保	業務実績	自己評価	土4为	八田による計画
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法 に基づき、農薬の安全性その他の 品質及びその安全かつ適正な使用 の確保を図り、もって農業生産の 安定と国民の健康の保護に資する とともに、国民の生活環境の保全 に寄与するため、以下のとおり農 薬の検査等業務を行う。	(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たって は、諸外国における農薬登録制度 の運用に関する情報の収集・分析 等により検査手法を検討する等の 創意工夫により改善を図り、効果 的かつ効率的に取り組むものとす る。 また、新たな実施体制のもと、 農林水産省と連携し、再評価の導 入による安全性に関する審査の充 実に対応する。	<定量的指標> ○農薬関係業務 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	<ul> <li>農薬関係業務</li> <li>中項目の評定</li> <li>、小項目別</li> <li>(か)の評定結果</li> <li>債み上げにより</li> <li>(16) ×12/10 ≤ 各小項目の合計点(20)</li> </ul> (2評定と根拠>     評定: A     根拠: ◇小項目1 (項目) ×4点(S) +小項目2 (項目) ×3点(A) + 小項目5 (項目) ×2点     (B) =20点     A: 基準点(16) ×12/10 ≤ 各小項目の合計点(20)		10 のない 積き項、日、項を り、項を たで、 が、 にでで、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にでは、 にできる。 にで。 にできる。 にで。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にで	国の点数の計算 とは法人の自己評 に同じ。 な的には、次のと
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した 業務については、最優先で組織 的に取り組み、必要な調査、分 析又は検査を実施し、その結果 を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告件数/要 請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績がないため評価せ ず	緊急て、	林水産省からの 要請業務につい 実績がないため せず。(評定:
② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査業務については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び 農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、 農林水産大臣の指示に従い審査を行い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告する。  ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条3項(これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合	② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査については、農薬の蜜蜂への影響、 農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第5項及び第7条第3項(これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含	◇標準のでは、1 (10.5 を では、 10.5 では、 10.5 では、 1 では、 2 では、 2 では、 2 では、 3 では、 3 では、 4 では、 4 では、 5 で	〈主要な業務実績〉 ② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進行管理については、毎月2回審査進行管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月ごとに審査進行状況の定期点検を行った。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:標準処理期間内の処理 率は100%であり、計画における所期の目標を達成しており、かつ、年度目標において 困難度が「高」とされている 業務であるため。	務施内あ 新規報要りとらた率の術でしかるさた存告と、なりめ的高的	農薬登録審査業のいて、829 件準型で、829 件準型に100 %で いた。本業務は、新産のは、新産のがある対応がある対応がある対応がある対応がある対応がある対応がある対応がある対応

を含む。)の規定に基づく登録に	む。)の規定に基づく登録に係る	等が提出される			ら、事業計画におけ
係る審査  (7) 農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬分科会の審議が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内(ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内)	審査  (7) 農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬分科会の審議が必要な審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内(ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内)	までの 財間 全	(7) 令和 4 年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から1,542 件の審査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農薬の審査指示は415 件であった。令和4年度内に農林水産大臣に報告した72件の審査期間は全て期限内(1年4か月)であった。 なお、現在審査中の案件についても、進捗管理を適切に行っている。 (表 1-1-(2)-1 参照)		る所期の目標を上回 る成果が得られてい ると認められる。 (評定:A)
(イ) 上記以外の農薬の審査は、農林 水産大臣の指示後10.5か月以内	(イ) 上記以外の農薬の審査は、農 林水産大臣の指示後 10.5 か月以 内		(イ) 基準の設定が不要な農薬の審査指示は1,127件であった。令和4年度内に報告した757件の審査期間は全て10.5か月以内であった。 なお、現在審査中の案件についても、進捗管理を適切に行っている。 (表1-1-(2)-1 参照)		
			【処理率 100%(829/829(72(アグ))+757(アグ)))】		
イ 農薬取締法第8条第5項(同法第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後10.5か月以内  【重要度:高】 ②の業務は、農薬による人の健康や環境への影響に関する科学的な評価を行う業務であるが、農薬の登録、変更、取消の判断の根拠として必要不可欠であり、農薬取締制度の根幹をなすものであることから、重要度が高い。  【胚類度:高】 ②のアの業務は、農薬取締法改正に伴って、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響をの影響、農薬の使用者への影響、農薬の使用者への影響をかったことに加え、新規有効成分以外についても審査報告書の作成や、再評価の結果の審査が必要となり、新たな対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うた	イ 農薬取締法第8条第5項(同法 第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林 水産大臣の指示後10.5か月以内	〈標準の大力 (10.5 から) を (10.5 から) の (10.5	イ 令和 4 年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から 784 件の審査指示があった。なお、現在審査中であり、進捗管理を適切に行っている。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績がないため評価せ ず	②イ 農薬再評価業務について、実績がないため評価せず。(評定:一)

めの高度かつ専門的な技術的知見が 必要であり、困難度が高い。 ②のイの業務は、農薬の登録審 査と同様の項目の審査と審査報告 書の作成が必要であることに加 え、アの基準値設定必要農薬の登 録審査の報告件数を超える件数を 農林水産省に報告するなどの対応 が必要となっていることから、期 限内に対応するためには、適正か つ効率的に審査を行うための高度 かつ専門的な技術的知見が必要で あり、困難度が高い。					
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。また、令和4年度に予定されている0ECDによる GLP 調査当局に対する現地評価に対応する。 【重要度: 高】 現地評価対応業務について、0ECDにはMD*対象国のGLP制度及び調査と認められるが国地評価への対応である。0ECDによる評価への対応である。0ECDによる評価で国際水準と認められなければ、農薬GLP制度に従い作成された試験成績がMAD対象国間で受理されなくなることから、農薬に関する国際調和を進める上で重要度が高い。 ※: Mutual Acceptance of Data:データ相互受入れ	③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。また、令和4年度に予定されているOECOによるGLP調査当局に対する現地評価に対応する。	<定量的指標> ◇標準の業務ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(主要な業務実績> ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 令和4年度に消費・安全局長に報告した24件は全て調査終了後30業務日以内に結果を報告した。 【処理率100% (24/24)】 【特筆事項等について(創意工夫等)】 《日 制度は、(BD) による現地評価を経て、(IP 調査機関の調査実施能力が国際水準を満たしていると認められることで、作成された試験成績がMD対象国間で受理されることとなる。農水省3個Pに対する現地評価は、南アフリカとスペインの評価チームにより令和4年11月7日~11日の5日間で実施された。5日間で3つの《IP 調査機関が締かつ効率がに評価を受けられるよう工夫する必要があったため、以下の取組を行った。  ① 農薬 (IP (FAMIC 農薬検査部)は、(BD) (IP 作業部会に参加している経験から、本現地評価への対応について農水省3GP 内で中心的な役割を果たした。具体的には、農水省3GP を代表し、評価チーム及び(BD)事務局の窓口として、要望等に関する確認と調整を行うとともに、作業スケジュールの作成、役割分担、作業の進捗管理、送付期限を踏まえた関係資料の理備、実行予算案の作成、(IP 調査対象試験施設の選定、当日の対応方針案の作成と準備、これらに係る3GP間での定期的な打合せを開催。② 現地評価オイダンスに定められている期限(評価の3か月前)よりも前倒しとなる評価の4か月前までに評価チームに関係資料(現地評価書案及び法令通知文書の英記版)を提供。また、評価チームの考えと齟齬がないよう、現地評価スケジュールについてメールやWeb会議を通じて、評価チームの要望等を確認。 ③ 現地評価当日に使用する各 (IP 制度の概要を説明したプレゼンテーション資料及び試験施設の(IP 調査に係る資料 (試験施設の組織、施設、実施した試験等の概要を示した資料、調査職員の経歴、チェックリスト等)についても、前もって評価チームが内容を把握できるよう事前に評価チームに送付し、効率的に評価が行えるよう手配。	〈評定と根拠〉評定: S 根拠: 標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、現地評価への適りな対応及び評価であることに加え、現地評価であるとに加え、現地評価である。というな基準を満たしていると、農薬検査所及の連携をはじめ、建作ののでは関連をである。というでは、というでは、は、動物医薬全検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③ 頼務設しのる 現はけ能すをは令なそりの切もる困る回け求もて力等書地と評にないない。ま地、る力る含、・どれ、中にのこ難。目るめ、おののの調判価されて24 埋100 ととむ根通調ぞ配で運ととを200 現日勧れ、持携組にさきに、成関、24 生物 (100 当場本の人本とも根通調ぞ配で運ととを200 現日勧れ、持携組にさきに、成関、26 に対調査的、水と実枠なるの人のとは伴の現日勧れ、持携組にさきに、は、100 当場本のに、100 当場本の人本とも根通調ぞ配で運ととを100 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの

			・農薬 GLP と動物用医薬品等 GLP による合同 GLP 調査とし、その		地調査に当たり、農
			際、GLP調査実績の少ない飼料添加物GLPの調査職員を農薬GLP調		薬検査部は、事前準
			査職員として参加させることで、飼料添加物 GLP 調査職員の調査		備を含め主体的に取
			能力を評価してもらうこと		組むとともに、OECD
			・評価チームへの説明・意見交換については、Web 会議システム		の評価チームに対し
			を活用し、FAMIC農薬検査部でまとめて実施すること		て効率的な審査方法
			を評価チームに提案し了承。		を提案するなど農水
			⑤ 現地評価チームの発言を迅速かつ的確に把握し、回答できるよ		省3GLP内で中心的な役
			う、科学技術の通訳に実績が豊富な業者に通訳を依頼。		割を果たすことによ
			これらの取組の結果、現地評価は滞りなく完了し、評価チームよ		り、OECD GLP作業部会
			り、農水省 3GLP の GLP 調査機関の設置状況及び GLP 調査方法は、		において評価チーム
			OECDで要求されている基準に適合しているとの評価を受けた。		から円滑な現地調査
			<ul><li>⑥ なお、第1回目の現地評価(2012年)において、評価チームから</li></ul>		が実施できたことに
			農水省 3GP における更なる協力関係の構築について勧告があり、		対し、感謝の意が表
			「3GLP間でのGLPの連携に係る協定書」を策定したところ。今回、		明されたことは評価
			評価チームより、当該協定書の内容に基づき、農水省 3GLP 間で協		できる。
			力し、研修等によりGP調査能力の維持・向上が図られていること		加えて、これらの
			が確認され、第1回目の現地評価での勧告に対しても、適切に対		取組により、MADの継
			応している旨評価を受けた。		続が認められる見込
					みであり、農水省3GLP
			この評価結果は、令和5年3月12日~14日に開催された第37		の制度に基づく試験
			回 OECD GLP 作業部会において評価チームにより報告され、全会一		施設で作成された試
			致で承認された。また、本報告の際、評価チームより、当初、		験成績が国際的な信
			3GLP を評価することは困難と思われたが、日本が体系的に対応し		頼性の確保に貢献し
			たことにより、円滑に現地評価を進めることができた旨感謝の意		ていることから、目
			が表された。これにより、農水3GLPのそれぞれの調査において適		標の水準を質的に上
			合とされた試験施設で作成された試験成績は国際的な信頼性が確		回る顕著な成果が得
			保され、引き続きMADの対象となった。		られていると認めら
					れる。 (評定:S)
④ 農薬の立入検査等業務	④ 農薬の立入検査等業務	<定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	④ 農薬の立入検査等業
農薬取締法第 30 条第 1 項の規	農薬取締法第30条第1項の規	◇標準処理期間	④ 農薬取締法第30条第1項に基づく製造場への立入検査につい	評定 : B	務について、製造場
定に基づく立入検査等は、農林	定に基づく立入検査等について	内(立入検査	ては、農林水産大臣の指示に従い 48 製造場に対して製造指示書	根拠:標準処理期間内の処理	への立入検査48 件及
水産大臣の指示に従い実施し、	は、農林水産大臣の指示に従	結果の報告は25	等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内	率は 100%であり、計画にお	び採取した農薬の分
その結果を以下の期間内に農林	い、適切に集取する農薬等を選	業務日以内、集	に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行っ	ける所期の目標を達成してい	析を6 点実施し、標
水産大臣に報告する。	定し、製造指示書等による製造	取品の分析結果	た。	る。	準処理期間の処理率
	工程の確認も含め適正に実施す	は 60 業務日以			は100%であることか
	るとともに、その結果を、以下	内)の処理率:			ら、事業計画におけ
	の期間内に農林水産大臣に報告	100%(標準処			る所期の目標を達成
	するため、業務の進行管理を適	理期間内報告件			していると認められ
	切に行う。	数/指示及び集			る。 (評定 : B)
ア 農薬取締法の立入検査の結果	ア 農薬取締法の立入検査の結果	取件数)	ア 48 製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で		
は、立入検査終了後25業務日以内	は、立入検査終了後25業務日以	ただし、標準	立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。		
	内	品の入手や供試			
		生物の育成等に			
イ 集取品の分析結果は、集取後 60	イ 集取品の分析結果は、集取後	要した期間を処	イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬6点の分析		
業務日以内	60業務日以内	理期間から除外	結果については、全て集取後60業務日以内に報告した。		
		することが妥当	【処理率 100%(54/54)】		
		と判断される場			
		合には、処理期			

		間に含まないも	1		
		のとする。			
(5) 農薬の登録審査に附帯する業務 農薬行政の国際調和や農薬の登録審査の質の向上に資するため、 農薬の登録審査に付帯する以下の 業務に取り組む。このほか、必要 に応じ農林水産省からの要請等を 踏まえ、農林水産省と連携して積 極的に対応する。 ア 農薬行政の国際調和に貢献す	⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMICの技術的知見に基づき、次の取組を行う。	<定性的指標> ◇技術的知見の 提供	<主要な業務実績> ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:計画のとおり、農薬の 安全性その他の品質の確保等 に関する科学的知見や OEO 等 の国際会議への参加等を通じ た農薬行政の国際調和に貢献 するための技術的知見を提供 した。また、JICA を通じてカ ンボジア国における職員に対 する残留農薬分析に関する技	⑤ ア(ア)(イ) 農薬行政の国際調和を推進するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OBO等の国際会議に職員を派遣している。  さらに、農薬分析の知見が乏しいカンボジア農林水産省の
るため、次の取組を行う。 (が) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び弊称	(7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析		(7) 農林水産省との連携のもと、農薬の人への影響、農薬の品質等の確保等に関する科学的知見を収集し、農林水産省に提供した。また、国際的に関心が高まっている農薬の安全性評価の分野については、農林水産省と共同で重点的に海外の状況等の情報収集、分析を行った。	術指導者の派遣依頼があり、 FAMIC の技術及び経験を活用 した技術指導により同国の農 薬行政の進展に貢献するとと もに、将来的には国際会議の 場において我が国が展開する 主張に対する支持につながる	傘下である国立農業 研究所に対して、 FAMICが有する農薬分析の知見、技術等を 提供した他、帰国後 も技術協力を継続す ることにより、同国
(イ) OECD による新たなテストガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関しての、FAMIC の技術的知見に基づいた支援  【重要度:高】  ⑤のアの(のの業務は、農薬取締法の改正に伴い新たに追加する業務(法に明記された業務)であり、情報の収集解析により、国際的な標準との調和及び最新の科学的知見に基づく農薬の安全性評価のさらなる充実を図っていくことで、農薬取締制度の円滑な運用に資することから、重要度が高い。	(イ) OECD によるガイダンス文書や テストガイドラインの策定・改 訂、コーデックス委員会による 残留農薬に関する国際規格の設 定、国際農薬分析法の検討等の議論に 関し、会議出席等を通じた技術的 知見の提供		(4) 0BCDで検討されているガイダンス文書の草案等に関し、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。 0BCD GIP 作業部会会合については、第36回及び第37回会合にそれぞれ職員2名を出席させ、GIPの国際調和に関する議論に参加した。 また、OBCD 生物農薬専門家会合 (ECBP) の第6回会合に職員2名、特別会合に職員6名、第7回会合に職員2名を出席させ、生物農薬の試験要求に関する国際調和に関する課題の議論に参加した。 さらに、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR) 2022年会合に職員1名を出席させ、国際残留農薬基準の評価に関し、担当の農薬評価書を作成し議論に参加した。  【特筆事項等について(創意工夫等)】 独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じてカンボジア農林水産省の傘下である国立農業研究所(NAL)から職員に対する残留農薬分析に関する技術指導者の派遣依頼があった。現地への派遣期間は1か月と短期間であること、NAL職員に残留農薬分析の経験が全くないこと、NALで使用できる分析機器や資材が限られていること等、多くの制約があった。さらに、NALがカンボジア国内において、信頼できる水準で残留農薬分析を実施できる機関になるには、既存の分析方法を実施できるだけでなく、分析の基本原理を理解し、適切な手順を自ら設定できる能力を強化する必要があった。 以上の課題を踏まえ、現地指導において次の取組を実施した。 ・NAL職員から実習の要望を聞くとともにスケジュール等について念入りなミーティングを実施	ことも期待できることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	におけかの 大でいる。 とは病かのことは病がががいこの は、害アあスロに基がしてス関する。とは病がでいる。とは病でいる。とは病を気がいくせる。 は、害アありり行とってる。 は、害アありり行とってる。 は、害アありり行とってる。 は、害アありり行とってる。 は、害アありり行とってる。 は、害アありり行とってる。 は、害アありり行とってる。 は、害アありり行とってる。 は、害アありりに一よるの。 は、害アありりに一よる。 は、害アありりに一よる。 は、害アありりに一よる。 は、害アありりに一よる。 は、害アありりに一よる。 は、害アありりに一よる。 は、きに、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで

イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。  (7) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握及び影響評価の更なる充実に向けた検討	イ 農林水産省と連携しつつ、農 薬の登録審査の質の向上等に資 するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の使用による蜜蜂への影響 の実態把握	<定性的指標> ◇結果報告	<ul> <li>・残留農薬分析の基礎理論を中心とした講義の実施</li> <li>・使用できる分析機器が1台のみであり、また、故障しても迅速に修理できない環境であるため、使用する溶媒は必ずフィルターに通して清浄する、使用者を熟練度が高い者に限定するなど工夫</li> <li>・薬品等資材を無駄なく効率よく使用するため、残量を管理・技術実習、解析実習では、NAL 職員とディスカッションをして理解度を確認しながら実施</li> <li>・標準作業手順書(SOP)の元となる試験手順書や分析記録票の作成について指導・分析操作を録画して動画教材を作成・帰国後は、現地での活動報告の他、今後のNALにおける課題をとりまとめ、JICAに提案。FAMICが有する知見、技術及び経験を提供し、カンボジアにおける残留農薬分析の技術発展による、同国の農薬行政の進展に貢献。</li> <li>〈主要な業務実績〉イ農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行った。</li> <li>(ウ)農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料 14点について農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。</li> </ul>	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり、農薬の 使用に伴いへい死した可能性 のある蜜蜂に含まれる農薬の 定量結果を報告している。	(5) イ(ア) 農薬の使用可含把所は イ(ア) といるといるというでは、 は、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
(イ) 生物農薬の審査の更なる充実 に向けた検討	(イ) 生物農薬の審査の更なる充実 に向けた検討	<定性的指標> ◇技術的知見の提供	<主要な業務実績> (イ) 次の取組を実施した。 ① 天敵農薬に関しては、天敵農薬の登録申請において提出すべき資料案及び天敵農薬の評価ガイダンス案を精査し、農薬対策室に技術的知見を提供した。 ② 微生物農薬に関しては、微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて及び微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについての改正案を精査し、農薬対策室に技術的知見を提供した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり、生物農 薬の評価ガイダンス案等を精査 し、審査の更なる充実に向け た検討のための技術的知見を 提供していることに加え、再評 価の開始において策定作業が継 続中の審査ガイダンスをはじ め、申請者が提出すべき試験成 績やその評価方法の検討に技術 的知見を提供することができた と考えられ、目標の水準を満 たしている。	⑤ イ(イ)(ウ) 生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討について、生物農薬の評価ガイダンス案等を精査し、審査の更なる充実に向けた検討のための技術的知見を提供していることに加え、再評価の開始において策定作業が継続中の審査ガイダンスをはじめ、申請者が提出すべき試験成績やその評価方法の検討に技術的知見を提
(ウ) 再評価の開始において、各種 評価ガイダンスに基づき、評価に 当たって提出が必要な試験成績等	(ウ) 再評価の開始に向けて、各種 評価ガイダンスに基づき、評価に 当たって提出が必要な試験成績等 の整備に関する申請者からの事前		<主要な業務実績> (ヴ) 次の取組を実施した。 ① 申請者からの事前相談への対応 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報を		供していることから、目標の水準を満たしていると認められる。 (評定:B)

の整備に関する申請者からの事前 相談への対応 【重要度:高】 ⑤のイの(的)の業務は、申請者が持つ科学データの解析及び追加で必要 となる試験の指導等、事前相談に技術的な観点から適切な助言を行うも のであり、制度開始当初からの円滑 な再評価制度の運用に資することか ら、重要度が高い。	相談への対応		管理するとともに内容について検討し、農林水産省と連携して事業者に対応した。 ② 我が国の試験要求の見直し等のための検討 令和3年度から始まった再評価を円滑に進めるため、以下の審査ガイダンスについて、関係者の意見を聴きつつ農林水産省と連携して作成及び改訂を行い、令和4年度に公表した。  ○製剤の品質(新規)  ○薬効・薬害(改訂)  ○代謝及び残留(新規)  ○環境中の動態及び土壌への残留(新規)		
⑥ 農産物に係る農薬の使用状況 及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適 正使用に係る施策に資するため、 「農産物安全対策業務の実施につ いて」(平成15年8月4日付け15 消安第424号農林水産省消費・安 全局長通知)に基づき、野菜、果 実、米穀等の農産物に係る農薬の 使用状況及び残留状況についての 調査分析等を実施し、農薬の使用 状況の調査点検日から40業務日以 内に結果を地方農政局等に報告す る。	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査分析を適切に実施するととに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下で的確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施目から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行うFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等を行う。	<ul><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li><!--</td--><td>&lt;主要な業務実績&gt; ⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析をFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行い、調査点検・分析については、農林水産省から指示のあった469件全ての農産物について調査点検実施日から40業務日以内に農林水産省へ報告した。(表1-1-(2)-2参照) 【処理率100%(469/469)】 また、令和4年度調査対象作物の一つである茶の残留分析にあっては、令和3年度に開発したIC-MS/MSによる残留農薬一斉試験法により、実際に使用されていた11種類の農薬を同時かつ連続して定量することができ、それらの結果等を日本農薬学会シンポジウム及び農薬調査研究報告書を通じて分析機関等に広く周知した。</td><td>&lt;評定と根拠&gt; 評定: B 根拠:標準処理期間内の処理 率は 100%であり、計画にお ける所期の目標を達成してい る。</td><td>⑥ 農産物に係る農薬 の使用状況及び残 状況調の残留 状況の残留 状況の残解 準処理期間内ののこと 準処理期間である本準 率は100%である準 からして いらして いるという いる。 (評定 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と</td></li></ul>	<主要な業務実績> ⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析をFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行い、調査点検・分析については、農林水産省から指示のあった469件全ての農産物について調査点検実施日から40業務日以内に農林水産省へ報告した。(表1-1-(2)-2参照) 【処理率100%(469/469)】 また、令和4年度調査対象作物の一つである茶の残留分析にあっては、令和3年度に開発したIC-MS/MSによる残留農薬一斉試験法により、実際に使用されていた11種類の農薬を同時かつ連続して定量することができ、それらの結果等を日本農薬学会シンポジウム及び農薬調査研究報告書を通じて分析機関等に広く周知した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:標準処理期間内の処理 率は 100%であり、計画にお ける所期の目標を達成してい る。	⑥ 農産物に係る農薬 の使用状況及び残 状況調の残留 状況の残留 状況の残解 準処理期間内ののこと 準処理期間である本準 率は100%である準 からして いらして いるという いる。 (評定 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と
⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究 については、登録審査業務遂行に 必要な技術力の向上及び残留農薬 の調査に必要な分析技術の効率化 を目的として、農薬の人畜・環境 への影響に関する課題、農薬等の 品質・薬効等に関する課題、残留 農薬の分析に関する課題を 6 課題 以上実施し、その取組状況、結果 等について、外部有識者の評価を 受ける。	① 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる課題を6課題以上選定し、実施する。 (7) 農薬の人畜・環境への影響に関する課題 (1) 農薬等の品質・薬効等に関する課題 (1) 残留農薬の分析に関する課題また、調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状	<定性的指標> ◇調査研究業務 の実施状況	<主要な業務実績>  ⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について 7 課題を実施した。その成果について外部有識者からなる委員会(令和 5 年 2 月 27 日開催)において、調査研究課題ごとに評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) 調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。また、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ、希望のあった関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会(令和 4 年 11 月 8 日)で、成果の普及に努めた。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:農薬の検査等に関する 調査研究については目標課題 数を満たすとともに、外部有 識者を含めた委員から適切に 実施されたとの評価を受けて おり、目標の水準を満たして いる。	⑦ 農薬の検査等に関するででであることを満たしいであるとれる。 (評定: B)

		況、結果等について評価を受け る。		
4	. その他参考情報			

# 様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第1-1-(3)	那科及び飼料添加物関係業務									
業務に関連する政 策・施策		る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第5号及び第6号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。) 愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)							
当該項目の重要度、 困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080							

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット	、(アウトカム)情	報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊	実施率	100%(報告件数/	100%	実績なし	100%			予算額(千円)	943, 693	925, 976	909, 117		
急要請業務		要請件数)	(3/3)		(1/1)			決算額(千円)	882, 791	894, 574	841, 546		
② 立入検査等業務(立 入検査に係る結果報告)	立入検査報告:25 業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/立	飼料等 100%(543/543)	飼料等 98%(557/569)	飼料等 100%(596/596)			経常費用(千円)	861, 834	854, 329	835, 992		
/ (東重に係る和木報ロ)	試験結果報告:15	1. 4	立入検査:100%	立入検査:98%	立入検査:100%			経常利益(千円)	60, 109	35, 576	62, 337		
	業務日以内		(244/244)	(275/280)	(304/304)			行政コスト(千円)	871, 334	863, 892	844, 599		
			試験結果報告: 100% (299/299(うち地 方農政局等への報告37/37)) 愛玩動物用飼料 100%(165/165) 立入検査:100% (60/60)	試験結果報告: 98% (282/289(うち地 方農政局等への 報告47/47)) 愛玩動物用飼料 100%(171/171) 立入検査:100% (61/61)	試験結果報告: 100% (232/292(うち地 方農政局等への 報告52/52)) 愛玩動物用飼料 100%(172/172) 立入検査:100% (65/65)			行政サービス実施コスト(千円)	-	-	-		
② 立入検査業務(大臣確認検査)	実施率	100%(処理件数/申請受付件数)	試験結果報告: 100%(105/105) 100% (79/79)	試験結果報告: 100%(110/110) 100% (63/63)	試験結果報告: 100%(107/107) 100% (97/97)			従事人員数	79	79	76		
	Lo-dation de la constant	control (Sele D. let Mr. 1995	- Alder - m-le	Sold of the second	SAME TO SERVICE								
③ア 安全性確保に関する検査等業務(基準・規格等の妥当性調査及び薬剤脈性菌のモニタリング調査)  ③イ 安全性確保に関する検査等業務	検査等実施率	10%(達成件数/要請件数)	妥当性調査: 100% (2/2) 薬剤価性菌: 100% (2/2)	妥当性調査: 100% (3/3) 薬剤脈性菌: 100% (3/3) 100% (1/1)	妥当性調査: 100% (5/5) 薬剤脈性菌: 100% (2/2) 飼料等の検査 100% (1/1)								
③ウ安全性確保に関する検査等業務(適合性の 維持)	ISO/IEC 17025 への適 合性の維持	_	ISO/IIC 17025~の適合性の維持	ISO/IEC 17025~の適 合性の維持	ISO/IIC 17025~の適合性の維持								
④ 検定等関係業務(飼料 添加物の検定申請)	20業務日以内	100%(標準処理期間内処理件数/申請件数)	100% (133/133)	100% (68/68)	100% (101/101)								

		1	1		Т	-	
質管理等に関する検査等業務(抗菌剤のPガイドライン及び GP ガイドライン適合確認申請検査) ③ア(イ)工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(センター確認) ⑤ア(ケ)工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(を生きを制度を関する検査等	50業務日以内 実施率 特定部半等製造業 者50業務日以内 規格設定師料製造業 者40業務日以内 実施率	100%(実施件数/申請等件数)	100% (143/143) 100% (28/28)	100% (151/151)	100% (166/166)		
⑤イ(ア) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(飼料製造管理者認定講習会、GMP ガイドライン研修) ⑥イ(イ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(技術的助言)	講習会及び研修の 顧客満足度並びに 技術的助言等の実 施状況		2回開催 飼料等製造者等 及び都道府県飼料検査指導機 関: 32件 登録検定機関: 2件 地方農政局:1件	2回開催 飼料等製造者等 及び都道府県飼 財食查指導機 関: 203件 登録検定機関: 0件 地方農政局:5件	顧客満足度(師料 製造管理者認定講 習会): 4.3 顧客満足度(MP ガイドライン研 修): 4.3 2回開催 飼料等製造者等 及び都道府県飼 財)を査指導機 関: 194件 登録検定機関: 2件 地方農政局: 2件		
	飼料安全性に関す る情報の収集・発 信、技術協力等の 実施及び 報告書の提出 並びに国際標準化 活動の実施	_	40+10 -	4回+17件	4回+8件		
	調査研究業務の実 施状況	_	9課題	10 課題	8課題		

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画	1、業務実績、年度評価に係る自己評価	T及び主務大臣による評			1	
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価業務実績	自己評価	主務大	臣による評価
(3) 飼料及び飼料添加物関係業 務	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料及び飼料添加物関係業務の	<定量的指標> ○飼料及び飼料添	果傍夫槙 <評定と根拠> 評定: B	<u> н Са</u> РШ	評定	В
飼料関係業務について、飼料 安全法に基づき、飼料の安全性 を確保するとともに品質の改善 を図り、公共の安全の確保と畜 産物等の生産の安定に寄与する ため、以下のとおり検査等業務 を行う。 また、ペットフード安全法に基 づき、愛玩動物用飼料の安全性 の確保を図り、愛玩動物の健康 を保護し、動物の愛護に寄与す るため、以下のとおり検査等業 務を行う。	実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組むものとする。	加物関係業務 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	検拠: ◇小項目 1 (項目) ×3点 (A) + 小項目 9 (項目) ×2点 (B) = 21点 B: 基準点 (20) ×9/10 ≤ 各小項目の合計点 (21) < 基準点 (20) ×12/10     (課題と対応 > 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。   (業務の評価 > 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。   (業務の評価 > 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。		<評定に至った理由> 10 の小項目のうちAが項目、Bが9項目であり、小項目を積み上げた項目的評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。	
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇ 実施 率 : 100 % (報告件数/要請 件数)	<主要な業務実績> ① 対即向けモニタリング検査においてと畜処理された肉用牛の尿サンプルから、かび毒であるゼアラレノン代謝物のタレラノールが検出された事案について、当該農場の保管飼料に係るゼアラレノン分析を緊急要請され、その結果を農林水産省に報告した。 【実施率100%(1/1)】	<評定と根拠> 評定: B 根拠:農林水産省からの要請に 対する報告実施率は100%であ り、計画における所期の目標を 達成している。	要請に し、農 請に対 は100 ら、事 期の目	水産省からの緊急 ついて、1 件実施 林水産省からの要 する報告の実施率 %であることか 業計画における所 標を達成している られる。(評定:
② 立入検査等業務 ア 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品(飼料安全法第56条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 (7) 飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。	② 立入検査等業務 ア 飼料等の立入検査等業務 同学を主第57条の規定に基づく 立入検査等は、農林水産大臣の指示 に従い製造設備及び製造方法等の検 査、牛海綿状間をの発生防止に係る 動物由来たん白質及び動物性油脂の 製造事業場及び同輸入業者の検査等 について、製造現場の状況や記録を 実地に確認するなどにより適正に実 施するとともに、立入検査等の業務 進行管理を適切に行い、立入検査の 結果を立入検査終了後3業務日以内 に農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品(飼料安全法第56条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実 施し、その結果を試験が終了した日	<定量的指標> <立入検査に係る結果報告標準処理期間内(立入業務日以下の表別のでは、15 変別のでは、15 変別のでは、100%(標準処理期間内報告件数/立入検査等件数)	<主要な業務実績>② 立入検査等業務 ア 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理に努め、立入検査304件中304件について、立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品292件中292件(飼料安全法第56条の規定によるものを含む。)の試験結果について、試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告した。(表1-1-(3)-1参照) 【処理率100%(立入検査304/304、試験結果(大臣あて240/240、地方農政局等の長あて52/52))】 (7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を294件実施した。検査においては飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン等への対応状況等につい	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率 は100%であり、計画における 所期の目標を達成している。	査等業 件実施 のとか ける所	飼料等の立入検 接務について、304 し、標準処理期間 率は 100 %である ら、事業計画にお 期の目標を達成し と認められる。 : B)

-	(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止 に万全を期する観点から「飼料 及び飼料添加物の成分規格等に 関する省令の規定に基づく動物 由来たん白質及び動物性油脂の 農林水産大臣の確認手続につい て」(平成17年3月11日付け 16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、 動物由来たん白質及び動物性油 脂の製造事業場及び輸入業者の 検査等を実施する。	から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。	<定量的指標> ◇大臣確認檢查実 施率:100%(処 理件数/申請受付 件数)	ても確認を行い、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。また、食品循環資源を利用した飼料等の加熱等の製造基準や成分規格が令和3年4月から義務化されたことを踏まえ、食品循環資源を利用した飼料等の製造事業場のうち、非加熱の肉を含む原料を取扱う等のリスクの高い事業場への立入検査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。製造基準への不適合が認められた1事業場に対し技術的指導を行い、原因究明及び改善対策の検討結果を農林水産省に報告した。  〈主要な業務実績〉 (イ) 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し、農林水産大臣に報告した。 【実施率100%(97/97(うち立入検査を伴うもの10))】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:動物由来たん白質及び動 物性油脂を製造する事業場及び 輸入業者への検査等に対する実 施率は100%であり、計画にお ける所期の目標を達成してい る。	(イ) 動物由来たん白質及 び動物性油脂を製造す る事業場並びに輸入業 者への検査について、97 件実施し、実施率は 100 %であることから、 事業計画における所期 の目標を達成している と認められる。(評定: B)
	イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品(ペットフード安全法第12条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。	イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後35業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品(ペットフード安全法第12条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。なお、集取品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。	<定量的指標> <立入検査に係る結果報告標準処理制度を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	<主要な業務実績> イ ペットフード安全法第 13 条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査65件について立入検査終了後25業務日以内に、同条の規定に基づく集取品 107 件(ペットフード安全法第 12条の規定によるものを含む。)の試験結果について試験が終了した日から 15業務日以内に、農林水産大臣に報告した。なお、基準・規格等に抵触する事例等はなかった。 【処理率 100%(172/172)】	②のアの記載に同じ	②イ 愛玩動物用飼料の 立入検査等業務につい て、立入検査における集 取品の検査を107 件実施 し、標準処理期間内の 処理率は100 %であるこ とから、事業計画にお ける所期の目標を達成 していると認められ る。(評定: B) (※②ア(7)と指標統 合)
	③ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第3条及びペット フード安全法第5条の基準及び 規格の設定に資するため、飼料	③ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第3条及びペット フード安全法第5条の基準及び 規格の設定に資するため、飼料	<定量的指標> ◇檢查等実施率: 100%(達成件数/要 請件数)	<主要な業務実績> ③ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、以下を実施した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:基準・規格等の妥当性調 査並びに農林水産省の要請に応 じて薬剤脈性菌発現モニタリン	③アイ 安全性確保に関する検査等業務について、8 件実施し、検査等の実施 率は 100 %であることか ら、事業計画における

及び愛玩動物用飼料の安全確保 に関する必要性を勘案して、以 下に掲げる検査等を実施する。

ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を農林水産省の要請に応じて実施する。

また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤所性菌のモニタリング調査等を、農林水産省の要請に応じて実施す

イ 農林水産省が策定する「令和4 年度食品の安全性に関する有害化 学物質のサーベイランス・モニタ リング年次計画」に基づく検査等 を実施する。

また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、 検査等を実施する。

なお、これらの検査等の結果は、 前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。

# 【重要度:高】

③のイの業務は、農林水産省が行う食品安全に関するリスク管理において、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査を含み、食品安全行政にリスクアナリシスを取り入れた科学に基づく行政の推進に寄与する基礎データとなることから、重要度が高い。

及び愛玩動物用飼料の安全確保 に関する必要性を勘案して、以 下に掲げる検査等を実施する。

ア 飼料及び飼料添加物の基準・ 規格の検討に当たり、農林水産 省の要請に応じてそれらの基 準・規格及び検討資料の妥当性 調査を実施し、その結果を農林 水産省に報告する。

また、家畜用抗菌性物質等の家畜 衛生及び公衆衛生上のリスク評価及 びリスク管理に資するため、と畜場 及び食肉処理場において実施する薬 剤脈性菌のモニタリング調査等につ いて、農林水産省からの要請に応じ て適切に実施し、その結果を報告す ス

イ 農林水産省が策定する「令和4年 度食品の安全性に関する有害化学物 質のサーベイランス・モニタリング 年次計画」に基づく検査等を実施す る。

また、農林水産省からの要請に より調査対象とされた項目につい て、検査等を実施する。

なお、これらの検査等の結果は、 前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 ア 農林水産省から要請のあった飼料等の基準・規格及びその検討 資料の妥当性の調査について次のとおり実施した。

- ・フィターゼ2品目、アミラーゼ及びナラシン・ナイカルバジン 合剤の成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林 水産省に報告した。
- ・ビタミン D 定量法の有害な試薬を用いない代替試験法設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。

以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。

また、薬剤耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省からの次の要請に応じ、適切に実施した。

# (腸球菌 (菌株) の引継ぎ)

- ・令和3年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。
- ・令和4年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した場球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。

#### (妥当性確認)

- ・令和 4 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が薬剤感受性試験を実施するに当たり、現地確認を実施する代わりとして、当該試験の妥当性確認を要請され、試験を実施し、結果を農林水産省に報告した。
- イ 飼料中の飼料添加物、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質、 病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検 査及びサーベイランス・モニタリング計画等に基づく検査等につ いては、過去の検査実績、汚染実態等を踏まえた項目を選定し、 延べ794点のサンプルについて実施した。 (表1-1-(3)-2 参照)

# 【実施率 100% (8/8(7(ア)+1(イ))) 】

モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況は、四半期ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策への対応のため立入検査が制限されたことを受け、事業者に対しサンプリング方法を指導した上で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステム(令和2年度に導入)について、提供業者を拡大し、延べ192点のサンプルを確保した。

グ調査で分離した菌株の保管及び妥当性確認の実施率は 100%であり、また、飼料のモニタリング検査の実施率は 100%であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への対応が求められる中で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステムについて提供業者を拡大するなど計画における所期の目標を達成している。

所期の目標を達成して いると認められる。 (評定: B)

ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得した ISO/IBC 17025 認定(とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 INA 検出法) について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	ウ 安全性確保に関する分析業務を実施するに当たり取得したISO/IBC 17025 認定(とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法) について、ISO/IBC 17025 に関する各種研修を充実させ、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	<定性的指標> ◇ISO/IBC 17025 へ の適合性の維持	<主要な業務実績> ウ 本部の飼料部門において取得した ISO/IEC 17025:2017 認定(とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来IMA 検出試験)について一般要求事項への対応を適切に行い試験の信頼性を確保するために、担当職員を対象に審査・監査に関する研修を受講(6名)させるとともに、手順書に基づく内部の教育訓練を行って担当職員の力量管理を行った。 また、更新審査(令和4年9月27日~28日)までに不確かさ評価の更新等を完了させ、内部監査を実施して全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を行うためのマネジメントレビューを着実に実施し、認定機関による更新審査を受け、認定試験所としての体制を維持した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:本部の飼料部門において 取得した ISO/IEC 17025:2017認定 について、一般要求事項に適合 し認定試験所としての体制を維 持しており、計画における所期 の目標を達成している。	③ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得したISO/IEC 17025:2017認定について、引き続き適合性を維持していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定: B)
④ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条 の規定に基づき特定飼料等の安 全確保を図るため、特定飼料等 のうち飼料添加物の検定及び表 示の業務については、申請を受 理した日から20業務日以内に終 了する。	④ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条 の規定に基づき特定飼料等の安 全確保を図るため、特定飼料等 のうち飼料添加物の検定及び表 示の業務については、進行管理 を適切に行い、申請を受理した 日から20業務日以内に処理する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内 (20業務日以内) の処理率: 100% (標準処理期間 内処理件数/申請 件数)	《主要な業務実績》 ④ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請 101 件について受理した日から 20 業務日以内に全て処理を行った。なお、飼料に係る申請はなかった。 【処理率 100%(101/101)】  【特筆事質等について(創意工夫等)】 特定添加物の検定試験において、申請品が不合格となる事案が7年ぶりに発生した。不合格に対し申請者が納得せず、原因究明より再検定請求や追加ロットの申請を優先し矢継ぎ早に申請したため、①試験の更なる確実性担保、②不合格確定後の申請者からの再検定請求への対応及び3別ロット品による検定申請・再検定請求への対応必要となったため、次の取組を行った。 ・記録結果の更なる確実性担保として、複数の試験者や試験室による確認分析、過去の検定合格品を同時分析した場合に同じ結果が得られるかを実施し、いずれも結果にも齟齬がないことを確認した。 ・申請者からの短期間での不合格品の再検定請求、追加ロットでの新たな検定申請などの増大する検定業務を確実かつ迅速に対応するため、事前のスケジュール調整を行って時間的ロスを抑えた。 ・年末年始、コロナ陽生者の発生などによる業務対応上の困難に対し、他の業務を部内で調整し、実施体制を確保し、すべて標準処理期間内に処理した。また、上記取り組みを行いつつ、原因発明として申請者へのが確な助言・指導を行った結果、製造時の製剤いの安定剤の添加ミスを確認した。これらの取組の結果、品質不良製品を確実に検出して市場への流通を防止するとともに、原因を踏まえた新たなロット品の申請にも迅速かつ確実に対応し、当該製剤の欠品の回避と安定供給に貢献した。また、原因を踏まえた新たなロット品の申請にも迅速かつ確実に対応し、当該製剤の欠品の回避と安定供給に貢献した。また、原因を踏まえた新たなロット品の申請にも迅速かつ確実に対応し、当該製剤の欠品の回避と安定供給に貢献した。また、原因を踏まえ、申請者の業務改善及び再発防止に寄与し、当該特定添加物の品質向上に貢献した。	<評定と根拠>評定: A 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成しており、また、検定不合格品の発生時には、試験結果を確実に担保しつつ、追加ロットによる短期間での検定申請に、すべて標準処理期間内の処理を実施するなど、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	④ 飼料添加物の検定業務について、実施の機能である。 は 101 件を実施処理 100 %である。 を生ま類に 200 %では、当性確ないたには 200 を発信に 200 を発生 20
⑤ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する 検査等については、飼料の安全	⑤ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設 備、製造管理の方法等に関する 検査等については、飼料の安全	<定量的指標> ◇実施率:100%(実 施件数/申請等件 数)	<主要な業務実績> ⑤ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を実施した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率 及び輸出飼料・エコフィードに 関する製造状況の確認の業者か	⑤ア 飼料及び飼料添加 物の製造設備、製造管 理の方法等に関する検 査等について、166 件実 施し、実施率100 %であ

確保に関する必要性を勘案し 確保に関する必要性を勘案し て、以下に掲げる製造・品質管 て、以下に掲げる製造・品質管 理に関する検査、指導等を実施 理の高度化に関する検査、指導 する。 等を実施する。 ア 次の申請等に対する検査等を 適切に実施する。 切に実施する。 (7) 「抗菌性飼料添加物を含有す る配合飼料及び飼料添加物複合 製剤の製造管理及び品質管理に 関するガイドラインの制定につ いて」(平成19年4月10日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消 費•安全局長通知。以下「抗菌 剤 GMP ガイドライン」という。) 及び「飼料等の適正製造規範 (GMP) ガイドラインの制定につ

ア次の申請等に対する検査等を適

(ア) 「抗菌性飼料添加物を含有す る配合飼料及び飼料添加物複合 製剤の製造管理及び品質管理に 関するガイドラインの制定につ いて」(平成19年4月10日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消 費•安全局長通知。以下「抗菌 剤 GMP ガイドライン」という。) 及び「飼料等の適正製造規範 (GMP) ガイドラインの制定につ いて」(平成27年6月17日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消 費・安全局長通知。以下「GMPガ イドライン」という。) に基づ く申請に応じて、飼料等の製造 事業場の検査等を実施し、製造 基準等への適否の確認の申請に 係る検査については、業務の進 行管理を適切に行い、申請を受 理した日からそれぞれ50業務日 以内に検査を終了し、製造基準 等への適否を確認し、その結果 を公表する。

(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に 万全を期する観点から「ペット フード用及び肥料用肉骨粉等の 当面の取扱いについて」(平成 13年11月1日付け13生畜第4104 号農林水産省牛産局長、水産庁 長官通知) に基づき、業者から の申請等により、動物由来たん 白質及びペットフードの製造事 業場の検査等を実施し、製造基 進等への適否を確認し、その結 果を公表する。

(ウ) 飼料安全法第7条の規定に基 づく特定飼料等製造業者(外国 特定飼料等製造業者を除く。) 及び第29条第1項の規定に基づ く規格設定飼料製造業者(外国 規格設定飼料製造業者を除 く。) の登録等に関する調査に ア次の申請等に対する検査等を実施した。

(7)「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製 剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下「抗菌 剤 (MP ガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範 (GMP) ガイドライン」(以下「GMPガイドライン」という。)に 基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、 適切な進行管理を行うことにより、申請 107 件(抗菌剤 (MP ガイ ドライン 4 件、GMP ガイドライン 103 件) について受理した日か ら 50 業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業 場をホームページに公表した。

(4) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来 たん白質及びペットフードの製造事業場 33 箇所からの申請に応 じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基 準に適合すると認められた事業場 33 箇所をホームページに公表 した。

(h) 特定飼料等製造業者の変更に係る申請 1 件について、業務の 進捗管理を適切に行い、50業務日以内に調査を終了した。 なお、規格設定飼料製造業者の登録等に係る申請はなかっ た。

り、事業計画における 所期の目標を達成して いると認められる。(評 定:B)

32

- いて」(平成27年6月17日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消 費·安全局長通知。以下「GMP ガイドライン」という。) に基 づく申請に応じて、飼料及び飼 料添加物の製造事業場における 製造基準等への適否の確認検査 等を実施し、申請を受理した日 からそれぞれ、50業務日以内に検 査を終了するとともに、その結
- (イ) 牛海綿状脳症の発生の防止 に万全を期する観点から「ペッ トフード用及び肥料用肉骨粉等 の当面の取扱いについて」(平成 13年11月1日付け13年畜第4104 号農林水産省生産局長、水産庁 長官通知) に基づき、業者から の申請等により、動物由来たん 白質及びペットフードの製造事 業場の検査等を実施し、製造基 準等への適否を確認し、その結 果を公表する。

果を公表する。

(ウ) 飼料安全法第7条の規定に基 づく特定飼料等製造業者(外国 特定飼料等製造業者を除く。)及 び第29条第1項の規定に基づく 規格設定飼料製造業者(外国規 格設定飼料製造業者を除く。)の 登録等に関する調査について

は、申請を受理した日からそれ ぞれ50業務日及び40業務日以内 に調査を終了する。	ついては、業務の進行管理を適 切に行い、申請を受理した日か ら、それぞれ50業務日及び40業 務日以内に調査を終了する。				
(エ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。	(エ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。		(エ) 農林水産省からの依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出 証明書の発行に関する手続き規程」(令和2年4月1日付け財務 大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく検査を9件、 飼料等を輸出する業者からの依頼に応じた動物検疫所の輸出検疫 証明書発行等のための検査を15件実施した。		
(オ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて調査を実施し、製造	(オ) 食品循環資源利用飼料及び回収 食用油再生油脂の安全確保に資す るため、農林水産省から協力要請 のあった認証制度における事業場 の調査について、事業者からの依 頼に応じて製造基準等への適否を		(オ) 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきエコフィード認証制度に係る製造基準等への適否を確認する検査 1 件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。 【実施率100%(166/166)】		
基準等への適否を確認する。 【重要度:高】 ⑤のアの業務は、事業者による GMP 及びHACPに基づく製造工程管理 により食品の安全を確保する仕組み が国際的な考えとなっている中で、 我が国のフードチェーンの一端を担 う飼料事業者への GMP 導入拡大、取 組促進につながり、飼料の効果的・ 効率的な安全確保に資する。また、 輸出用飼料等に係る調査は国が促進 する輸出拡大に寄与することから、 重要度が高い。	確認する。		【夫旭平 100%(100/100)】		
イ 飼料の安全確保及び品質の向 上に資するため、関係事業者等 に対して研修及び技術的助言等 を以下のとおり実施する。	イ 飼料の安全確保及び品質の向上 に資するため、関係事業者等に対 して研修及び技術的助言等を以下 のとおり実施する。 講習会及び研修については、サ ービスの受け手である利用者等の 声を反映した業務の改善を図るた め、5段階評価で3.5以上の評価 となることを目標として、講義の 内容や運営方法についての顧客満 足度をアンケート調査等により測 定する。	<定量及び定性的 指標> ◇講習会及び研修の 顧客満足度並びに技 術的助言等の実施状 況	<主要な業務実績> イ 飼料等関係事業者を対象に、次の研修を開催した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:飼料等関係事業者を対象 に開催する講習会及び研修並び に都道府県飼料検査指導機関へ の技術的助言及び登録検定機関 の検定業務に係る分析技術の維 持状況の確認等を実施するとと もに、講習会及び研修会の顧客 満足度は3.5以上であり、計画 における所期の目標を達成して いる。	⑤イ 飼料等関係事業者 等を対象にした研修及 び技術的助言につい て、飼料製造管理者認 定講習会、QMPガイドラ インに係る研修及び技 術的助言を実施してい ることから、目標の水準 を上回る成果が得られ ていると認められる。 (評定: B)

	また、顧客満足度が5段階評価で3.5 未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		
(7) 飼料等関係事業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第2条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。		(7) 飼料等製造業者を対象として受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を開催(参加者 58 名)し、顧客満足度は4.3であった。	
また、飼料等関係事業者を対象に、OMP ガイドラインに記載された研修を開催する。 飼料製造管理者認定講習会及び OMP ガイドラインに記載された研修については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5 段階評価で3.5 以上の評価となることを目標とする。	GMP ガイドラインに係る研修を 開催する。また、飼料等の有害 物質に関する情報を輸入業者及 び製造業者に対して定期的に発	(イ) 飼料等関係事業者を対象として、GMP ガイドラインに係る研修を昨年度に引き続き e-ラーニング (参加者 841名)で開催し、顧客満足度は4.3であった。 さらに、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信を6回実施した。	
(イ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力を行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。	り、飼料等分析の信頼性確保又	(ウ) 飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験について、農林水産省からの要請により試料調製や統計解析に係る技術的助言及び協力を行った。その統計解析結果を取りまとめ、試験に参加した飼料等製造業者等(161試験室)及び都道府県飼料検査指導機関(33機関)に対し技術的助言を行った。また、登録検定機関5機関(6事業所)については、試験の実施により検定業務に係る技術の維持状況を確認し、不満足な結果となった2事業所に対して技術的指導を行った。以上の対応について、農林水産省に報告した。	

対地大	そのほか、飼料安全法第四条第1 何の規定に基づく登録検定機関の行 検定業務の適切な実施に資するた り、農林水産省からの要請により、 5方農政局等が行う登録検定機関に ける指導等について技術的な部分 に係る助言を行う。	そのほか、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等に対する技術的な部分に係る助言を行う。		そのほか、検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき、地方農政局等が行う登録検定機関2機関(2事業所)への立入検査又は調査に同行して助言を行った。		
		ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。		ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化する ため、業務に従事する職員に対し CMP・HACCP 等に関する研修を 9 回、延べ35名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。		
関事セ及に大幹・戦の集	)国際関係業務 動物衛生及び人獣共通感染症に 計する国際基準を策定する国際態度 孫局(OEE) コラボレーティング・ シターとして、技術の標準化・普 等に協力するため、飼料の安全性 関する情報の収集・発信、技術協 等を行うとともに、活動に関する 法書をOEへ提出する。 また、国際標準化機構(ISO)の 助用飼料分科委員会(IC34/SCIO) 国内審議団体として、国内の意見 総約等の国際標準作成に関する活動 行う。	⑥ 国際関係業務 ア 動物衛生及び人獣共通感染症 に関する国際基準を策定する国 際獣疫事務局 (OIE) コラボレー ティング・センターとして、技 術の標準化・普及等に協力する ため、飼料の安全性に関する情 報の収集・発信、技術協力等に ついて、次の取組を行う。 (7) 飼料の安全確保のために開 発・改良した分析法の情報やハ ザードに関する情報を海外に発 信し、技術の普及や情報の提 供・共有を行う。 (4) コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書 をOIEへ提出する。 (ヴ) 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。  イ 国際標準化機構 (ISO) の動物用 飼料分科委員会 (ICS4/SCIO) の国 内審議団体として、外部有識者等 からなる委員会を設置し、国内の 意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。	<定性的指標> ◇飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施	(主要な業務実績) ⑤ ア 国際獣疫事務局 (WOAH (2022年6月に0IEからWOAH に略称変更))のコラボレーティング・センター (WOAH-CC)として、技術の標準化・普及等に協力するため、次の取組を行った。  (7) 飼料研究報告の要旨 (9月)及び令和3年度特定添加物検定結果(3月)について英訳し、ホームページを通して国内外に発信した(計2回)。  (4) 2022年の活動に関する報告書を作成し、WOAH本部に提出した。 (ウ) WOAHアジア太平洋地域事務所と共催でFAMIC Virtual Training on Pesticides in Feed (2月1日)をオンラインで開催した。また、当該トレーニングを開催するにあたり、ラボネットワーク参加国へ分析する農薬についてのアンケートを実施した。  4 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO)の動物用飼料分科委員会 (TCS4/SCIO)の国内審議団体として、以下のとおり国際標準作成に関する活動を行った。  ① 国際規格策定案件に対応するため、外部有識者からなる国内対策委員会を設置し、国内の意見集約を実施した。  ② ISO において改正が検討された規格について、8 規格のプロジェクトに参画し、ISOの規格改正に貢献した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり、情報の発信・共有等、国際標準化機構 (ISO)の動物用飼料分科委員会 (TC34/SC10)の国内審議団体として国際標準作成に関する活動 及びオンラインによる飼料安全 の技術研修を実施しており、計画における所期の目標を達成している。	⑥ 国際関係業務として、OIE コラボレーティング・センターとして情報発信、国際標準化機構の動物用飼料分科委員会の国内審議団体として活動を実施していることから、いることから、いった、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは

$\overline{(7)}$	調查研究業務
( ( )	

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を8課題以上実施する。

これらの課題については、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。

# ⑦ 調査研究業務

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を8課題以上実施し、その結果を報告する。

これらの調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年 1回開催し、調査研究の取組状況、 結果等について評価を受ける。

# <定性的指標>

◇調査研究業務の 実施状況

#### <主要な業務実績>

② 農林水産省から要請のあった飼料分析基準に関する試験法等(7課題)に係る開発及び改良を実施し、その結果を農林水産省に報告した。また、飼料等の安全確保上必要な課題については、1課題を選定、実施した。これらの成果について、外部有識者から成る委員会(令和5年3月2日開催)において評価を受けた。(別紙「調査研究課題一覧」参照)

調査研究業務で得られた成果を公表するために、「飼料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和4年9月30日)するとともに公開調査研究発表会(令和4年11月8日)で成果の普及に努めた。

# <評定と根拠>

評定 : B

根拠:農林水産省から要請されたものを含め、計画した課題に全て取り組み、外部有識者による評価(複数年計画の5課題を除く)はA評価3課題であり、計画における所期の目標を達成している。

⑦ 飼料及び飼料添加物 の検査等に関する調査 研究について、8 課題実 施し、外部有識者を含 めた委員会において、 A評価3課題であること から、目標の水準を満 たしていると認められ る。(評定:B)

# 4. その他参考情報

## 様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務							
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号 食品表示法(平成25年法律第70号) 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)					
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】 ②のア 食品表示法に基づく立入検査等業務		政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウ	クトカム) 情報							②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請	実施率	100%(報告件数/要請件数)	実績なし	100%	実績なし			予算額(千円)	1, 504, 078	1, 464, 993	1, 437, 523		
業務				(1/1)				決算額(千円)	1, 424, 798	1, 414, 041	1, 353, 184		
②ア 食品表示法に基づく立入	3業務日以	100%(標準処理期間内報	100%	100%	100%			経常費用(千円)	1, 397, 202	1, 390, 462	1, 367, 944		
検査等業務(立入検査)	内	告件数/立入検査等終了件数)	(23/23)	(26/26)	(27/27)			経常利益(千円)	86, 673	51, 732	103, 267		
②イ 食品表示法に基づく立入 検査等業務(行政部局要請検 査)	報告処理率	100%(報告件数/調査終了件数)	100% (3/3)	100% (2/2)	100% (14/14)			行政コスト(千円)	1, 406, 655	1, 400, 443	1, 377, 920		
③ 食品表示の科学的検査業務 (原産地表示検査)	原産地表示検 査の実施率	100%(実施件数/2,400件)	2,489件	2,502件	2,643件			行政サービス実施 コスト(千円)	-	-	-		
④ 食品表示 110 番等対応業務 (関係部局~の回付)	実施率	100%(回付件数/情報提供)	100% (12/12)	100% (19/19)	100% (24/24)			従事人員数	136	136	133		
⑤ 調査研究業務	調査研究業務 の実施状況	_	13 課題	13 課題	13 課題								

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、	業務実績、年度評価に係る自己評価及	び主務大臣による評価	i		
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
2 食品表示の監視並びに日本農林規		<定量的指標>	<b>業務実績</b> <評定と根拠>	自己評価	評定 B
格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 (1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示基準に関する検査等業務を行う。	(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務の 実施に当たっては、令和4年3月 31日で経過措置期間が終了し、全 ての加工食品に義務化された原料 原産地表示に対応するため、新た な品目の産地判別技術の開発に取 り組むほか、製造業者に対する検 査能力の向上に必要な取組を行う 等の創意工夫により改善を図り、 効果的かつ効率的に取り組むもの とする。	○食品表示の監 視に 開い 関目の評目の 関目の 関目の 関目の 関目の 関目の 関目の の では、)の 積み上げに より行う ものと する。	評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×3点(A) + 小項目4 (項目) 注 B: 基準点(10) ×9/10≦ 各小項目の合計点(11) <基準点(1  <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施 <業務の評価> 新型コロナウイルス感染拡大やヘリウムガス供給不足等によ 品の買上げ、科学的検査等の一部に影響を受けたが、指標を含成した。加えて、あさりについて、農林水産省及び県からの検し、事実と異なる産地を表示していた事業者への不適正表示り、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即したが	の)×12/10 でする。 り、食品関連事業者が販売する食 め事業計画の所期の目標を全て達 査要請に対して検査結果等の提供 に対する改善指示への寄与等によ	〈評定に至った理由〉 6の小項目のうち実績のない1項目を除き、Aが項目、Bが4項目であり、 小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとまり。
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析 又は検査を緊急に実施するよう 命令があった場合その他緊急に 要請があった場合には、最優先 で組織的に取り組み、必要な調 査、分析又は検査を実施し、そ の結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析 又は検査を緊急に実施するよう 命令があった場合その他緊急に 対応すべき課題が生じた場合 は、最優先で組織的に取り組 み、必要な調査、分析又は検査 を実施し、その結果を速やかに 報告する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告件数/要 請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績がないため評価せ ず。	① 農林水産省からの緊急要請業務について、 実績がないため評価せず。(評定:一)
② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告す	② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	<定量が指標> ◇標準の (3業報の (3業報の (3業報の (3業報の (3、2 (3、2 (3、3、3 (3、3) (4、3) (4、4、3) (4、5) (4、5) (5、5) (6、5) (6、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7、5) (7 5) (7 5	< 主要な業務実績> ② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり実施した。なお、立入検査で入手した試料の検査結果に関する報告書に誤った画像を掲載したことが判明したことから、再発防止のため内部規程を改正し、確認の徹底を図った。  ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を27件(54事業所・延べ112回)実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。 【処理率100%(27/27)】  立入検査等で入手した試料の科学的検査を45件実施した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:立入検査等について は、農林水産大臣の指示に従 い適正に実施し、標準処理期 間内の報告処理率は100%で あり、計画における所期の目 標を達成している。	②ア 立入検査等について、農林水産大臣の指示に従い27 件実施し、標準処理期間内の報告処理率は100 %であることがら、事業計画における原期の目標を達成していると認められる。(評定: B)
る。 【 <b>重要度:高</b> 】					

②のアの業務は、食品表示法に基づき農林水産大臣の指示の下で実施するものであり、かつ食品の不適正表示の疑義を速やかに解明するために欠くことができず、食品表示制度の信頼性の確保のためには必要不可欠であることから、重要度が高い。					
イ 行政部局の要請による事業所 等への調査については、適正に 実施し、調査終了後は調査結果 を取りまとめ、要請者に対し報 告する。	イ 行政部局の要請による事業所 等への調査については、適正に 実施し、調査終了後は調査結果 を取りまとめ、要請者に対し報 告する。	<定量的指標> ◇報告処理率: 100%(報告件 数/調查終了件 数)	<主要な業務実績> イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。このうち、9件(88事業所・延べ58回)については、加工食品の製造工程に関する知見を蓄積し、今後の立入検査等に役立てるため、農林水産省と連携した任意調査を実施した。 また、都道府県からの要請による協力調査5件(14事業所・延べ23回)を行った。 【処理率100%(14/14)】 なお、協力調査時に入手した試料について、都道府県等からの要請に基づき、科学的検査を11件実施した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:報告処理率は 100%で あり、計画における所期の目 標を達成している。	②イ 行政部局の要請に よる事業所等への調査に ついて、14 件実施し、 報告処理率は100 %であ ることから、事業計画に おける所期の目標を達成 していると認められる。 (評定: B)
③ 食品表示の科学的検査業務表示監視行政への支援機能を強化するため、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を実施する。検査品目に関しては、農林水産省関係部局と調整し、緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関しては、原産地表示等の検査を重点的に行う。過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示検査の実施に当たっては、原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、直近3年間の目標件数の水準を維持する。検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。	③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を 強化するため、農林水産省関係 部局と連携の上、検査対象の重 点化に取り組み、食品関連事業 者により販売される食品のモニ タリング検査及び表示監視関係 行政機関等からの検査要請に的 確に対応した検査を以下のとお り実施する。 検査の結果、疑義が認められ た場合には、検査結果を農林水 産省関係部局等に速やかに報告 する。 ア 検査対象の重点化では検査品 目に関して、農林水産省関係部 局と調整して緊急度及び重要度 の高いものを重点化し、次の検 査を行う。 (7) 原産地表示に関する検査につ	<定量的指標> ◇原産地表示検査の実施率: 100% (実施件数/2,400件)	〈主要な業務実績〉 ③ 食品表示の科学的検査業務 食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査 及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を5,822 件実施した。 (2,643 件 (原産地表示に関する 検査) +254 件 (遺伝子組換え表示に関する検査) +2,925 件 (品種判別その他の検査) =5,822 件)。 なお、検査の結果、疑義が認められた 115 件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。 ア 農林水産省関係部局等に速やかに報告した。 ア 農林水産省関係部局を調整して緊急度及び重要度の高い品目に重点化し、次の検査を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大、検査に不可欠なヘリウムガスの供給不足等により、当初予定していた食品関連事業者が販売する食品の買上げや科学的検査の一部が実施困難となったため、農林水産省関係部局と調整し、検査品目の一部を変更した。 (7) 原産地表示に関する検査については、検査対象品目及び検	<評定と根拠> 評定: A 根拠: 新型コロナウイルス感染拡大やヘリウムガス供給不足等により買上げ、科学的検査等の一部に影響を受けたが、原産地表示に関する検査は所期の予定件数を上回った。 特に、農林水産省及び県からのあさりの産地判別に関する検査要請に対し速やかに関する検査に対する不適正表示の改善指示につながったことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	③ 食品表示の科学的検 査について、原産地表示 検査を 2,643 件実施し、 実施は 110 %である。 さらに、農林水産省及び 県からのあさりの産地判別 に関する検査要請に対し速 やかに検査結果を提供する ことにより、FAMIC の分析 を端緒とする 14 業者の不 適正表示の改善指示に繋が っており、食品表示の適正 化に貢献していることか ら、事業計画における所期 の目標を上回る成果が得ら れていると認められる。 (評定: A)
	(ア) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい、あさり、うなぎ加工品等の検査を優先的に行うと		(7) 原産地表示に関する検査については、検査対象品目及び検査時期の選定を適切かつきめ細かく行い、2,643 件の検査を実施した。 なお、モニタリング検査で買い上げた生鮮スルメイカの原産地表示及び湯通し塩蔵わかめの原料原産地表示に疑義があるとの検査結果を農林水産省に報告したものが、立入検査を経て、食品表示法に基づく不適正表示の改善指示に		

ともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつ、きめ細かく行い、2,420件以上の検査を実施する。

また、新たに開発され有効性 が確認された判別手法を積極的 かつ適切に検査に利用する。

(イ) 消費者の関心が高い遺伝子組 換え表示に関する検査について は、商品ごとの流通実態を勘案 して効果的に検査対象品の選定 を行い、豆腐、油揚げ等の検査 を、250件以上実施する。

なお、検査の結果、必要に 応じて製造業者、流通業者等に 対する分別生産流通管理の実施 状況等の調査を行うとともに、 原料として使用された農産物の 入手に可能な範囲で取り組み、 遺伝子組換え体の混入率につい て検査を行う。

- イ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査対象とする生鮮食品及び加工食品の一部について、検査品目の選定及び買上げを農林水産省と連携して行い、検査結果のおして行い、検査を指集ので変して行い、検査を追加実施して疑義が判明した時点で速やかに買上げ及び検査を追加実施して疑義の紙続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。
- ウ 表示監視関係行政機関等から の要請による検査では、要請の 目的に応じた検査内容となるよ うにするとともに、科学的検査 に関する技術的な相談等の協力 要請についても、可能な限り対 応する。

つながった。 (表 1-2-(1)-1 参照)

【実施率:110%(2,643/2,400)】

(イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を行った。

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの については分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとと もに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体 の混入率等について検査を行った。

これらの遺伝子組換え表示に関する検査を合計 254 件実施した。

なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適 切な管理が認められた案件はなかった。

イ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、生 鮮食品 221 件、加工食品 100 件、合計 321 件について同省と 連携して実施した。

分析疑義が判明した時点で速やかに追加買上げ及び検査を 実施して疑義の継続性、広域性等の確認を行う取組を 69 件 に対して行った。

ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査について は、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏 まえて236 件実施した。また、科学的検査に関する技術的な 相談についても、可能な限り対応した。

【特筆事項等について (創意工夫等)】

			農林水産省の「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査」で、熊本県産と表示されたあさりに外国産あさりが混入している疑いがあるとの結果が公表され、熊本県だけでなく全国のあさり産地の信頼を大きく揺るがす社会的な反響が広がった。このような中、農林水産省等はいわゆる「長いところルール」の適用の厳格化等産地表示適正化のための対策を講じ、その効果を測るための検査をFAMICに要請した。この要請に対し、計画済みの検査スケジュールを変更したほか、検査を行う横浜事務所に本部から職員を派遣し検査体制を強化することにより、短期間で30件の産地判別分析を実施した。このほかにも、農林水産省から要請された食品表示110番情報に基づく産地判別分析を2件、県・警察から要請された産地判別分析を28件実施した。また、前年度実施した熊本県に対するあさり分析検査の技術移転に関し、県の要請に基づき技術的助言を実施した。 PAMICの科学的検査を端緒として、国、県等で14業者の不適正表示の改善指示につながった。FAMICの産地判別技術による監視業務の支援により、あさりの産地表示の適正化の推進に貢献した。		
④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク 表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、手順書に従い疑義情報安受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (回付件数/情 報提供)	<主要な業務実績> ④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報 24 件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率100% (24/24)】 また、農林水産省からの食品表示110番に係る分析依頼について、科学的検査を21件実施した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:実施率は100%であり、 計画における所期の目標を達 成している。	④ 食品表示110番等対応 業務について、不適正 表示や違法なJASマーク 表示に関する情報提供 を24 件実施し、実施率 は100%である。また、農 林水産省からの分析依 頼に基づき科学的分析 を21件実施していること から、事業計画におけ る所期の目標を達成し ていると認められる。 (評定: B)
⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析 技術及び判別技術の開発・改良に関 する調査研究を13課題以上実施し、 その取組状況、結果等について、外 部有識者の評価を受ける。	⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析 技術及ひ判別技術の開発・改良に関す る調査研究を13課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会 を年1回以上開催し、調査研究の取 組状况、結果等について評価を受け る。	<定性的指標> ◇調査研究業務 の実施状況	<主要な業務実績> ③ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、13 課題を実施 した。その成果について、外部有識者を含めた委員会(令和5年3月9日開催)において調査研究課題ごとに評価を受けた。 課題ごとの評価はA評価3課題、B評価10課題であった。 (別紙「調査研究課題一覧」参照)  調査研究業務の進行に当たっては、農林水産省や関係課との調整や外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、関係課を交えた内部検討会を複数回開催し、計画作成、進捗管理を行い効率的に実施した。 調査研究業務で得られた成果について、公開調査研究発表会(令和4年11月8日対面・オンライン併用)を開催して発表するとともに、研究成果を「食品関係調査研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和5年3月28日)する等、成果の普及に努めた。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:食品表示の監視に関す る調査研究については、目標 課題数を満たすとともに、外 部有識者を含めた委員会から 適切に実施されたとの評価を 受けており、計画における所 期の目標を達成している。	⑤ 食品表示に監視に関する調査研究について、13 課題実施 (年度目標値:13 課題以上)し、外部有識者を含めた委員会においてA評価3課題、B評価10課題であることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定:B)

## 様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
第1-2-(2)	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務		
業務に関連する政 策・施策		当該事業実施に 係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号 JAS法 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。)
当該項目の重要度、 困難度	【重要度:高】 ② JASの制定等に係る業務 ⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務		政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカ	ム)情報							②主要なインプッ	ト情報(財務	と	に関する情報	<u>{</u> )	
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急命令等業	実施率	100%(報告件数/	実績なし	実績なし	100%			予算額(千円)	1, 041, 442	1, 057, 424	1, 029, 952		
務		要請件数)			(1/1)			決算額(千円)	1, 051, 889	1, 039, 841	922, 446		
② JASの制定等に係る業務(JASの確認	原案作成件	10件	100%	180%	470%			経常費用(千円)	1, 034, 510	1, 004, 022	933, 458		
等に関する原案作成)	数		(3/3)	(18/10)	(47/10)			経常利益(千円)	70, 927	39, 813	72, 154		
				_				行政コスト(千円)	1, 040, 814	1, 010, 240	939, 332		
② JS の制定等に係る業務(日本産品 の優位性の発揮につながる原案(団 体等の提案に係るサポート件数含 む。))			13 件					行政サービス実 施コスト(千円)	-	-	-		
③ 国際規格に係る業務(国内委員会等開催数)	国際標準化 活動の実施	_	国内委員会 を1回開 催、国際規	国内委員会を3回開催、国際規格プ	国内委員会を2回開催、国際規格プロジ			従事人員数	105	103	94		
③ 国際規格に係る業務(参画しているプロジェクト数)			格プロジェ クト41件に 参画 (うち 発行済は19 規格) _	ロジェクト 26 件に参画 (うち発行済 は10規格)	ェクト 33 件 に参画 (うち 発行済は 10 規格)								
③ 国際規格に係る業務(ISO会議への対応回数)			20 回										
<ul><li>④ア 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務(登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査)</li><li>④イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務(登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査)</li></ul>	45業務日以內	100% (標準処理期間内報告件数/報告件数)	新規:100% (2/2) 更新:100% (4/4) 新規:実績 なし 更新:実績	新規:100% (2/2) 更新:100% (51/51) 新規:100% (1/1) 更新:実績な し	新規: 100% (6/6) 更新: 100% (36/36) 新規: 実績な し 更新: 実績な し								
(⑤ア JK 法に基づく立入検査等業務 (登録認証機界等) (⑥イ JK 法に基づく立入検査等業務 (登録外国認証機界等)	3業務日又は30 業務日以内 45業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/検査終了件数)	100% (68/68) 100% (8/8)	100% (78/78) 100% (11/11)	100% (77/77) 100% (12/12)								
(5)ウ JK 法に基づく立入検査等業務 (登録認証機関等の技術能力確認調 査)	調査実施率	100%(実施件数/計画件数)	100% (460/460)	100% (431/431) 実績なし	100% (419/419) 実績なし								
⑤エ JIS 法に基づく立入検査等業務 (行政部局要請検査)			実績なし			42							

⑥ 認定制度に基づく認定業務(認証機関又は試験業者の申請に応じて審査)	調查実施率	100%(審査件数/申 請受理件数。申請 中の案件を除 く。)	100% (4/4)	100% (6/6)	100% (6/6)		
⑥ 認定制度に基づく認定業務(国際 相互承認に向けた取組)	国際相互承認に向けた取組	-	国際相互認証申請に必要な認定実績を確保し、APACの準会員となった。	製品認証分野 (ISO/IEC 17066) におい て、APACへ国 際相互承認の 申請手続きを 行った。	製品認証分野 (ISO/IEC I7065) におい て、APAC 国際 相互承認審査 を受審した。		
①ア 農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する業務(認定農林水 産物・食品輸出促進団体への協 力業務)	実施率	100%(実施件数/要請件数)			100% (1/1)		
⑦イ 農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する業務(登録発行機関 及び登録認定機関の登録及びそ の更新申請調査)	調査実施率	100%(調査報告件 数/農林水産大臣 からの調査依頼件 数。調査中の案件 を除く。)	100% (5/5)	100% (2/2)	100% (1/1)		
⑦ウ 農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する業務(登録発行機関 若しくは登録認定機関又はこれ らの者と関係のある事業者に対 する立入検査)	検査実施率	100%(検査報告件 数/農林水産大臣 が指示した検査件 数。検査中の案件 を除く。)	実績なし	100% (6/6)	100% (14/14)		
⑦エ 農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する業務(行政部局の要 請による調査)			実績なし	実績なし	実績なし		

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

左连旦捶	★****	ナンジュ/エポウキ亜	法人の業務実績・自己評価		→ <b>7</b> ⁄⁄⁄ <b>—</b> □	エル・トッシング
年度目標	事業計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	土務入日	臣による評価
2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 JK 法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり JK の制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JK に係る検査等業務を行う。また、JKの活用が図られるよう JK制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。さらに、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力を行うとともに、登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 日本農林規格等に関する業務の実施に当たっては、国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、新たに国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、日本農林規格(以下「MS」という。)の制定等、JAS制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。また、国内の農林水産物及び食品の輸出促進に当ずく認定農林水産物・食品輸出促進因体の依頼に応じて必要な協力を行うとともに、登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	<定量的指標> ○農林水産物等の 品質する業務 中項目の評定は、小項目の評定は、小の評定結果の積み上げにより行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: A 根拠: ◇小項目1 (項目) ×4点(S) +小項目3 (項目) ×3点点(B) =27点 A: 基準点(22) ×12/10 ≤ 各小項目の合計点(27) <課題と 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する 〈業務の評価〉 農林水産省からの「中国 JAS 合板事業者の JAS 認証停止に係 請」に基づき、調査等を適切かつ確実に行い、不正に出荷されが が国の強みのアピールにつながる JAS の原案作成について、予定性 を実施した。令和4年度 JAS 法改正により、有機酒類が JAS の制 改正法の施行日(令和4年10月1日)以降、登録認証機関等が有 を円滑かつ速やかに行えるように、農林水産省や国税庁と協力し、 が行う申請手続等が複雑にならないよう、省庁を超えて複数回打 もに、「有機酒類に係る認証を行う登録認証機関の審査の手引き」 応した。農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定 (ISO/IEC 17065)における各国認定機関との相互承認締結に向け (APAC)の承認審査を受審し、APAC 評価チームからは承認を推薦 に、FAMIC の知見や技術を生かした創意工夫による主体的な取組と 着に向け ASEAN 諸国との関係強化や国際規格化に向けた各国との付性の承認を行うために必要な調査の実施、林産物 JAS に係る接着が 品の輸出拡大等に貢献した。	(A) + 小項目 7 (項目) ×2 対応> 5。 5。 5。 5 調査の協力依頼について(要 た原因等を特定した。また、我 #数(10 件)を大きく上回る 47 件 定対象となったことを踏まえ、機 透類に係る事業者の JAS 認証・新規又は既存の登録認証機関 ち合わせを実施し検討するととの作成等、迅速かつ適切に対業務について、製品認証分野アジア太平洋地域認定協力機構する旨の評価結果を得た。さらして、JAS の海外への浸透・定協力体制構築の推進、有機同等	11 の小項目 目、Aが3 目であり、 げた項目別 たため。 ※小項目の は法人の じ。	項目、Bが 小項目を積 評定はAで
D 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令 等業務 農林水産大臣からセンター法 第12条の規定に基づき調査、分 析又は検査を緊急に実施するよ う命令があった場合その他緊急 に対応すべき課題が生じた場合 は、他の業務に優先して、調 査、分析又は検査を実施し、そ の結果を速やかに農林水産大臣 等に報告する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率100% (1/1)】 「中国 JAS 合板事業者の JAS 認証停止に係る調査の協力依頼について (要請)」について対応を行った。 【特筆事項等について (緊急対応の必要性等)】 中国江蘇省にある構造用合板等に係る JAS 認証事業者 (ベンベンマオ・ニューマテリアル) が製造した JAS 基準に必要な格付検査を実施していなかった製品に JAS マークを付して日本に輸出されたこと (以下「無格付品」という。)を受け、農林水産省 (新事業・食品産業部 食品製造課 基準認証室)からの要請のもと、以下について実施し、基準認証室へ報告した。 (1) 流通実態の把握流通実態の把握流通実態の把握については、輸入業者十数社に対するオン	<評定と根拠> 評定:A 根拠:農林水産省からの要 請に対する実施率は100%で ある。 さらに、農林水産省担当 部と調整し、当該工場が製 造したJAS無格付品にJASマ ークを付した製品の国内で の流通品の流通実態調査、 製品検査を迅速に行うとと もに、当該登録外国認証機 関への臨時調査及び当該事 業者への任意調査を行い、 当該製品の流通実態や製品	し、農林 請に対り % され、FAM し、FAM 制速かい 実加えて がより、JAS 制度	いて、1 を 水水産省から る報告の である。 、不適合品 を速やかに IC全体で ですること の効率的な

ライン説明会を通じて輸入業者の窓口を設定し、流通量、在

庫量、保管場所、納品先と納品数量等の報告を FAMIC が受け

対応した。その際、本部だけでは迅速に整理することが困難

性能、認証業務の問題点や

格付業務の適切性等を確認

した結果、JAS 制度の運用

となり、今後の JAS 制度

の適正な運用の検討に資する情報を収集し、今後

<ul><li>② JAS の制定等に係る業務 JAS の制定等については、農林</li></ul>	<ul><li>② JAS の制定等に係る業務</li><li>ア JAS の制定等については、</li></ul>	<定量的指標> ◇我が国の強みの	であったため、各地域センターと協力体制を構築し、国内における無格付品の出荷先や出荷量等を短期間でおおむわ特定することができた。 ② 製品性能の把握製品性能については、事案の性質上可及的速やかに対応する必要があったことから、以下の対応を行った。 ① 無格付品については、上述の説明会後にJAS表示の抹消を指示する必要があり、また、輸入業者によっては廃棄してしまう恐れがあったことから、速やかに買い上げを行う必要があった。しかし、品目(厚さ)だけでなく、製造目が異なる製品を調達する必要があり、さらに、輸入者によっては保管する倉庫が各地(港湾)に点在するなどの状況であった。このため、短時間で本部及び各地域センターの職員が最寄りの販売店等へ出向き、無格付品の厚さごとの数量、製造時期(人荷時期)、バッケージ(1梱包当たりの枚数、梱包資材の表示内容等)等の在庫品の状況を確認しつつサンブリングを行った。なお、サンブリングの際には、販売店等の在庫状況を確認後、本部と調整し、検査対象とする厚さ及び抜き取り枚数を決定した。② 無格付品の検査については、検査担当センター(本部及び神戸センター)職員だけでは迅速な検査が困難であった。さらに、本部では原因発明に関する業務への対応も必要であったことから、検査担当センターに添造するともに、効率的な検査実施のため、集約化して対応する必要がある討験については、対験片を神戸センターに輸造し、JAS等に基づく製品検査を実施したことで、無格付品の性能を迅速かつ短期間で把握することができた。 ③ 認証業務のや理な事業者によって、当該事業者への任意調査(立会調査)については、中国における新型コロサウイルス感染症の水際対策の一環として出入国時の隔離期間が長期間(それぞれ約1週間)となるため、遠隔(リモート)での実施となった。特に当該事業者への調査については、スマートフォンを活用しリアルタイムで当該製品の製造主機や格付の状況等を的確に把握することで、当該事業者及びムトゥアグンルスタリ(株)から事前に入手した資料や製品検査時の在庫品の状況等の記録を有効活用し調査したことも手伝い、認証業務の状況やJAS無格付にJASマークが付されて出荷された原因等が特定できた。	における不適切な事項等が明らかとなり、今後の JAS 制度の適正な運用の検討に資することができたことから事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	の JAS 制度の信頼性向上 に貢献していることから、事業計画における所 期の目標を上回る成果が 得られていると認められ る。(評定: A)
水産省のほか、様々な関係機関	農林水産省のほか、様々な関	アピールにつな	ア 我が国の強みのアピールにつながる新たな JAS の原案作成に	根拠:新たな規格の原案及	し、原案作成実施率は
とのネットワークを活用・連携	係機関とのネットワークを活	がる新たな規格	ついて、Web会議を開催するなど広範囲に所在する関係者との連	び既存規格見直しによる原	470 %である。
して、規格のニーズ・シーズを	用・連携して、規格のニー	の原案及び既存	絡、調整等を緊密に実施できる体制を構築し、効率的かつ効果	案作成件数の達成率は	このことは、規格提案

探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化を見据えて規格原案の作成を行う。その際、国際的に活用する規格にあっては、必要に応じて日英両語で作成する。  また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、JASの確認等を行う。 さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JASの制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行う。	ズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化も見据えて原案の作成を行う。  また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進する。  イ 国際規格や技術の動向等を含め、JASの制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たな JAS の原案作成等に活用する。	規格見直しによる 原案の作成件数 (団体等の提案 に係る含む): 10件	的な検討を可能とした。また、JAS 制度等説明会や広報誌、Web 発信、論文投稿など多様な媒体を用いて、農林水産・食品分野の標準化の意義やビジネスツールとしての JAS の活用について 啓発した。 これらにより、事業者団体等における JAS 制定への期待が醸成され、FAMICに対する JAS 化検討のサポート依頼も増加した結果、新たな規格 10 件 (全てサポート)、既存規格の見直し 37件 (うち、サポート 31 件)について、原案作成の検討又はサポートを実施した。また、国税庁による有機加工食品 JAS (有機) 国際規格動向、適合性評価、残留農薬分析などの知見を提供した。 申出に加えて、日本農林規格調査会 (JAS 調査会)の審議のための想定団及び関連する告示案の作成並びに JAS 調査会での規格案説明及び質疑応答への対応等、規格案可決までのフォローアップを的確に行った。 【処理率 470%:規格 (47/10) 】  イ 事業者団体等による創意工夫を生かした JAS の活用が図られるよう、新たな JAS の提案促進のための説明会等を実施した。説明会では、Web 会議システムを活用し、制定した JAS に係るプロジェクトメンバーによる具体的な体験等の説明、JAS 提案の事例紹介、JAS 認証導入・原案作成のための支援事業の説明など、農林水産省と連携し、効果的な普及や関係者の標準化に対する贈込が高まる工夫を行った。展示会では、幅広い事業者に対する普及のため、JAS 申出につながるコンテンツを出展し、JAS 提案などを規格の性能確認結果を論文化することで、学術界や関係業界に JAS の診験方法を広報するとともに、試験方法確立までの検討過程や共同試験の詳細な情報を規格利用者に提供する更近、2 規格の性能確認結果を論文化することで、学術界が関係業界に JAS の理解の選集を図のまた。するとに、AMMC ホームページ及び動画投稿サイトに標準化やJAS 申出に関する動画、影験方法等規格解説動画を掲示した。 さらに、AMMC ホームページ及び動画投稿サイトに標準化やJAS 申出に関する動画、影験方法等規格解説動画を掲示した。 中、企業関係者に対して、海外での JAS の普及・展開を促すため特米や機能性成分定量など 6 規格の英文報訳をホームページとび動画を掲示した。 からに全て対応することとし、ASEAN 人材育成に大場を開かるための講義を行った。 講義では各国の興味の増加ともに理解が向上したというアンケート結果が得られ、人材育成に大きく貢献した。このように相手国の充足度が高い講義を継続的に実施したことから、その協力と貢献に対してASEAN より感謝状を授与された。 また、ラオスで開催されたフードバリューチェーン講座においても、有機 JAS 認認に係る講義を行った。	470 %である。自ら検討した原案申出6件に加えて、民間提案に対けて41件の規格を実施して41件を実施して41件を実施し、民間提対のサポオイトを進行を実施した原案中が多いの強力の強力を変勢である。との強力の対対を変勢がある。との強力がある。とのないないのでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他	者側の他律的な要とない。 を実践のではます。 を実践の事業にののでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をでいる。 にいっている。 にいる
加えて、JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、事業者等	ウ JAS 制度、新たに制定され た JAS 等について、国内外へ		ウ 農林水産省が有機食品の輸出拡大のために、有機 JAS 認証制 度との同等性(有機同等性)承認を得るための二国間交渉を検		

とから、農林水産業・食品産業の 競争力・輸出力の強化に向けて、 事業者や産地からの提案により、 我が国の強みのアピールにつなが る多様なJASの制定が重要である。 ②の業務は、上記の実現に主要 な役割を果たすことから、重要度 が高い。			画、機能性成分定量法、レストラン管理、錦鯉品種等これまでになかった分野での JAS 化成功事例を紹介、試験方法 JAS の性能確認結果を論文化などに取り組み、JAS への理解を促進した。また、事業者団体等から要請を受けて、JAS 化検討から農林水産省への申出までを伴走型でサポートした。この結果、事業者団体等からの JAS 提案やサポート要請が増加し、JAS 原案作成件数が大幅に伸長し、農林水産・食品分野における標準化の推進、政府の各施策推進に大きく貢献した。		
国際規格に係る業務について、国際標準化機構(ISO)が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構(ISO)の食品専門委員会(IC34/SC12)、分子生物指標の分析に係る機動的手法分科委員会(IC34/SC16)、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会(IC34/SC16)、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会(IC34/SC17)、合板分科委員会(IC34/SC17)、合板分科委員会(IC218)の国内審議団体として、国内の意見集約(関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。)、JASと国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を行う。	国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を 受映させるため、国際標準化機 賃(ISO)の食品専門委員会(TC 4(うち W2O、W25 等の作業グレープに係る活動))及び傘下 の分科委員会(TC34/SC12、TC34/S 16、TC34/SC17)、並びに合板分 計委員会(TC89/SC3)及び木材 専門委員会(TC218)の国内審議 団体として次の国際標準作成に 引する活動を行う。 P必要に応じて外部有識者等 から成る委員会を設置し、専門 委員会等からの意見無合等へ の対応を含む。)、JASと国 際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等を行う。	<定性的指標> ◇国際標準化活動 の実施	(主要な業務実績> ③ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO)の食品専門委員会 (TC34)、官能分析分科委員会 (TC34/SC12)、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16)、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17)、木質パネル専門委員会(TC218)の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際規格の検討状況を把握するため、木質構造専門委員会 (TC165)に出席した。また、ISO スマート農業 SAG について、事務担当として、関係するTC等への情報提供及び国内報告会の運営に協力した。  ア 関係するTC、SCにおける国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等からなる国内対策委員会等を設置し、メール等により、JAS を踏まえた国際規格への提案も見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。国際会議への参加等に当たり、国際規格案や国際会議の対応方針を検討するため、食品専門委員会 (TC34)及び分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16)をそれぞれ1回ずつ合計2回開催した。また、これらの取組の中でISOにおいて新規策定又は改正が検討されていた規格について、JAS を踏まえた国際規格への提案を見据えて、食品成分の分析法や遺伝子検出法、木材や合板の試験法等33規格のプロジェクトに参画し、そのうち10規格が発行される等、ISOの規格策定及び改正に貢献した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 計画のとおり国内審議団体として、外部有識者等からなる委員会を設置し国内の意見を集約、JASと国際規格との連動を見据えJASに関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国際会議に職員等を派遣するなどの活動を実施した。これらの活動を実施した。これらの活動を実施して、国際化対応力は一段と回る成果と認められる。	③ 国際標準化機構の食品 専門委員会等の国内審議 団体として、外部有識者 等からなる委員会を設置 し国内の意見を集約、 JAS と国際規格との連動 を見据え JAS に関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国内意見 の反映に努めるため国際 会議に職員等を派遣する などの活動を実施してい ることから、目標の水準 を満たしていると いる。(評定: B)

	有識者と上記アの委員会等を 通じて連携の強化を図る。ま た、日本産品を輸出する際の ニーズの把握等必要な調査を 行う。	識者グループ会合に規格開発責任者として参画し、規格素案を作成する等活動を推進した。その中で、機能性表示に関する法規制への懸念が示された欧米に向けては、規格の目的を機能性評価から品質評価へ変更すること、機能性に関心の高い ASEAN 諸国に向けては、機能性成分に関する国際シンポジウムを開催すること等、各国の懸念や関心の違いに応じてきめ細やかに対応することで、日本提案の国際的コンセンサスを得やすくするための効果的な戦略を検討した。このほか、「大豆ミート食品」、「魚類の鮮度指標」及び「災害食の評価基準」について、規格の提案に向けた活動に協力した。
また、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を提案するため、研究機関や民間の有識者と連携を強化するとともに、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。 加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。	ウ 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。なお、JAS と国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。	ウ 国際規格案件ごとの重要度や輸売材、記等を踏まえ、外部有識者等の専門家及びFAUC 職員を選定の上、次のとおり国際会議(他も会議を含ま)、小派を した。 () Polt PAMC 職員派遣数 (TC34/W24) 定量検験気共鳴分光法:3 回派遣3 回開催 (9 名) (TC34/W25) 植物性食品:「回派遣7 回開催 (9 名) (TC34/W25) 植物性食品:「回派遣7 回開催 (9 名) (TC34/W26) 機動的 (1 2 名) (TC34/W26) 機動的 (1 2 名) (TC34/W26) 機動的 (1 2 名) (TC34/W26) (1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

- ④ 登録認証機関等及び登録試験 業者等に対する調査等の業務
- ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査

登録認証機関及び登録外国認証機関(以下「登録認証機関等」という。)の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第14条第2項(JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。)に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 登録試験業者等の登録及び その更新の申請に係る調査

登録試験業者及び登録外国 試験業者の登録及びその更新 の申請に係る調査は、JAS 法第 43 条第2項(JAS 法第45 条第2 項において準用する場合を含 む。)に基づく農林水産大臣 の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、その結果を 申請書類の受付から45業務日 以内に農林水産大臣に報告す る。

- ④ 登録認証機関等及び登録試験 業者等に対する調査等の業務
- ア 登録認証機関等の登録及び その更新の申請に係る調査に ついては、次の取組を行う。
- (7) 登録認証機関及び登録外国認証機関(以下「登録認証機関等」という。) の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第14条第2項(JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。) に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、申請書類の受付から45業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。
- (イ) 調査の結果、登録認証機関 等の登録基準への適合性が確 認されない場合は、農林水 産省へ報告する。
- イ 登録試験業者及び登録外国 試験業者(以下「登録試験業 者等」という。)の登録及びそ の更新の申請に係る調査につ いては、次の取組を行う。
- (7) 登録試験業者等の登録及び その更新の申請に係る調査 は、JAS 法第43条第2項(JAS 法第45条第2項において準用 する場合を含む。) に基づく 農林水産大臣の指示に従い、 ISO/IBC 17011 に基づいて行 い、申請書類の受付から45 業務日以内に調査結果を農林 水産大臣に報告する。
- (イ) 調査の結果、登録試験業者 等の登録基準への適合性が確 認されない場合は、農林水産 省へ報告する。

<定量的指標>
<//>
〈標準処理期間内

の処理率:100% (標準処理期間内報告件数/報告件数) ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに更した期間は処理期間に含めない。 <主要な業務実績>

- ④ア JAS 法第14条第2項 (JAS 法第17条第2項において準用する場合を含む。) に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関(以下「登録認証機関等」という。) の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011適合性評価一適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、次の取組を行った。
  - (7) 登録認証機関等の登録における調査 6 件及び登録の更新時における調査 36 件について、業務の進行管理を適切に行い全て 45 業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。

なお、農林水産省から依頼された登録認証機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和4年度に調査が終了した 124件を報告した。

(表 1-2-(2)-1 参照)

- (イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。
- イ JAS法第43条第2項 (JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。) に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、該当する事案はなかった。

なお、農林水産省から依頼された登録試験業者の業務規程等の 変更届出に関する調査を行い、令和4年度に調査が終了した2件を 報告した。

(表 1-2-(2)-1 参照)

【処理率 100% (42/42((新規 6+更新 36)(アグ))+0(アイイ))+(新規 0+更新 0)(イ)】

#### 【特筆事項等について(創意工夫等)】

令和4年 JAS 法改正により、有機酒類が JAS の制定対象に追加されたことを踏まえ、FAMIC の知見等を活用するとともに、農林水産省及び国税庁と連携して、次の取組みを実施した。

- ① 有機加工食品 JAS 改正案の検討への協力 改正 JAS 法に基づき国税庁が有機加工食品 JAS (有機酉類に係る 部分) の改正原案を検討した際に、規格作成のノウハウ等の知見 を提供するとともに、検討委員の構成、検討の進め方等を共有した
- ② 有機酒類に係る登録認証機関等に対する調査手順等の検討 改正 JAS 法の施行日(令和4年10月1日)以降、登録認証機関 等が有機酒類に係る事業者の JAS 認証を円滑かつ速やかに行える ように、農林水産省や国税庁と協力し、新規又は既存の登録認証 機関が行う申請手続が複雑にならないよう、業務規程の変更届出

<評定と根拠>

評定 : A

根拠:標準処理期間内 (45 業務日以内) の処理率は 100%であり、計画における 所期の目標を達成してい る。

また、令和 4 年の JAS 法 改正の対応においては、改 正法施行後、業務規程の変 更届出を提出することで、 既存の登録認証機関等が有 機酒類の JAS 認証を速やか に実施することが法改正か ら施行までの 4 ヶ月で可能 となった。

令和4年10月中に既存の 登録認証機関等18機関(国 内15、外国3)から業務規程 の変更届出があり、その結 果、有機酒類について5事業 者がJAS認証され、円滑か つ速やかな制度運用を図る ことができた。

さらに、酒類の登録認証 機関等への適合性評価のた めの事業所調査や、認証事 業者への立会調査では、国 税庁職員と合同で適正な調 査を実施できるように調整 し、制度の信頼性確保に貢 献した。 ④ 登録認証機関等に対す る調査等の業務につい て、登録における調査 6 件及び登録の更新時にお ける調査 36 件を実施 し、標準処理期間内の処 理率は100 %である。

さらに、JAS 法改正により有機JASの対象に酒類が追加されたことに伴う有機JAS規格の改正、登録認証機関等の調査手順等の検討に当たり、国税庁等に技術的知見を提供することにより速やかな法律の施行に貢献したことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。(評定: A)

			や登録申請の手続き及び調査体制について、省庁を超えて複数回打ち合わせを実施し検討するとともに、「有機酒類に係る認証を行う登録認証機関の審査の手引き」の作成等、改正 JAS 法施行目までに迅速かつ適切に対応した。 これにより、改正法施行直後の令和4年10月末には、既存の登録認証機関等18機関が有機酒類に係る認証業務を行うことができるようになり、5事業者がJAS認証を取得するなど、円滑な制度運用に貢献することができた。 ③ 国税庁職員に対する残留農薬分析の研修改正 JAS 法施行後、国税庁が有機酒類の格付品検査を実施するため、令和4年9月及び11月、FAMICにおいて残留農薬分析研修を実施し、国税庁職員に技術的知見を提供した。		
⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を3業務日以内に報告する。	⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等については、次の取組を行う。  ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第66第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から3業務日以内に結果を報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内 (アに乗務日以内 又は3業務日以内 入は45業務の 日は45業務の 日の別の(標準の 期間内報告件数/ 検査終了件数)	(主要な業務実績) ③ JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行った。  ア JAS 法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い()及び()のとおり適切に実施した。 () 登録認証機関及び登録試験業者の認証業務の確認を強化するため、72機関に対する立入検査に着手し、73機関(前年度からの継続案件2件を含む。)の立入検査が令和4年度内に終了し、終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。なお、当該立入検査は、①事業所調査(登録認証機関及び登録試験業者の事業所で行う調査)、②製品検査施設調査(製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査)、③立会調査(認証業務の現場に立ち会って行う調査)により行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査:36件(前年度からの継続案件2件を含む)②製品検査施設調査:30件 ③ 立会調査:158件(前年度からの継続案件1件を含む。) () JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を2件実施し、3業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、資材評価に係る立入検査を2件実施し、3業務日以内に農林水産大臣に報告した。機林水産大臣に報告した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:標準処理期間内の処 理率は100%であり、計画 における所期の目標を達成 している。	⑤アイ JAS法に基づく立 入検査等について、89 件実施し、標準処理期 間内の処理率は100%であ ることから、事業計画 における所期の目標を 達成していると認めら れる。(評定: B)
イ 登録外国認証機関及び登録 外国試験業者に対する検査 JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及 び第 55 条第 1 項第 5 号の規定 に基づく検査については、農 林水産大臣の指示に従い実施 するとともに、検査が終了し た翌日から 45 業務日以内に結 果を取りまとめ、農林水産大 臣に報告する。	イ 登録外国認証機関及び登録 外国試験業者に対する検査 JAS 法第35条第2項第6号及 び第55号第1項第5号の規定 に基づく検査については、農 林水産大臣の指示に従い実施 するとともに、検査が終了し た翌日から45業務日以内に結 果を取りまとめ、農林水産大 臣に報告する。		イ JAS 法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。 登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を13機関に対して着手し、12機関の検査が令和4年度内に終了し、終了した翌日から45業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査(外部委託された製品検査施設の調査を除く。)により行い、登録外国認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のと		

			おり実施した。 ① 事業所調査:13件(前年度からの継続案件はない。) ② 製品検査施設調査:3件(表1-2-(2)-3 参照) また、上記検査以外に外部委託された製品検査施設に対する調査を2件実施し、農林水産省に報告した。 【処理率100%(89/89(73ア(7)+4ア(4)+12イ))】		
ウ 登録認証機関等の技術的能力 等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力 等を確認するために、認証事業 者及び格付の表示が付された製 品の調査を行う。	ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。 また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。	<定量的指標> ◇調查実施率: 100% (実施件数 /計画件数)	<主要な業務実績> ウ 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するために、合計 419 件の認証事業者を直接が問して行う調査 (以下「現地調査」という。) 及び市場に流通する JAS 製品の調査 (以下「製品調査」という。) を行った。 【実施率 100% (419/419) 】	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 調査実施率は 100%で あり、計画における所期の目 標を達成している。	⑤ウエ 技術的能力等を確認するための調査(現地調査及び製品調査)について、419 件実施し、実施率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
	(7) 認証事業者に対する調査 は、各登録認証機関の認証事 業者数、過去の調査の結果等 を勘案して実施する。		(7) 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証 機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案し て、現地調査6件を実施した。		
	(イ) 格付の表示が付された製品 の調査は、市場に流通する JAS 製品を買い上げ、JAS への 適合性を判断するための検査 を行う。その対象品目の選定 に当たっては、これまでの製 品調査の結果及び JAS の確認 等業務への活用を考慮する。		(イ) 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査 413 件を実施した。 (表 1-2-(2)-4 参照)		
エ 行政部局の要請による調査 については、適正に実施し、 調査終了後は調査結果を取り まとめ、要請者に対し報告す る。	エ 行政部局の要請による調査 については、適正に実施し、 調査終了後は調査結果を取り まとめ、要請者に対し報告す る。		エ 該当する事案はなかった。		
<ul><li>⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実</li></ul>	<ul><li>⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務</li><li>ア 認証機関又は試験業者の認定</li></ul>	<定量的指標> < 調査実施率: 100%(審査件数 /申請受理件数。 審査中の案件を 除く。)	<主要な業務実績> ⑥ア 持続可能な水産養殖のための種苗認証(9CSA認証)に係る認証機関2機関、有機水産養殖認証に係る認証機関1機関及び有機養蜂認証に係る認証機関1機関の認定維持に対し、ISO/IBC 17011に基づき、立会いや事業所での審査を適切かつ迅速に行った。 対験業者2件の更新申請及び認定維持に対し、ISO/IBC 17011に基づ	<評定と根拠> 評定: B 根拠:調査実施率は100%であり計画における所期の目標を達成している。	⑥ア 認証機関又は試験業 者の審査について、6 件 実施し、実施率は100 %で あることから、事業計画 における所期の目標を達 成していると認められ

施する。 また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。	農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関 又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証エキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。 認定業務の実施にあたっては、ISO/IBC 17011 に基づいて申請者の技術的能力等の評価を行い、申請に係る必要事項が満たされた書類が到着した日の翌日から90業務日以内に認定の可否を申請者へ通知する。		き、審査を実施し、適切かつ迅速に認定を行うとともに1件の認定申請を受け付けた。加えて、ISO/IEC 17025に基づく試験所認定を確保するため、地方の小中規模の試験実施機関に対し啓発を行った。また、新規認定分野については、日本発の機能性食品等認証制度の他、1つの食品分野の認証スキームの立ち上げについて、将来の輸出力強化につなげるため国際的に通用するスキームとなるよう総続的な助言等行なっており、今後当該スキームに基づく認証機関の認定申請が見込まれる。 【実施率100% (6/6)】		る。(評定 : B)
加えて、認定業務の国際的な信頼性を向上させるための各国認定機関との相互承認締結に向け、APAC 事務局との調整を含む国際相互承認審査受審対応を行うとともに、相互承認後の相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成を進める。 【重要度:高】 海外市場においてJAS認証の国際的な信用を向上させるとともに、JASをベースとした国際規格の制定を進め、他国に先行して国内事業者が認証を取得できる環境を整備することは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要であり、JASの戦略的活用が求められる。 ⑥の業務は、各国認定機関と相互承認を締結し、JAS 認証機関を国際規格等の認証機関として国際水準を満たす認定を行うなど、JASの国際化に資することから、重要度が高い。	イ 国際相互承認締結に向けた 取組 認定業務の国際的な信頼性を 向上させるための各国認定機関 との相互承認締結に向け、 APAC 事務局との調整を含む国際相互承認審査受審の対応を 行うとともに、相互承認後の 相互承認審査員の派遣に必要 な人材の確保・育成のため、 国際機関が開催する研修等に 積極的に参加する。	<定性的指標> ◇国際相互承認に 向けた取組	〈主要な業務実績〉 イ製品認証分野(ISO/IEC 17065)における各国認定機関との相互承認締結に向け APACの承認審査を受審し、APAC 評価チームからは承認を推薦する旨の評価結果を得ることが出来た。加えて、試験所認定分野(ISO/IEC 17025)においても、製品認証分野における国際相互承認審査の経験を踏まえ、品質システム文書を改善し申請準備の確度を高めるとともに、相互承認後、APAC 等国際機関への審査員派遣の準備として、一般社団法人 RMが主催する試験所認定に必要な専門能力のセミナーや英語研修を受講することにより審査技能の向上や語学力の向上などを図った。 【特筆事項等について(創意工夫等)】農林水産物等の輸出拡大に向け、日本産品の輸出力強化の取り組みが推進されている中、国際相互承認の仕組みを活用することにより輸出力強化の更なる推進が期待されている。これまで FAMIC 認定センターは APAC の国際相互承認取得に向け取組み、令和4年9月に国際相互承認のための審査を受審した。今後、APAC 事務局での最終確認及び APAC 総会での承認を受け、令和5年6月の国際相互承認締結を見込んでいる。相互承認締結後は、日本からの輸出産品に対して、国際的に信頼性の高い認定・認証の仕組みのもと認証された産品であるとして取り扱われることとなる。令和4年9月にフィリピン、スリランカ、カザフスタンの3国構成の評価チームからのリモートによる国際相互承認審査の受審にあたっては、 ① 関係機関とのネットワークを活用し、APAC 要求事項の解釈、受審前後の手続き等の情報交換を行い、リモート環境の整備、関係資料の準備等について綿密な作業工程表及び想定間を作成し、各タスクを適時漏れなく実施する体制を整備。 ② 令和4年5月に評価チームメンバーが確定後も評価スケジュールが示されない状況だったため、積極的にチームリーダに接触し、7月にチームメンバーとのリモート会議を主催。審査受審時期及び審査内容についてヒアリングを行った。その中で、大	<評定と根拠> 評定: A 根拠: 国際相互承認締結に向け、承認審査を受審及び相互 承認締結に必要な人材の確保・育成を行っていること間で、計画における。 さらに、APAC 事務局での 最終判断を受け、2023年6月に開催されるAPAC総会におり、 の最終判断を受け、2023年6月に開催されるAPAC総会におり、 で、かある。今後、APACの承認審査の結果が承認されのの 表を判断を受け、2023年6月に開催されるAPAC総会におり、 はいて、かある。今後、APACの承認審査の結果が承認されるの表表が出ませた。 このより、となっていることが、中である、となって、とない。このことは、JASを一ととなり、とない国際財格に適合したりまから、このことは、JASを一ととなり、ものでは、JASを一ととなり、我が国際財格に適合したがある。 このことは、JASを一ととなり、我が国際関係である事業にある。 このことは、JASを一ととなり、我が国際財格に適合したが対したとなり、我が国際財務を対した。 は、JASを一ととなり、我が国際財務を一となり、我が国際財務を対したと認められる。	⑥イ 国際相互承認締結に 同けた準備に流統に国申請を確認に 同けた準備に続ける。 同様担互承務といい。 同様担互承務という。 一さいる。 一さいる。 一さいる。 一さいる。 一さいる。 一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次

			まかな審査時期(9月頃)の提案を受けることができたため、確定した時期に向け必要な準備体制を構築。 ③ 併せて、FAMIC認定センターが認証機関に対して実施している審査状況をリモートにより確認したいとの要望を受けることとなったが、早めのヒアリングにより受審時までに受け入れ先認証機関の検討及び認定センターによるリモート審査への準備を的確に実施。 ④ 9月26日~9月30日で審査が行われる通知を受理した8月以降は、各パートにおける説明資料(組織概要、認定センター審査体制、審査員等力量管理等)の英訳版を拡充。 ⑤ 審査受審の直前の9月12日及び9月20日には、評価チーム、通訳者らとのリモートでの試行を行い、審査同日は不備無く審査が行える通信環境を確認。 ⑥ 評価チームの発言を迅速かつ的確に把握し、回答できるよう、科学技術の通訳に実績が豊富な業者に通訳を依頼。 これらの取組の結果、国際相互承認審査は滞りなく完了し、評価チームからは承認適当との評価結果を得ることが出来た。		
⑦ 農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する業務 ア 認定農林水産物・食品輸出促 進団体への協力に関する業務 輸出促進法第43条第2項に規 定する認定農林水産物・食品輸 出促進団体から輸出促進法第43 条第3項第1号に掲げる業務の 実施に関し協力依頼があった場 合は、輸出促進法第51条及びセ ンター法第10条第3項の規定に 基づき、専門家の派遣その他の 必要な協力を行う。	① 農林水産物及び食品の輸出 の促進に関する業務 ア 認定農林水産物・食品輸出 促進団体への協力に関する業 務については、輸出促進法第 43条第2項に規定する認定農林 水産物・食品輸出促進団体から輸出促進法第43条第3項第1号 に掲げる業務の実施に関し協 力依頼があった場合は、輸出 促進法第51条及びセンター法 第10条第3項の規定に基づき、 専門家の派遣その他の必要な 協力を行う。	<定量的指標> ◇ 実施率: 100 % (実施件数/要請件 数)	<主要な業務実績> ⑦ア 輸出促進法第51条及びセンター法第10条の規定に基づき、認定農林水産物・食品輸出団体からの要請を受けて、日本産製材の輸出促進を目的とした団体規格の策定について専門家を派遣して協力した。 【実施率100%(1/1)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:実施率は、100%であ り、計画における所期の目 標を達成している。	⑦ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力について、1 件実施し、実施率は 100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)
イ 登録発行機関及び登録認定 機関の登録及びその更新の申 請に係る調査 輸出促進法第18条第2項(輸 出促進法第21条第2項及び第36 条において準用する場合を含 む。)に基づく農林水産大臣の 指示に従い、登録及びその更新 の申請が輸出促進法第20条(登 録認定機関にあっては輸出促進 法第35条)で定める登録基準に 適合しているかどうかを調査 し、調査結果を農林水産大臣に 報告する。	イ 登録発行機関及び登録認定 機関の登録及びその更新の申 請に係る調査については、次 の取組を行う。 輸出促進法第18条第2項(輸 出促進法第21条第2項及び第36 条において準用する場合を含 む。)に基づく農林水産大臣の 指示に従い、登録及びその更新 の申請が輸出促進法第20条(登 録認定機関にあっては輸出促進 法第35条)で定める登録基準に 適合しているかどうかを調査 し、調査結果を農林水産大臣に 報告する。	<定量的指標> ◇調査実施率: 100% (調査報告 件数/農林水産大 臣からの調査依頼 件数。調査中の案 件を除く。)	< 主要な業務実績> イ 輸出促進法第18条第2項(輸出促進法第21条2項及び第36条において準用する場合を含む。)に基づく登録発行機関及び登録認定機関(以下「登録発行機関等」という。)の登録における調査1件について、業務の進行管理を適切に行い、農林水産大臣へ調査結果を報告した。 【調査実施率100%(1/1)】 また、登録発行機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和4年度に調査が終了した28件を依頼のあった農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:調査実施率は100%であり、計画における所期の 目標を達成している。	⑦イ 輸出促進法に基づく 調査について、登録発行 機関等の登録の調査1件 実施し、調査実施率は 100%であることから、 事業計画における所期の 目標を達成していると認 められる。(評定:B)

ウ 登録発行機関若しくは登録 認定機関又はこれらの者とそ の業務に関して関係のある事 業者に対する立入検査

輸出促進法第55条第1項の 規定に基づく立入検査につい ては、農林水産大臣の指示に 従い実施するとともに、検査 結果を取りまとめ、農林水産 大臣に報告する。

エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査 終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。

#### 【重要度:高】

政府の農林水産物・食品の輸出額目標である2030年5兆円の達成に向け、輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関制度を活用し、輸出証明書発行及び施設認定の加速化を図ることや認定農林水産物・食品輸出促進団体が輸出促進のための規格を策定することは重要。⑦の業務は、輸出先国との協議において、本制度の信頼性を証明するために必要不可欠な業務であること、また輸出促進のための規格策定に資する業務であることから、重要度が高い。

ウ 輸出促進法に基づく立入検 査については、登録発行機関 若しくは登録認定機関又はこ れらの者とその業務に関して 関係のある事業者に対して次 の取組を行う。

輸出促進法第55条第1項の 規定に基づく立入検査につい ては、農林水産大臣の指示に 従い、検査結果を取りまと め、農林水産大臣に報告す る。

エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査 終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。 <定量的指標>

◇検査実施率: 100%(検査報告 件数/農林水産大 臣が指示した検 査件数。検査中 の案件を除く。) <主要な業務実績>

ウ 輸出促進法第55条第1項の規定に基づく立入検査について は、農林水産大臣の指示に従い7機関の登録発行機関等に対す る立入検査に着手し、7機関の立入検査が令和4年度内に終了 し、農林水産大臣に報告した。

なお、当該立入検査として、事業所調査 11 件及び立会調査 3 件を実施した。

【検査実施率 100% (14/14)】

<主要な業務実績>

エ 該当する事案はなかった。

<評定と根拠> 評定: B

根拠:検査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。

⑦ウ 輸出促進法に基づく 立入検査について、14 件実施し、検査実施率は 100 %であることから、 事業計画における所期の 目標を達成していると認 められる。(評定: B)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	は品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務						
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第 10 条及び第 12 条					
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】 ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立	D4	政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080					

2. 主要な経年デー	2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプ	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①農林水産省か	実施率	100%(報告件数/要請	実績なし	実績なし	実績なし			予算額(千円)	191, 127	186, 150	182, 898		
らの緊急要請業 務		件数)						決算額(千円)	164, 798	161, 275	157, 797		
② サーベイラン	実施率	100%(報告分析件数/	100%	100%	100%	0% 07 (牛/907 (牛)		経常費用(千円)	165, 738	163, 637	153, 646		
ス・モニタリング 年次計画に従っ		依頼分析件数)	(896 件/896 件)	(968件/968件)				経常利益(千円)	9, 767	7,040	10, 018		
た分析業務(農林 水産省依頼分析)								行政コスト(千円)	166, 680	164, 654	154, 629		
③ 食品安全に係る 有害化学物質の 分析能力の確立 (SP及び報告書作成)	実施率	100%(年度内 SP 及び 報告書作成数/年度内 に分析能力を確立す るよう農林水産省が 指示する課題数)	100% (6件/6件)	100% (7件/7件)	100% (7件/7件)			行政サービス実 施コスト(千円)	-	-	-		
④ サーベイラン ス・モニタリング	実施率	100%(分析実施点数/指示点数)	100% (73点/73点)	100% (20点/20点)	100% (38点/38点)			従事人員数	14	14	13		
の確認分析業務  ⑤ ISVIEC ITUS 要求 事項への適合の 維持	ISO/IEC 17025〜の 適合性の維持	_	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持			-					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3.	各事業年度の業務に係る目標、計画	面、業務実績、年度評価に係る自己評価	及び主務大臣による評				
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		<b>主</b>	臣による評価
	十支口标	尹未可四	工/よ肝  町日伝	業務実績	自己評価	工力人	正による 計画
	3 食品の安全性に関するリスク 管理に資するための有害物質	3 食品の安全性に関するリスク管理 に資するための有害物質の分析業	<定量的指標> ○食品の安全性に	<評定と根拠>		評定	В
	の分析業務 農林水産省が行う食品の安全 性向上の取組に資するため、食 品に含有する有害化学物質の分 析を進める。  ① 農林水産省からの緊急命令 等業務 農林水産大臣からセンター法 第 2 条の規定に基づき調査、分 析又は検査を緊急に実施するよ う命令があった場合その他緊急 に要請があった場合には、最優	務 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤か心病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があった場合にあっても、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。  ① 農林水産省からの緊急命令等	関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	評定: B 根拠: ◇小項目4(項目) ×2点(B) =8点 B: 基準点(8) ×9/10≦ 各小項目の合計点(8) <基準点(8): <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施 <業務の評価> サーベイランス・モニタリング分析業務において、農林水産 かび毒のリスク管理における低減指針の有効性の検証に貢献し 以上のような取組により、農林水産省が行う国民の健康の る有害化学物質の実態調査に大きく貢献し、FAMICの信頼性を	正する。 医省が実施する、麦類の赤かび病 た。 保護に貢献する施策の基盤とな	5 の小項 ない1項目 目であり、 げた項目別 たため。 ※小項目の は法人の じ。	こ至った理由> 頁目のうち実績の を除き、Bが4項 小項目を積み上 川評定はBであっ D点数の計算結果 の自己評価と同
	先で組織的に取り組み、必要な 調査、分析又は検査を実施し、 その結果を速やかに報告する。	業務 農林水産大臣からセンター法第 12条の規定に基づき調査、分析又 は検査を緊急に実施するよう命令 があった場合その他緊急に要請が あった場合に、最優先で組織的に 取り組み、機動的かつ的確に対応 することができるよう、次の取組 を行う。	務 (報告件数/要農林水産大臣からセンター法第条の規定に基づき調査、分析又検査を緊急に実施するよう命令あった場合その他緊急に要請がった場合に、最優先で組織的にり組み、機動的かつ的確に対応ることができるよう、次の取組行う。  緊急の命令があった場合等に、他の業務に優先して、必要な査、分析又は検査の進行管理を切に行いつつ機動的かつ正確に施し、その結果を速やかに農林	<主要な業務実績> ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。	<評定と根拠> 評定: 一 根拠: アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。 なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。	① 農林水産省からの緊急 令等業務については、 績がないため評価せず (評定:一) なお、指標のないイ ウの業務については計 のとおり適切に実施し いると評価する。	
		ア 緊急の命令があった場合等に は、他の業務に優先して、必要な 調査、分析又は検査の進行管理を 適切に行いつつ機動的かつ正確に 実施し、その結果を速やかに 農林 水産大臣に報告する。		ア 該当する事案はなかった。			
		イ 食品安全に係る有害化学物質の 調査研究結果及び緊急時に活用す る可能性の高い研究論文、国際規 格等を平時から整理し、必要時に 分析方法等を速やかに参照できる 体制を維持する。		イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。 危害要因のうち 農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置づけて いる有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、 飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex 規格等から検索して作 成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、 要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理 した。			
		ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。		ウ 緊急分析として想定される危害要因について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器(GC/MS、IC-MS/MS、ICP-MS、リアルタイム PCR 等)の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。			

② サーベイランス・モニタリン グ年次計画に従った分析業務

農林水産省が示す「令和4年 度食品の安全性に関する有害化 学物質のサーベイランス・モニ タリング年次計画」において調 査対象とされた有害化学物質 及び食品のうち、農林水産省 が依頼するものについて、調 査実施要領及び仕様書に従っ て分析を実施し、報告する。

#### 【重要度:高】

②の業務は、食品が安全かどうかを判断するための食品中の有害化学物質の含有実態把握に寄与するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に資する基礎データとなることから、重要度が高い。

② サーベイランス・モニタリング 年次計画に従った分析業務

「令和4年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品のうち、農林水産省からの依頼があったものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。

<定量的指標> <主要な業務実績>

◇実施率:100%

(報告分析件

数/依頼分析件

数)

② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年 次計画」に含まれる次の品目と有害化学物質の組合せについ て農林水産省から依頼のあった実態調査を、実施要領、仕様 書等に従い全て実施(依頼分析件数 907 件)し、年度内に報 告を求められていた全ての結果を農林水産省に報告した。 (表 1-3-1 参照)

【実施率 100% (907/907) 】

- ア 「令和 4 年度麦類のかび毒含有実態調査の実施について (令和 4 年 6 月 3 日付け 4 消安第 1256 号、令和 4 年 6 月 17 日付け 4 消安第 1256-1 号農林水産省消費・安全局農産安全 管理課長通知)」に基づき、依頼のあった小麦、大麦及びラ イ麦中のかび毒(民間の分析機関では対応が困難な DON-3-グ ルコシドを含む。) \*\*892 件の分析を実施し、その結果を調 査実施要領及び仕様書に従い報告した。
- イ 「令和4年度エキナセア中のピロリジジンアルカロイド類 含有実態調査の実施について(令和4年8月9日付け4消安 第2526 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通 知)」に基づき、依頼のあったエキナセア15件の分析を実 施し、その結果を調査実施要領及び仕様書に従い報告し た。
- ※: タイプ B トリコテセン類 (デオキシニバレノール (DON) 、 ニバレノール (NIV) 、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-ア セチル NIV、DON-3-グルコシド) 、タイプ A トリコテセン類 (T-2 トキシン、HI-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノー ル) 、ゼアラレノン(ZEN)、麦角アルカロイド類 (エルゴクリ スチン、エルゴクリスチニン、エルゴタミン、エルゴタミニ ン、エルゴクリプチン、エルゴクリプチニン、エルゴメトリ ン、エルゴメトリニン、エルゴシン、エルゴシニン、エルゴ コルニン、エルゴコルニニン)

<評定と根拠>

評定:B

根拠:農林水産省からの依頼分析件数に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。

② サーベイランス・モニタ リング年次計画に従った 分析業務について、農林 水産省が依頼した実態調 査に係る分析(依頼分析 件数:907 件)を実施 し、実施率は100%である ことから、事業計画にお ける所期の目標を達成し ていると認められる。 (評定:B)

③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立

質の分析能力の確立 すでに分析能力を確立している分析試験に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析を可能にするため、農林水質と分析を可能にするため、農林な合せについて、農林の温を消費を引きるが指示する有害化学物質と大変を強いて、農林の大変を強いて、農林のでは、一般である「分析法の一般の大き、大変を構造している。」といる。 ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立

農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での分析が困難な有害化学物質等について、農林水産省の定める「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」の規準を満たす試験法の標準作業手順書(SOP)を作成、必要に応じ改訂し、分析能力の確立に取り組む。

<定量的指標>

◇実施率:100% (年度内SOP及 び報告書作成 数/年度内に分 析能力を確立 するよう農林 水産省が指示 する課題数) <主要な業務実績>

③ 農林水産省からの指示、「令和 4 年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について(令和 4 年 6 月 3 日付け 4 消安第 1235 号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、農林水産省が調査を検討しており民間分析機関での対応が困難な7つの危害要因と食品の組合せ等について取り組み、うち、次のアのとおり、6 件の SOPを作成し、イのとおり1件の取組結果を報告した。

【実施率 100% (7/7) 】

- ア 作成した SOP
  - ・LC-MS/MS によるニバレノール配糖体分析標準作業書(小麦、大麦)
  - LC-MS/MS によるかび毒の一斉分析標準作業書(スクリーニング)(ハトムギ、ソバ中のフザリウム毒素、アフラトキシン類、オクラトキシンA)
- ・LC-MS/MS によるキク科植物等中のピロリジジンアルカロイ

<評定と根拠>

評定 : B

根拠:農林水産省からの指示課題数に対するSOP及び報告書作成実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。

③ 食品安全に係る有害化 学物質の分析能力の確立 について、SOP作成6件及 び取組結果報告1件実施 し、実施率は100%である ことから、計画における 所期の目標を達成してい ると認められる。(評 定:B)

また、規準を満たす分析の SOP 作成が困難である場合 は、その旨を示す妥当性確認 結果に関する報告書を作成す る。 【重要度:高】 ③の業務は、分析法が確立して いない有害化学物質と食品の組合 せについて、農林水産省の指示に 基づき、②や④の分析業務を行う 前に分析能力を確立するものであ り、農林水産省が進める食品安全 に関するリスク管理に必要不可欠 であることから、重要度が高い。			ド類分析標準作業書 ・0C-MS/MS による乳児用調製乳中の 2-/3-MCPD 脂肪酸エステル類、グリシドール脂肪酸エステル類及び 2-/3-MCPD 分析標準作業書 ・0C-MS による飴菓子中のアクリルアミド分析標準作業書 ・0C-MS によるかつお節中の DP、OPP 分析標準作業書 イ 取組を報告した危害要因 ・ポテト系スナック菓子中のアクリルアミドについて、試料の均質化条件と分析値のばらつきの関係を把握するための検討を行い、検討結果を報告した。		
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害 化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック(相互検証)を実施する。	④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック(相互検証)を実施する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (分析実施点 数/指示点数)	《主要な業務実績》 ④ 農林水産省からの指示「令和 4 年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について(令和 4 年6 月 3 日付け 4 消安第 1235 号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、実態調査の分析値の信頼性を確認するため、次の危害要因と調査試料の組合せについて、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェックを行うために分析を実施し、その結果を報告した。 【実施率 100% (38/38) 】 ・アクリルアミド (ポテト系スナック菓子 11 点、ビスケット類 17 点、米菓 10 点)	<評定と根拠> 評定: B 根拠:農林水産省からの指示点数に対する分析実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ サーベイランス・モニタリングの確熱水産省が指示した調査は料28点の分析を実施し、実施率計画達成しまります。 (評定: B) なおおいるというのでは、農林水産省が分機関からの報告値と FAMIC の確認分析に試験を実施した。 (評価を表記したのでは、

⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持

農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項(以下「一般要求事項」という。)に基づき、認定機関による更新審査の結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。

また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。

⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合 の維持

農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「SO/IBC 1705試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」という。)について、認定機関によって実施されるサーベイランス審査の結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。

また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。

<定性的指標> <主要な業務実績> ◇ISO/IEC 17025 へ ⑤ ISO/IEC 17025:2017

の適合性の維

(5) ISO/IEC 17025:2017 による本部の試験所認定 (LC-MS/MSによる 小麦及び大麦中の赤かび病かび毒の定量試験) について、内 部監査を実施するとともに、マネジメントレビューを実施して継続的改善を図った。また、令和4年11月30日に行われた認定機関によるサーベイランス審査で、一般要求事項に適合していると評価され、認定試験所としての体制を維持した。また、試験所認定を受けた分析試験以外の分析試験についても、外部技能試験に取り組み、一般要求事項に適合したマネジメントシステムを維持した。

- ・DON、ZEN、T-2トキシン、HT-2トキシン(小麦粉)
- ・麦角アルカロイド類(ライ麦)
- ・アクリルアミド (ポテトクリスプ)

<評定と根拠>

評定:B

根拠: ISO/IEC 17025:2017 による本部の試験所認定のサーベイランス審査において、一般要求事項に適合していると評価され、ISO/IEC 17025:2017 に基づく品質保証体制を維持しており、目標の水準を満たしている。

⑤ 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するために取得したISO/IBC 17025:2017 認定について適合性を維持していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定: B)

### 様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1-4	その他の業務							
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)					
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080					

#### 2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報) 指標等 達成目標 基準値 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 (1) カルタヘナ法関係業 実施率 100%(報告件数/ 実績なし 実績なし 実績なし 予算額(千円) 490,683 493, 539 474,836 立入検査件数) 決算額 (千円) 476, 859 478, 451 489,018 (2) 情報提供業務 顧客満足度 5段階評価平均値 経常費用 (千円) 469, 482 463, 294 494, 954 ① ホームページ等に 3.5以上 よる情報提供 (ホームページ) 3.8 3.8 3.9 経常利益 (千円) 31,570 18,921 41,858 (メールマガジン) 4.2 4.1 3.9 行政コスト (千円) 471, 478 465, 550 497, 399 (広報誌) 4.2 4.2 4.6 行政サービス実施 コスト (千円) 5段階評価平均値 ② 事業者等からの講 顧客満足度 4.3 4.5 4.4 従事人員数 48 48 51 師派遣依頼等 3.5以上 ③講習会の開催 顧客満足度 5段階評価平均値 4.3 4.2 4.3 3.5以上 (3) 検査・分析に係る信 外部技能試 100%(参加回数/ 100%(12/12) 100%(10/10) 100%(11/11) 験の実施予 頼性の確保及び業務 計画回数) 遂行能力の継続的向 定数に対す る実施率 ① 分析業務の精度管 実施率 100%(実施件数/ 100% (36/36) ② 技術研修の実施 100% (33/33) 100% (35/35) 計画件数) (4) 関係機関との連携 研修•講座 4回 2回 7回 ① 国民生活センター の開催につ いての連携 との連携 ② 国際技術協力要請 実施率 100%(専門家の派 実績なし 100%(2/2) 100%(5/5) 遣実施件数及び海 (専門家の派遣) 外からの研修員の ② 国際技術協力要請 実績なし 受入件数/依頼件 (海外研修員の受入) 数)

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

	国、業務実績、年度評価に係る自己評価   		法人の業務実績・自己評価			
年度目標	事業計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	主務大臣に。	よる評価
4 その他の業務	4 その他の業務 その他の業務の実施に当たって は、各職員が自身の業務を点検 し、常に業務改善の意識を持って 創意工夫に努め、効果的かつ効率 的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○その他の業務 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目7 (項目) ×2点(B) =14点 B:基準点(14) ×9/10≦ 各小項目の合計点(14) < 基準点(14) ×12/ 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 〈業務の評価〉 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施した。	/10	評定  <評定に至っ 8 の小項目6 のない1項目であったが7項目であったが はBであったが ※小項目の点数 果は法人の同じ。 具体的にい おり。	かうち実統を除き、F が、小項目 の、小項目別評算 にめ。 数の計算終 も己評価と
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等 の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する 条約のバイオセーフティに関関する カルタヘナ議定書等の的確い つ円滑な実施を確保し、国民の 健康で文化的な生活の確保に寄 与することを目的とする遺制に よる生物の多様性の確保に引す る法律(平成15年法律第97号。 「カルタヘナ法」という。)第32 条第1項の規定に基づき、同条第 2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収 去を実施し、その結果を指示し た期間内に農林水産大臣に報告 する。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の 規制による生物の多様性の確保に 関する法律(平成 15 年法律第 97 号。「カルタヘナ法」という。)第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条 第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去 を実施し、その結果を指示期間内 に農林水産大臣に報告する。また、立入検査等を行うための規程 等を必要に応じて見直す。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告件数/立入 検査件数)	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績がないため 評価せず。	(1) カルタヘナ について、9 ため評価せ 定:一)	実績がない
(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品 に対する信頼性の向上及び安全 で信頼できる農産物の生産・流 通に資するため、農業生産資材 及び食品の安全性、JAS、食品表 示等に関する情報、科学的知 見、各種制度や検査結果など、 FAMIC の業務に関して生産者、事 業者等の関心の高い情報を、ホ ームページ、メールマガジン、 広報誌及び講習会等の実施によ	(2) 情報提供業務					

	<del>,                                      </del>		,		
り分かりやすく提供する。この ため、以下の取組を行う。					
① ホームページ等による情報提供 ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS、食品表示等に関する情報を分かりやすく提供する。 ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。	① ホームページ等による情報提供 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS等に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。	<定量的指標>	《主要な業務実績》 ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS 製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。 (更新回数 209 回、アクセス回数 481,377 回)  [ホームページの主な掲載内容] ・食品等検査関係情報(JAS、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等) ・農薬検査関係情報(登録・失効情報、農薬登録申請、GIP 適合確認申請等) ・肥飼料検査関係情報(関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等) ・WOAH コラボレーティング・センターとしての活動(輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告(要旨)等)・ISO・Codex・国際協力関連情報・センター情報(行事・講習会等情報、相談窓口等)・公表事項(独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等)	<評定と根拠>評定: B 根拠:ホームページ、 メールマガジン及び広 報誌の顧客満足度 3.5 以上であり、計画にお ける所期の目標を達成 している。	(2)① ホームページ等による情報提供について、アンケート調査等により顧客満足度は5段階評価の平均で3.5以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)
	イ 内閣府食品安全委員会等の動 向や食品の安全と消費者の信頼 の確保に関する情報を事業者等 に対して速やかに提供するた め、希望者にメールマガジンを 毎月3回以上配信する。		イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを49回(3月末現在登録者数6,367、延べ配信数310,630通)配信した。  [メールマガジンの主な掲載内容] FAMICの情報(行事・講習会等)及び食の安全と消費者の信頼確保に		
	ウ 業務に関連した情報や知見な どを分かりやすく提供するため、広報誌を 4 回以上発行す る。		関する情報(各府省の報道発表資料等)  ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報 誌「大きな目小さな目」を4回(毎回5,000部)発行し、学校・教育関係機関等に配付した。また、写真やイラストを多用しつつ、出来る限り消費者が分かりやすい表現となるよう工夫した。 [広報誌の主な掲載内容] ・食品、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報・Q&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス		
	エ より効果的な情報提供の取組 を進めるため、検査等業務及び 情報提供業務等に従事する職員 から成る委員会を年10回以上開 催する。		エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を 11 回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌、イベント等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。		

	オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務の顧客満足度(5 段階評価)の平均値は、次のとおり 3.5 以上の評価であった。 ・ホームページ 3.9 ・メールマガジン 3.9 ・広報誌 4.6		
② 事業者等からの講師派遣依頼 等 事業者等からの講習・講師派 遣依頼や相談等に対して、適切 かつ積極的に対応するため、事 業者等の求める情報の内容に留 意しつつ、検査等業務を通じて 蓄積した専門的・技術的な知見 を活用して情報を提供する。ま	② 事業者等からの講師派遣依頼 等 事業者等からの講習・講師派 遺依頼や相談等に対して、適切 かつ積極的に対応するため、以 下の取組を行う。また、消費者 からの相談が寄せられた場合 は、行政サービスの一環として 対応する。	<定量的指標> ◇顧客満足度: 3.5以上(5段 階評価平均 値)	<主要な業務実績> ② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:顧客満足度 3.5 以上であり、計画における所期の目標を達成 している。	(2)② 事業者等からの 講師派遣依頼等につい て、アンケート調査等 で顧客満足度は、5段 階評価平均で3.5以上 となっていることか ら、計画における所期 の目標を達成している と認められる。(評
た、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。 事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等に	ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。		ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に役職員を講師として派遣した (計61回、参加者4,252名)。 また、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を74回派遣 した。 さらに、神戸センターにおいて、大学からの依頼に基づく研修を1回 (参加者2名)実施した。		定:B)
より顧客満足度を測定して、5 段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。	イ 事業者等からの講習・講師派 遺依頼等に適切に対応するため 顧客満足度が高かった講習等で 使用したテキスト等のデータベ ース化やその更新等を行う。		イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を新規13 件、更新を11 件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。(データベース化されたテキスト等64件)		
	ウ 新たな原料原産地表示への対応を含む事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談業務処理マニュアルの改善を行う。		ウ 相談窓口業務においては、事業者等からの食品の品質等に関する相談 4,392 件(うち、新たな原料原産地表示に関する相談 28 件) に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。(表 1-4-1 参照) 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、相談対応マニュアルを見直すとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例 5 件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査した。(全収録数 48 件)		
	エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、 サービスの受け手である依頼者 や利用者等の声を反映した業務		エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足		

	の改善を図るため、5 段階評価で3.5 以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が5 段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		度(5 段階評価)の平均値は、4.4 であった。		
③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知り、一般のでは、対して、活会に関する。 「FAMIC が主催する講習会を開催する。 「FAMIC が主催する講習会については、サービスの受け手業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客により融密等により課価で3.5以上の評価となることを目標とする。	選べかに講する。  ③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施等の推進、食品、検査等的知見を事業者等へ起して、大の取組を行う。  ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を、参加者の利便性などに配慮したWeb配信による開催なども検討したうえで開催し、事業者ニーズへの対応を図る。  イ 都道府県の職員を対象に、肥料の安全性及び品質の確保に関する講習会を1回以上開催する。  エ 主催講習会にのいては、サービスの受け手である利用者等の政善を図るため、5段階評価で35以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。また、顧客満足度が5段階評価で35未満の場合には、その原因を完明して必要な改善措置を速やかに講ずる。	<定量的指標> <定量的指標> <定量的指標> ○顧客滿足度: 3.5以任	《主要な業務実績》 ② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。  ア 食品表示に関する情報提供を目的とする講習会を合計 7 回(参加者計105 名)開催した。また、札幌センター、神戸センター及び福岡センターにおいては、Web 会議システムを利用した講習会を各1回(対面形式とのハイブリットを含む。)開催し、利用者の利便性を向上したことにより、いずれも高評価を得ることができた。  イ 都道府県の職員を対象とする「肥料分析実務者研修」をWebにより開催した。効果的な研修とするため、研修対象者を本年度の「共通試料による手合せ分析」に参加した者(参加者 18 名(18 都道府県))とし、試験結果の解脱と外部精度管理試験の活用方法について研修を実施した。(第1-1-(1)肥料及び土壌改良資材関係業務⑤の再掲) ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を 7 回(参加者 54 名)、都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を 2回(参加者 51 名)開催した。  エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者によう今後の主催講習会への活用について把握した。各業務の顧客高足度(6 段階評価 の平均値は、4 3 であった。また、顧客満足度が 5 段階評価で 3.5 未満のものはなかった。この他に、福岡センターにおいて地方公共団体職員向け立入検査に係る講習会を1回(参加者 11 名)開催した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 顧客満足度 3.5 以上であり、計画にお ける所期の目標を達成 している。	(2) ③ 講習会について、アンケート調査等により顧客備とは、5段階部価で3.5以上とから、計画を達成していると計画を達成していると認められる。 (評定: B)

(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。  ① 分析業務の精度管理分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。	(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。  ① 分析業務の精度管理分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、ISVIBC 17025 の考え方に基づき、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。	<定量的指標> ◇外部技能試験 の実施予定数 に対する実施 率: 100 % (参加回数/ 計画件数)	〈主要な業務実績〉 ① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、引き続き ISO/IEC 17025 の自己適合宣言の取組を推進した。ア 加工食品中のアクリルアミドの定量試験等7試験項目については、自己適合宣言を維持した。 イ これと並行して、手順書の改正など ISO/IEC 17025:2017 への移行に向けた取組を進め、自己適合宣言を行っている試験項目全てについて移行を完了した。また、ISO/IEC 17025:2017 の自己適合宣言への取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。の肥料の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をラボラトリマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。 ○農薬の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。 ○食品等の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。 ○食品等の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、試験実施記録等の必要な記録の励行と確認を行った。また、ISO/IEC 17025:2017 に準拠したマネジメントシステムに移行した。全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IEC 17025 に基づくマネジメントシステムを構築した業務等については外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加 (11 回、延べ33 名) させた。【実施率100% (11/11)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠部技能試施 ISO/IBC 17025:2017 自取に通過を 17025:2017 自取に運動と表達 高 ISO 規格ントを 高 ISO 規格ントを 事計目標 を まかりる が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(3)① 分析試験を伴う 検査等業務には 類性を部技能、実施 11 件実施し、外である。 また確保にごりがある。 また確保ののに 180/IEC 17025 の自国組と所の 合宣言にていおけるに 高にでいおける。 (評をある) と認められる。 (評を記められる。 と認められる。 と認められる。
② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査 等の業務に携わる職員の業務遂 行能力を継続的に向上させるた め、分析技術、分析機器の操 作、分析の精度管理、関係法令 に基づく立入検査、その他検査	② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査 等の業務に携わる職員の業務遂 行能力の継続的向上を推進する ため、令和4年度職員技術研修計画 に基づき、分析技術、分析機器 の操作、分析の精度管理、関係	<定量的指標> ◇ 実施率: 100% (実施件数/計画件数/計画件数)	<主要な業務実績> ② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、令和4年度職員技術研修計画(全36件)に基づき、次のとおり研修を行った。【実施率100%(36/36)】 研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのアンケート等により研修効果を検証するとともに、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり 検査等業務の的確な 遂行に必要な研修を 計画的に実施してお	(3)② 技術研修について、検査・分析、立 て、検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるために36 件実施し、実施率

等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。	法令に基づく立入検査、その他 検査等業務の的確な遂行に必要 な研修を実施する。		<ul> <li>・中堅職員技術研修 1件 採用後3年目程度の職員を対象とした研修を実施した。</li> <li>・外国語力強化研修 1件 業務上必要な英語力を習得するための英語力強化研修を行った。</li> <li>・業務技術研修 34件 各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するための JAS 法及び食品表示法に基づく立入検査員内部研修や農薬取締法に基づく立入検査に係る研修に加え、ISO/IBC 17025 内部監査員研修や ISO 9000 審査員研修、QMP ガイドライン検査員養成研修等を行った。</li> <li>令和 4 年度職員技術研修計画に基づく研修のほか、業務の遂行に必要な調査研究倫理研修、輸出促進法制度に関する研修、農薬残留分析技術研修等を適宜実施した。</li> </ul>	り、所期の目標を達 成している。	は100 %であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、相互の協力を推進することとし、講師派遣等について両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	<定性的指標> ◇研修・講座の 開催について の連携	<主要な業務実績> ① 独立行政法人国民生活センター(以下「国セン」という。)との協定(平成23年5月17日締結)に基づく、FAMICが分析対応する事案はなかった。 なお、国センとの合意(平成20年3月3日合意)に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい(3回)、商品テスト分析・評価委員会への委員派遣(Web)3回、仙台センターにおいて国民生活センターへの講師派遣(Web)1回、本部に設置されたPIONETの端末の利用等の連携を図った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:研修・講座の 開催についての連携 を適切に実施してお り、目標の水準を満 たしている	(4)① 国民生活センターとの連携について、研修会の講師として職員の招へい、商品テスト検討・評価委員会への委員派遣などを実施していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定: B)
② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等 の関係機関からの国際技術協力 等の要請については、国内活動 及び専門家の海外派遣を行うと ともに、海外からの研修員の受 入れを行う。	② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国 際協力機構等の関係機関からの 国際技術協力等の要請について は、国内活動及び専門家の海外 派遣を行うとともに、海外から の研修員の受入れを行う。	<定量的指標> < 実施率: 100%(専門家の派遣実施件数及び海外からの研修員の受入件数/依頼件数)	<主要な業務実績> ② JICAから技術協力専門家の派遣要請があり、職員を1回(1名)派遣した(第1-1-(2)農薬関係業務⑤の再掲)。また、JICAからの要請により海外からの研修員を受入れ、FAMICの業務概要、食品表示の科学的検査、農薬の審査項目に関する研修を4回(延べ13か国、30名)実施した。 なお、日程や資料作成を含む内容の策定にあたっては派遣先や研修員の要望に応えることができるよう事前調整を行うことで、効率的かつ効果的に実施することができた。 【実施率100%(5/5)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:要請のあった 専門家の派遣及び海 外からの研修員の受 入実施率が100%であ り、事業計画におけ る所期の目標を達成 している。	(4)② 国際技術協力業務について、要請に基づき5件実施しており、実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第2-1	業務運営コストの削減							
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080					

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
(1) 業務運営コストの縮減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	(R3 年度予算額) 527, 252 千円	3%削減 (削減額 6,918 千円)	3%削減 (削減額 6,757 千円)	3%削減 (削減額 7,187 千円)							
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	(R3 年度予算額) 758, 483 千円	1%削減 (削減額 7,647 千円)	1%削減 (削減額 7,623 千円)	1%削減 (削減額 7,585 千円)							

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		<b>→</b> 茲+	定による評価
十段日保	尹未可四	土は計画相条	業務実績	自己評価	土/劣人	、民による計画
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○業務運営コストの縮減 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定: A 根拠: ◇小項目1 (項目) ×3点+小項目1 (項目) ×2点(B) =5, A:基準点(4) ×12/10≦ 各小項目の合計点(5) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施するとともに、節電の取組など能動的		2 の小項目、B: 項目を積 定はAでi ※小項目の は法人 じ。	A に至った理由 頃目のうちA が1項目であ み上げた項目! あったため。 の点数の計算 の自己評価。
1 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行 う事業については、業務の見 直し及び効率化を進め、一般 管理費(合同庁舎維持等分担 金及び消費者物価指数による 影響額を除く。)については令 和3年度比3%以上の抑制、業 務経費(消費者物価指数によ る影響額を除く。)については 令和3年度比1%以上の抑制を することを目標に削減する。	1 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して 行う事業について、令和3年 度比で一般管理費(合同庁 舎維持等分担金及び消費者 物価指数による影響額を除 く。)を3%以上、業務経費 (消費者物価指数による影響額を除く。)を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率 化を進める。	<定量的指標> ◇一般管理費削減率 (合同庁舎維持等 分担金及び消費者 物価指数による影響額を除く。):3% 以上	<主要な業務実績> (1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、予算額において令和3年度と比較すると一般管理費については3%減、業務経費については1%減となった。	<評定と根拠> 評定:A 根拠:一般管理費は令和 3年度比3%減となったことに加え、節電の取組により電気使用量が大幅に減少し、経費の節減に成果があったことから、計画における目標を上回る成果が得られていると認められる。	度 3 と 1 に い 発 気 さ に が 電 気 で 原 が 実 気 使 削 減 定 で か か か か の と	管理費は令和 %減となっ 電気料金の、電気料金のの取り和3年を入れるののをこれませたに、目標をこれませいに事業をとといます。 日本のでは、日本のでは、日本ので

	<定量的指標> <定量的指標> <定量的指標> <定量的指標> 業務経費削減率 (消費者物価指数 による影響額を除 く。):1%以上 (ただし、新規・ 拡充分を除く。)		<評定と根拠> 評定:B 根拠:業務経費は令和2 年度比1%減となり、計 画における所期の目標を 達成している。	(1) 業務経費は令和3年度 比で1%減となっている ことから、計画における 所期の目標を達成してい ると認められる。(評 定:B)
<ul><li>(2) 業務運営コストの縮当たっては、次の取組う。</li><li>① 関連規程等に基づき程にアウトソーシングをする。</li></ul>	極的	(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。  ① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。 ・残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液の調製作業 ・メールマガジンの配信作業・広報誌の印刷及び発送作業		指標のない(2)の業務 運営コストの縮減のための 取り組みについては計画の 通り適切に実施していると 評価する。
② 設置している分析機については、その稼働や不具合の有無等の調定期的に行い、調査結基づいて他のセンターの移設や他の検査等業の有効活用を図るとに、更新時期の延長等するため、効果的な保検を行う。	 状況 を 果に 等へ 務で とも に資	② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約 化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等 に係る統一的な基準である「FAMIC における分析機器整備・管理方 針」に基づき、効果的な保守点検を行った。		
③ 環境配慮・無駄削減拍 員会において、一般管 について経費節減の余 ないか等の見直しを引 き行い、無駄削減の取 標を定め、厳格な自己 を行う。	理費 地が き続 組目	③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について 経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の 取組目標を定め取り組んだ。また、令和4年12月に上半期の達成 状況を委員会に報告してより効果的な取組内容について審議する とともに、令和5年3月に下半期の達成状況を委員会に報告し自己 評価を行った。 (表2-2-1参照)		
		【特筆事項等について(創意工夫等)】     光熱水料の削減のため、これまで消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電などに取り組んでいるが、電気料金の高騰に伴う大幅な経費の増加に対応するため、各部・各所ごとに目標を設定した上で、節電に取り組んだ。取組に当たっては、各部・各所長に更なる節電の取組を指示し、全職員に対して協力要請を行うとともに、職員の健康に配慮し冷暖房使用の抑制など過度な取組とならないよう注意喚起を行った。また、各部・各所での取組事例の収集及び全職員へのアンケート調査を行うとともにその結果を職員に共有し、取組の高度化を行った。加えて、過去の電気使用量や今後の料金単価等に関して調査・シミュレーションを行い、年間の使用料の見込みを示すとともに、		

	使用実績と併せ役職員に共有し、節電の必要性について説明を行い、取組を推進した。その結果、全役職員の更なる省エネルギーの推進、環境配慮等に向けた意識の醸成とともに、電気使用量は令和3年度に比較して、過去5年間の平均削減率0.8%を大きく上回る約7%削減した。それにより電気料金の負担増加が63,712千円(使用量が令和3年度と同じ場合)となるところ、53,883千円で抑えられ、結果9,829千円の節約が図られた。(取組の事例)・建物自動ドアの通電時間の見直し・電気器具(冷蔵庫、電気ボットなど)の使用台数の見直し・ブラインドの使用による空調効果の向上・必要な照度を確保しつつ廊下等の照明の間引き・消灯・定時退庁の促進に合わせた節電の呼びかけ		
--	--	--	--

4. その他参考情報			

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2-2 人件費の削減等									
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080						

2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
人件費の削減	人件費 (令和3年度予算額以下)	前年度予算額	4,480,928 千円 (2 年度予算額)	4, 467, 853 千円 (3 年度予算額)	4, 463, 462 千円 (4 年度予算額)							

* 新規・拡充業務に伴う増員分、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を含む。						
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及U経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○人件費の削減等 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評定結果の積み上げに より行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B:基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) ×12/10 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。		評定 B  <評定に至った理由> 1 の小項目はBであり、項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算 結果は法人の自己評	
2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和3年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和3年11月24日閣議決定)に基づき適切に実施する。	2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政 法人改革等に関する基本的な方針」 (平成25年12月24日閣議決定)を 踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和3年度以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に関する取扱いについて」(令和3年11月24日閣議決定)を踏まえ、適切に対応する。	<定性的指標> <次人件學第(令下) <p>た大件學第額し、に対し、所述的方式。 た充分、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、</p>	〈主要な業務実績〉 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、令和4年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は96.7であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について令和3年度分までをホームページにおいて公表した。役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和4年10月7日閣議決定)等を踏まえ、職員給与規程を改正し、令和4年4月から一般職員俸給表を30台半ばまでの職員について、平均0.3%引上げ、併せて勤勉手当及び期末特別手当の支給割合の引上げを行った。 また、長時間労働の削減については、次世代育成支援行動計画に基づき各種対策に取り組んだ。総人件費については、常勤職員数を令和4年1月1日時点(※)の641名から626名(令和5年1月1日時点)と減少したことにより令和3年度と比較して人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)が6.2%減額となった。 ※独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 人件費は令和 3年度予算額以下であ り、計画における所 期の目標を達成して いる。	については、で 度と比較して「 標値:令和3・ 額以下)して: 画における所 を達成してい られる。(評定	こは、ではているでいます。 は、ではってのでいいでは、でいるであるでいいでは、でいるでがいいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第2-3	調達等合理化の取組							
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080					

2. 主要な経年データ	1. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
調達等合理化の取組(一者応札・応 募割合)	競争性のある契約に占める一 者応礼・応募割合	42%以下	39%	32%	23%						
調達等合理化の取組(随意契約によることができる事由の明確化)	随意契約によることがで きる事由の明確化	_	22件 契約監視委員会によ る事後評価の実施	21 件 契約監視委員会によ る事後評価の実施	21件 契約監視委員会によ る事後評価の実施						
調達等合理化の取組(契約監視委員会における点検・見直しの状況)	契約監視委員会における 点検・見直しの状況	_	いずれも事由につい て契約監視委員会に よる事後評価を受 け、妥当性が確認さ れている。	いずれも事由につい て契約監視委員会に よる事後評価を受 け、妥当性が確認さ れている。	いずれも事由につい て契約監視委員会に よる事後評価を受 け、妥当性が確認さ れている。						

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自己語	平価及び主務大臣によ	る評価			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大	臣による評価
		以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○契約の点検・ 見直し 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結 果の積み上げに より行うものと する。	〈評定と根拠〉 評定:B 根拠:◇小項目3(項目)×2点(B)=6点 B:基準点(6)×9/10≦各小項目の合計点(6) < 基準点(6)×12/10 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。		3 の小 3 項目で 積み上げ Bであっ ※小項目 果は法 同じ。	B  「至った理由> 項目のうちBがあり、小項目を た項目別評定は たため。 の点数の計算結 人の自己評価と
	3 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組 の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」	3 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に	<定量的指標> <定量的指標> ◇競争性のある 契約に占め・応募割合:42% 以下(平成30年度から令34年間のおを上回らないこと。ただし、	〈主要な業務実績〉公正性・透射性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。 (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。 (表2-3-1参照) (2) 一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘をする等により、一者応札・応募数の減少(▲11件)となった。その結果、一者応札・応募の割合は件数で22.8%となり目標の42%以下の水準を満たし	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり調達 等合理化計画に基づく一 者応札・応募の改善に取 り組み、一者応札・応募 の割合は228%となり計 画における所期の目標を 満たしている。	約に募者が向に 大師を が向れた にない がいれて にない がいた。 がいれて がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。	競争性のある契・ あるや一者応札、事の のアンケーので のでいたので のでいたので があれり22.8 % には2 %以またといる。 にはそをで でで、表えた。 で、表えた、表表 ので、表表で、表表して、といる。 をはるので、表表して、といる。 をはるので、表表して、といる。 をはるので、といるので、といる。 をはるので、といるので、といるので、といるので、といるので、といるので、といるので、といるので、といるので、といるので、といるので、といるので、といるので、といるので、また、といるので、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで

を着実に実施し、以下の取組を行う。 (1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。	実施する。 (2) 一般競争入札については、幅 広く周知し、仕様書の見直しや 公告期間を十分確保する等の改 善に不断に取り組み、一層の競 争性が確保されるように努め る。	契約監視委員 会において、 やむを得ない 事情があると 判断されたも のに あって は、評価の際 に 考 慮 る。)	た。これら一者応札・応募の案件については、外部有識者を交えた契約監視 委員会において妥当性及び改善方策について審議及びフォローアップを行う とともに、当該委員会概要をホームページで公表した。 また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収 事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するととも に、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や 担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。		びフォローアップが行われる等、契約の公平性・透明性の確保の取組が行われていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。 (評定: B)
(2) 随意契約については 「独立行政法人の随意契 約に係る事務について」 (平成26年10月1日付け 総管査第284号総務省行政 管理局長通知)に基づ き、随意契約によること ができる事由を明確化 し、公正性・透明性を確 保しつつ合理的な調達を 実施する。	(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1 日付け総管査第 24 号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	<定性的指標> ◇随意契約によ ることができ る事由の明確 化	〈主要な業務実績〉 (3) 随意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。また、令和4年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の事由の明確化、公正性・透明性の確保に努めた。この結果、競争性のない契約件数は21件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。 (表2-3-2参照)	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり調 達等合理化計画に基づ く随意契約における事 由の明確化等に適切に 取り組んでおり、目標 の水準を満たしてい る。	(3) 随意契約について、契約事務取扱規程に随意契約によることができる事由が明確化されて調達を実施しており、さらに検討会において当該調達手続の点検が行われていることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定: B)
(3) 契約については監事及び 外部有識者によって構成する契約監視委員会において 公平性等が確保されている かの点検・見直しを行う。	(4) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。  (5) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。 (6) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。 (7) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。	<定性的指標> ◇契約監視委員 会における点 検・見直しの 状況	(全要な業務実績) (4) 契約監視委員会を次のとおり開催し、個々の契約案件の事後点検を受けた。 併せて一者応札の改善方策についてフォローアップ等がなされた。 ① 令和4年5月23日:理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(令和3年度第3~第4四半期分)の事後点検 ② 令和4年12月23日:理事長が定める基準に該当する個々の契約案件(令和4年度第1~第2四半期分)の事後点検 (5) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係存省)」及び「同検証会議(関係法人)」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。 (6) FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人と契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表することとしており、令和4年度は該当する契約はなかった。 (7) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、令和4年度における公益法人への支出状况等をホームページに公表した。なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。	<評定と根拠>評定: B 根拠:契約監視委員会 の点検結果、フォロー アップ内容を踏まえ、 調達合理化を着実に推 進しており、目標の水 準を満たしている。	(4) 契約監視委員会における公平性等が確保されているかの点検・見直しについて、点検結果及びフォロースで調達の合理化を推進していることからしているととがられる。(評定定) (評定に) また満たしているという。)

4.	その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情	. 当事務及び事業に関する基本情報							
第2-4	情報システムの整備及び管理							
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政	政策評価書:事前分析表農林水産省4-④					
		事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0080					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報システムの整備及び管理 (PMOの設置等の検討状況)	PMO の設置等の検討状況	-	_	_	令和5年4月1日からPMOを設置することとした。			
情報システムの整備及び管理 (情報システム整備に係る投資 対効果の精査結果)	情報システム整備に係る投資対効果の精査結果	_	_	_	投資対効果を精査 し、法人文書管理 システムを導入 し、令和5年度か ら運用できるよう にした。			
情報システムの整備及び管理 (クラウドサービスの活用実 績)	クラウドサービスの活 用実績	_	_	_	勤怠管理システム、法人文書管理システムに加え、 クラウド型業務アプリ開発ツールを 導入し、令和5年度から運用できるようにした。			

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
十及口保	<b>学</b> 未们画	工,空山 111111111111111111111111111111111111	業務実績	自己評価	上初九八	正による日間
		<定量的指標> ○情報システム の整備及び管理 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結 果の積み上げに より行うものと する。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目3 (項目) ×2点(B) =6点 B: 基準点(6) ×9/10≦ 各小項目の合計点(6) < 基準点(6) ×12/10 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画の所期の目標を達成した。		3 の小い 3 項目でで 積み上げで Bであった ※小項目の 果は法、 同じ。	B 至った理由> 項目のうちBがあり、小項目を た項目別評定は たため。 の点数の計算結 人の自己評価と

4 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を検討する。 また、文書管理システムの整備に当たっては、投資	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うP,MOを支援するため、PMOの設置等の体制整備の検討する。 また、文書管理システムの整備に当たっては、投資対効果を精査のうえ、クラウドサービスの活用を検討する。	<定性が指標> ◇PMOの設置 等の検討状況	<主要な業務実績> 理事(総合調整)を中心に FAMIC 全体を俯瞰しつつ、組織横断的に情報システム整備及び管理に係る新体制を検討するための「情報システムに係る PMO 及び PJMO に関する検討チーム」(令和4年6月9日第3回役員会決定)を設置し、4回にわたって議論を行い、最終報告書を第8回役員会(令和4年9月5日開催)に報告した。 ・消費安全情報部長を廃止し、理事長直轄の「情報システム・セキュリティ統括官」を新設することにより、FAMIC が保有するシステムの管理及び情報システムの整備を推進する部門の検討の支援を行う体制を強化した。 ・消費安全情報部を廃止し、理事長直轄の「情報システム・セキュリティ統括チーム」を新設することにより、権限を集約化し FAMIC 全体のシステム管理体制を強化。また、これまで消費安全情報部が行っていた広報に関連する業務を広報課に移管することにより、整理合理化を図った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援するため、 PMO の設置等、組織再編を行い、専門性を確保するための体制を構築した。、令和5年4月 1日から施行することとしており、目標の水準を満たしている。	PMOの設置について、 組織再編の検討を行い令 和5年4月1日以降PMOを設置することとしていることから目標の水準を満たしていると認められる。 (評定:B)
対効果を精査のうえ、クラウドサービスの活用を検討する。		◇情報システム 整備に係る投 資対効果の精 査結果	<主要な業務実績> 文書管理システムの整備にあたり、投資対効果を精査のうえクラウドサービスの活用の検討を行い、法人文書管理システムを導入し、令和 5 年度から運用できるようにした。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:所用の情報システムの整備を行ったため、目標の水準を満た している。	情報システムの整備 に係る投資対効果につい て精査の上システムを導 入していることから目標 の水準を満たしていると 認められる。(評定: B)
		◇クラウドサー ビスの活用実 績	<主要な業務実績> 肥飼料安全検査部において、情報共有ツールとしてクラウド型業務アプリ開発ツールを導入し、令和 5 年度から運用できるようにした。また、整備した法人文書管理システムに加え、引き続きクラウドによる勤怠管理システムの活用を行っていく。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: FAMICシステムの クラウドの活用が推進 されており、目標の水 準を満たしている。	クラウドサービスの活 用についてシステム導入 時に検討を実施し、令和 4 年度に導入したすべて のシステムにクラウドシ サービスを活用している ことから目標の水準を満 たしていると認められ る。(評定:B)

1. 当事務及び事業に関する基本情	務及び事業に関する基本情報						
第3-1	保有資産の見直し等						
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080				

2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	_	保有資産の維持	保有資産の維持	保有資産の維持						

			法人の業務実績・自己評価			
年度目標	事業計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	主務大臣による評価	
		<定量的指標> ○保有資産の見直し等 中項目の評定は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	開記: B 根拠: ◇小項目 1 (項目) ×2 点 (B) =2 点 B: 基準点 (2) ×9/10≦ 各小項目の合計点 (2) < 基準点 (2) ×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。		1 の小項 目別評定は ※小項目 は法人の自	B 至った理由> 目はBであり、項 Bであったため。 の点数の計算結果 己評価と同じ。 は、庁舎、ほ場、
1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等について は、「独立行政法人の保有資産の 不要認定に係る基本的視点につい て」(平成36年9月2日付け総管査 第283号総務省行政管理局長通知) に基づき、保有の必要性を不断に 見直し、保有の必要性が認められ ないものについては、不要財産と して国庫納付等を行うこととす る。	4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等について は、「独立行政法人の保有資産の 不要認定に係る基本的視点につい て」(平成26年9月2日付け総管 査第28号総務省行政管理局長通 知)に基づき、保有の必要性を確 認し、保有の必要性が認められな いものについては、不要財産とし て国庫納付等を行うこととする。	<定性が指標> ◇保有資産の見直し 状況	<主要な業務実績> 保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその 敷地3箇所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ 場1箇所(岩槻ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況 に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。 (表3-1-1参照) なお、宿舎及び福利厚生施設は保有していない。 保有する特許権1件「生糸ずる節検出方法および装置」については、毎年納付する特許料等が発生しないことから、特許権 を維持した。 (表3-1-2参照)	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり保有資産の必要性について見直し しており、目標の水準を満たしている。	稼働状況に し、保有の 行われてい における所	について、利用・ 上係る調査を実施 必要性の見直しが ることから、計画 期の目標を達成し 思められる。 (評

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第3-2	自己収入の確保								
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080						

2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報)				
								当該年度までの累積値等、必要な情報				
自己収入の確保	自己収入確保の状況	_	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し							

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		<b>→</b> 泵/	臣による評価
<b>平</b> 及日保	<del>李</del> 耒訂四	土は評価指係	業務実績	自己評価	土伤人	足による評価
		<定量的指標> ○自己収入の確保 中項目の評定は、小項目別 (◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B:基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) <基準点(2) : <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 計画に基づき、自己収入を確保するため的確に取組を実施した満たしている。		1 の小 り、項目 ったため。 ※小項目 果は法 同じ。	の点数の計算結 人の自己評価と
2 自己収入の確保 FAMIC の事業の目的 を踏まえつつ、依頼 に基づく検査及び講師の派遣等について 適切に対応するとと もに、受益者の負担の 水準について 見直しを図ること等 により、自己収入の 確保に努める。	5 自己収入の確保 自己収入を確保するため、次の取組を行う。 (1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に 努め、適切に実施する。 (2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づ く検査及び講師派遣等について、ホームページ、メ ールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行 う。 (3) 保有の必要性が認められる特許権については、 特許による収入を図るため周知・広報する。 (4) FAMIC の技術力を活かした受託業務の獲得・実施 に努める。 (5) 手数料の見直しを行い、必要に応じて改定す る。 (6) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者 と FAMIC の業務との関係に留意して適切に対応す る。	<定性が指標> ◇自己収入確保 の状況	〈主要な業務実績〉 自己収入を確保するため、次の取組を行った。 (1) 講習事業については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。 (2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。 (3) 特許収入の拡大に資するよう、現在保有している特許については引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースでの掲載により周知・広報を図った。 (4) 競争的研究資金制度等による研究開発事業に参加して研究開発課題を受託できる体制を整備した。集成材等のJASに規定された接着剤同等性能の確認スキームにより、1,350 千円の受託収入を確保した。 (5) 講師派遣等に係る手数料については、最新の根拠資料に基づき算出し、手数料等の単価を改定した。また、改定内容はホームページに掲載し、事業者等に周知を図った。 (6) 寄付の申出については該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり自 己収入を確保するため の取組を行っているこ とから、目標の水準を 満たしている。	習一いびはじとに目標を担と新一知りて水	には、主催者講に当た、主催者講に当たて実施では、主催者では、一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
第3-3	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画									
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080							

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	評価対象となる指標 達成目標		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報					
	経費(業務経費及び一般 管理費)節減に係る取組	_			経費(業務経費及び一般 管理費)節減に係る取組 の実施								
法人運営における資金の 配分状況	法人運営における資金の 配分状況	_	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		<b>主</b> 教-	大臣による評価					
	十尺口标	尹未刊四	工,4411111111111111111111111111111111111	業務実績	自己評価	エカカノ	人用でもの耳直					
			<定量的指標> ○予算、収支計画及び	<評定と根拠> 評定: B		評定	В					
			資金計画 中項目の評定は、小 項目別(◇)の評定結 果の積み上げにより行 うものとする。	根拠: ◇小項目 2 (項目) ×2 点 (B) =4 点 B: 基準点 (4) ×9/10≦ 各小項目の合計点 (4) < 基準点 (4) ×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。	_	2の小項 あり、小 項目別評 め。 ※小項目	こ至った理由> 頁目はBが2項目で 項目を積み上げた 定はBであったた の点数の計算結果 の自己評価と同					
	_	<ol> <li>予算</li> <li>収支計画</li> <li>資金計画</li> </ol>	<定性的指標> ◇経費(業務経費及び 一般管理費)節減に 係る取組	<主要な業務実績> 令和4年度においても予算の執行を適切に行い、令和3年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。(財務諸表等参照) 独立行政法人通則法第30条の規定に基づき、令和4年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:経費(業務経費及び 一般管理費)節減に係る取 組を実施した。	じ。 具体的 が適切に 費、一般 り組むと	には、予算の執行 には、予算の執行 にな、予算の執行 でであれ、業務経 管理費の削減に取 ともに、予算不足 いように定期的に					
			<定性的指標> ◇法人運営における資金の配分状況	<主要な業務実績> 平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。 (表3-3-1参照)	<評定と根拠> 評定:B 根拠:適切に資金を配分した。	執行状況 適切かつ がなされ	を把握しており、 効率的な資金配分 ていることから、 準を満たしている					

4. その他参考情報		

様式3-	1 -	-4-	- 2	独立行政法。	\農林水	産消費安全技術セン	ンター 令種	D4年度評価	項目別評定調書	(業務運営の効率化に関す	る事項、財務	外容の改善に関す	る事項及び	その他業務運営に	関する重要事項)
------	-----	-----	-----	--------	------	-----------	--------	--------	---------	--------------	--------	----------	-------	----------	----------

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第3-4	短期借入金の限度額								
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政 事業レビュー							

2. 主要な経年データ													
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
		法人の短期借入金について、借入に至った理由 及び使途、金額及び金利、返済の見込み	_	実績なし	実績なし	実績なし							

3	. 各事業年度の業務に係る目標、計	・画、業務実績、年度評価に係る自己評	価及び主務大臣による評価	<u> </u>			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		→数+	定による評価
	十段口标	<del>事</del> 未可画	上なけ同時	業務実績	自己評価	工//カノ	日で よら 中国
			<定量的指標> ○短期借入金の限度額		   <評定と根拠>   評定:—	評定	-
			中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。		根拠:実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価>		它に至った理由> たいため評価を実施 定:一)
	_	第4 短期借入金の限度額 令和4年度:9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した 場合の災害補償費の借入れ	<定性的指標> ◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績がないため評価 せず。		

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
第4-1	職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)											
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080									

2. 主要な経年データ	・主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報					
職員の人事に関する計画 (人材確保・育成の状況)	人材確保・育成方針の状 況	_	人材確保・育成方針を 策定した。	人材確保・育成方針を 踏まえ取組を実施し た。	人材確保・育成方針を 踏まえ取組を実施し た。								
職員の人事に関する計画 (人事評価システムによる 評価の実施、システムの 見直し)	人事評価システムによる 評価の実施、システムの 見直し	=	人事評価システムによ る評価を実施した。	人事評価システムによ る評価を実施した。	人事評価システムによ る評価及びシステムの 見直しを実施した。								
職員の人事に関する計画(女性登用の促進状況)	女性管理職登用の状況	_	①役員に占める女性の 割合は16.7% ②管理職に占める女性 の割合は4.7%	①役員に占める女性の 割合は16.7% ②管理職に占める女性 の割合は6.9%	①役員に占める女性の 割合は16.7% ②管理職に占める女性 の割合は6.0%								

<b>左在日</b> 挿	事務⇒□四	業計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価					
年度目標	事業計画	土な評価指標	業務実績	自己評価	土務人	(臣による評価	
		<定量的指標> ○職員の人事に関する計画 中項目の評定は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目3 (項目) ×2点(B) =6点 B:基準点(6) ×9/10≦ 各小項目の合計点(6) < 基準点(6) ×12 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。	/10	3の小項 項目であ 上げた項 ったため。 ※小項目の は法人 じ。	B 至った理由> 「目のうち、Bがり、小項目を積み目別評定はBであった数の計算結別の自己評価と同いである。」	
1 職員の人事に関する計画 従前から実施している関係法令に基づいた業務に加え、農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務の円滑な推進を図るため、計画的	2 職員の人事に関する計画(人 員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) 従前から実施している関係法令 に基づいた業務に加え、農林水産行 政の見直しに対応した国からの要請 等に確実に応え、業務の円滑な推進 を図ることを目的に必要な人材の確 保・育成を推進するため、人材確	<定性的指標> ◇人材確保・育成 方針の状況  <定性的指標>	<主要な業務実績> ・人材確保のため、Web を活用した業務説明会の開催等により FAMIC を PR し、農学、化学等の試験区分の国家公務員合格者から、予定 どおり 7名の新規採用者を確保した。 ・人材育成のため、FAMIC 主催の階層別研修を 7 つ開催し 180 名が参加した。また、人事院等主催の13 の研修に 25 名参加させた。 <主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 人材確保・育成方針を 踏まえ、人材確保及び育成の 取組を行っており、目標の水 準を満たしている。 <評定と根拠> 評定: B	いて、FA 持・向上 成方針が とから、	保・育成方針に~ MIC の強みを終するための人材で 制定されているこ 目標の水準を満た と認められる。 B)	

な人事交流や研修等により 職員の資質向上を図る等、 必要な人材を確保・育成する取組を推進する。 FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の 人材配置を行い、職員の意欲 向上、能力の最大化を図る。 「第5次男女共同参画基本 計画」(令和2年12月25日閣 議決定)を踏まえ、女性の積 極的な採用、育成及び登用 のための取組を推進する。	保・育成方針を踏まえ次の取組を行う。 なお、FMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。  (1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。  (2) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することに、適切な要員、人事配置を行う。  (3) 職員の採用に当たっては人事院が行う就職説明会等への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。	◇人事評価システムによる評価の 実施、システム の見直し	職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績を総合的に判断し、人材配置を行った。また、令和4年4月期人事異動において、人事ルールの特例措置(育児や介護等の事情により勤務地を変更できない職員を特例措置として勤務地の変更なく昇任させるもの。)により1名を昇任させる人事企画を行い、意欲向上等を図った。(特例措置適用者は職員に公表。) 将来の FAMIC の組織・業務運営や人員構成を見据え、管理職人材の育成・確保を通じて、将来にわたり組織の適切な維持・運営が図られるよう、令和4年度においては、令和元年度に策定した人事ルールの見直しを実施し、令和6年度から適用することとした。人事評価システムについては、検証を行い、人材育成・マネジメント強化のためのツールとして人事評価を活用することを目的とした改善を行うとともに、職員の能力や実績をきめ細かく的確に把握・評価するため見直しを行った。 (1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。令和4年度の常勤職員数は626名(令和5年1月1日)となり、前年度61名(令和4年1月1日)から15名減少した。減少した要因としては、令和3年度に常勤職員数が増加したため令和4年度新規採用者数を抑制したことに加え、想定外の早期退職等による7名と人事交流による減員が2名発生したことが考えられる。 (2) 人事交流 職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。(転出 4名、転入36名) (3) 新規採用 web を活用した業務説明会の開催等により FAMIC を PR し、農学、化学、行政等の試験区分の国家公務員合格者から、予定どおり7名の新規採用者を確保した。(再掲)	根拠:計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。また、人事ルール等の特例措置により昇任させる人事企画を行い、職員の職務への意欲向上や能力の最大化に繋がる取組を行った。	人事評価について、人事 評価システムによる評価を 実施し、見直しのための検 証を実施していることから、目標の水準を満たしていると認められる。 (評定:B)
	(4) 女性登用の促進については、 「第 5 次男女共同参画基本計画」 (令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)」 を踏まえ、女性の積極的な採用、 育成及び登用のための取組を行 う。	<定性的指標> ◇女性登用の促進 状況	<主要な業務実績> (4) 女性登用の促進 管理職の女性登用については、農林水産省との人事交流による 女性管理職員の増減は見通せないものの、今後の管理職の定年退 職予定者を見越して、登用対象者を把握し、管理職登用に向け土 台作りが必要であることから、管理職登用の可能性がある女性職 員に対し意識啓発のため人事院主催の女性登用候補者層を拡大す ることを目的とした研修への参加(4名参加)を促した。また、 各部門人事担当部長が連携し、農林水産本省、地方農政局等の人 事担当と人事交流の調整を行い、管理職への女性登用の人事企画 に努め、1人を新たに配置した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 女性管理職候補者 の拡大のための研修参加の 促進とともに、男女ともに 活躍できる職場環境作り及 び意識改革等の取組を行 い、短期及び中長期的な取 組により、女性管理職の登 用拡大のための取組を積極 的に行った。	女性の登用について、研修及び座談会の開催、ワークライスバランスを推進する制度の整備など女性管理職の登用拡大のために短期及び中長期的な取組を実施していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定: B)

(5) 給与水準こついては、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和3年度以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費(法定福利費及び大事完勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12	給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表した。また、総人件費についても令和3年度以下とした(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)。さらに役職員の給与改定に当たっては「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、適切に対応した。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第4-2	内部統制の充実・強化								
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(t) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等 の見直し状況	運営基本理念、運営 方針、行動指針、コン プライアンス基本方 針等の見直し	_	「行動理念」及び「行動力針」を、「運営基本理念」、「運営方針」、 「行動指針」として改訂	内部統制委員会を 1 回 開催	内部統制委員会を 1 回 開催			
② リスク評価の実施状況、 当該リスク評価に基づく低 減策の検討状況	リスク評価の実施状 況、当該リスク評価 に基づく低減策の検 討	_	行動理念及び行動方針 の改定、リスク管理委 員会を4回開催	リスク管理委員会を 2 回開催	リスク管理委員会を 2 回開催			
(3) ガバナンスの確保及び法 令遵守状況	ガバナンスの確保、法令遵守	_	役員会14回開催、 コンプライアンス委員 会2回開催	役員会 17 回開催、 コンプライアンス委員 会 2 回開催	役員会17回開催 コンプライアンス委員 会1回開催			
<ul><li>④ 監事監査の体制の整備及 び内部監査の実施状況</li></ul>	監事監査の体制の整 備、内部監査の実施	_	監事会7回開催、 内部監査を適切に実施	監事会6回開催、 内部監査を適切に実施	監事会4回開催、 内部監査を適切に実施			
(5) 法人文書の管理、情報の 公開及び個人情報の保護に 関する対応状況	法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応	_	法人文書管理規則等 の改正、e-ラーニング による研修を実施	法人文書管理規則等の 改正、e-ラーニングに よる研修を実施	法人文書管理規則等の 改正、e-ラーニングに よる研修を実施			
(6) 事故及び災害の未然防止 に係る体制の整備	事故及び災害の未然 防止に係る体制の整 備	_	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)			
(f) 環境負荷の低減に資する 物品調量状況	環境負荷の低減に資 する物品調達	_	環境物品等の調達目標 の設定・実施	環境物品等の調達目標 の設定・実施	環境物品等の調達目標 の設定・実施			
⊗ 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	-	防災訓練の実施、防 火・防災管理規則の改 正(本部)	防災訓練の実施、防 火・防災管理規則の改 正(本部)	防災訓練の実施、防 火・防災管理規則の改 正(本部)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画	画、業務実績、年度評価に係る自己評	価及び主務大臣による評	······································		
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	自己評価	主務大臣による評価
2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成36年11月38日付け総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 ① 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成28年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減まもとより業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	<定量的指標> ○内部統制の充実・強化 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	業務実績  《評定と根拠》  評定: B  根拠: ◇小項目7 (項目) ×2点(B) +小項目1 (項目) ×1点  B: 基準点(16) ×9/10≦ 各小項目の合計点(15) < 基準点( 《課題と対応》 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 《業務の評価》 事業計画に基づき内部統制を継続的かつ有効に機能させるため、中図った。	i. (C) =15点 16) ×12/10	評定 B  《評定に至った理由》 8 の小項目のうち、Bが 7項目、Cが1項目であり、 小項目を積み上げた項目別 評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果 は法人の自己評価と同 じ。 具体的には次のとおり
(3) 運営基本理念、運営方針、 行動指針、コンプライアンス基 本方針等内部統制推進上の基本 的な方針や規程類について、内 部統制に係る活動の体系的な実 施の観点から、必要に応じ見直 しを行う。	① 運営基本理念、運営方針、 行動指針、コンプライアンス基 本方針等内部統制推進上の基本 的な方針や規程類について、内 部統制に係る活動の体系的な実 施の観点から、必要に応じ見直 しを行う。	<定性的指標> <運営基本理念、 運営方針、行動指 針、コンプライア ンス基本方針等の 見直し状況	<主要な業務実績> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 内部統制の一層の充実を図るため、内部統制委員会からリスク管理委員会に対して、物価高騰や施設の改修、ヘリウムガス供給不足に係るリスク低減の対応を明確に指示するなど、内部統制の推進を図った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画に基づき内部統制 を推進するため、理事長のリ ーダーシップの下、内部統制 委員会を開催し、リスク管理 委員会に対して各事項のリス ク低減の対応を指示するなど により内部統制の推進を図っ ており、目標の水準を満たし ている。	① 行動理念、行動方針、 コンプライアンス基本方 針等の見直していること から、目標の水準を満た していると認められる。 (評定:B)
② 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	② 業務実施上のリスクの識別、 評価、管理を適切に行うため、 必要に応じ関係規程類及びリス ク管理体制の見直しを実施す る。	<定性が指標> ◇リスク評価の実施 状況、当該リスク 評価に基づく低減 策の検討状況	<主要な業務実績> ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を2回開催して各内部統制推進責任者によるリスク管理の実施状況等について審議するとともに、令和4年度のリスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順を策定した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:リスクの識別、評価、管理については、役員のリーダーシップの下、リスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順に基づき行うとともに、リスクへの対応実績及び実績に対する評価をリスク周知を図っており、目標の水準を満たしている。	② リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討について、役員のリーダーシップの下、リスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順に基づき行うことにより、リスクの低減策を検討していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定:B)
(3) 業務運営に関する重要事項に ついては定期的に役員会におい て審議・報告し、適切なガバナ	③ 業務運営に関する重要事項に ついては、適切なガバナンスを 確保するため定期的に役員会を	<定性が指標> ◇ガバナンスの確保 及び法令遵守状	<主要な業務実績> ③ 役員会を17回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・ 決定し各部長等に指示を行った。	<評定と根拠> 評定 : B	③ ガバナンスの確保及び 法令遵守について、ガバ ナンスの確保のために、

ンスを確保する。 また、役員会における指示・ 伝達事項を Wb 会議システム等を 通じて地域センター等も含め適 切、迅東に周知徹底を行う。 さらに、役職員の法令遵守を 徹底するため、コンプライアン ス委員会での審議結果等を踏ま え、役職員への周知徹底を行う。	開催し、審議・報告を行う。 また、役員会における指示・ 伝達事項をWb会議システム等 を通じて地域センター等も含め 適切、迅速に周知徹底を行う。 さらに、役職員の法令遵守に ついては、コンプライアンス委 員会での審議結果を踏まえ、各 種会議や研修の機会、グループ ウェア等を通じて、コンプライ アンス基本方針等の周知徹底を 行う。	況	また、Web 会議システムを活用した役員・所長等会議を 11 回開催し、役員会における組織、管理、経理及び業務等に関する決定事項等について、迅速な周知徹底を行った。 コンプライアンス委員会において令和3年度のコンプライアンス推進状況の報告、令和4年度のコンプライアンス推進の取組についての審議を行った。審議の結果を踏まえ、コンプライアンスに関する研修・教育の実施及びコンプライアンスに関する意識啓発を図ることとした。具体的には、階層別所修において、FAMIC 運営基本理念やコンプライアンス基本方針等のコンプライアンスに関する講義の実施、役員・所長等会議における幹部職員を対象とした理事長講話によるコンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、全役職員に対して機会ある毎に国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について、グループウェア等を通じて周知徹底を図った。	根拠:計画のとおり役員会を 開催しガバナンスを確保して いる。また、役職員への法令 遵守を徹底するため、コンプ ライアンス委員会での審議結 果等を踏まえた役職員への周 知徹底をしており、目標の水 準を満たしている。	役員会を開催し、審議、 決定し、職員に周知をしている。また、役職員へ の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委 員会での審議結果等を踏まえ、役職員へ周知徹底 していることから、目標 の水準を満たしていると 認められる。(評定: B)
(4) 監事監査の実効性を担保する ため、体制整備を行う。 また、業務運営(会計を含む。)の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。	④ 監事監査の実効性を担保するため、必要に応じ、監事と内部監査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う。また、業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。	<定性的指標> ◇監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況	《主要な業務実績》 ④ 監事補佐として、業務監査室の職員2名を指名し、監事監査の体制整備を行うとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。なお、監事会(4回開催)では、監事間で監事調査に関して意見交換が行われた。また、監事監査にあたっては監事が内部監査部門、業務実施部門等から説明又は報告を受けた。監事と会計監査人においては、令和4年度の監査に関して意見交換等による連携が行われ、監事と内部監査部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う必要はなかった。業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を理事長直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。内部監査では軽微な不適合9件(①試験室の点検実施者の未指名、毎月の試験室環境整備状況の未確認及び四半期報告の未実施(2カ所の被監査部門で確認)、②分析関係手順書の一部で関連規程との未整合が複数存在、③試験室管理手順書に定期点検及び定期清掃の手順を未規定、並びに点検記録等の未保存、④分析用高圧ガス配管の定期点検の未実施及び点検報告の未保存、⑤技能試験結果を担当課長の承認前に主催者に報告、⑥工事における契約責任者への報告未実施、⑦法令に基づく届出の未届出、届出時期の超過、及び届出等に係る起案文書の未作成、⑧赴任旅費の過少支給)を検出し、必要な再発防止策を図った。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり監事監 査の実効性を担保するため の体制の整備を行うととも に、役員直属の組織が内部 監査を実施しており、目標 の水準を満たしている。	④ 監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況について、監事監査補佐を指名するととして、監事監査を実施した。 また、内部のでは、監事監査を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
(5) 法人運営の透明性を確保する ため、公文書等の管理に関する 法律(平成21年法律第66号)、 独立行政法人等の保有する情報 の公開に関する法律(平成13年 法律第140号)及び個人情報の保 護に関する法律(平成15年法律 第57号)に基づき、適切に対応 するとともに、職員への周知徹	⑤ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、法律の目的等について職員への周知徹底	<定性的指標> <法人文書の管理、 情報の公開及び個 人情報の保護に関 する対応状況	<主要な業務実績> ⑤ 公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)、独立 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の目的等について、e-ラーニング及び研修資料を用いた自己 学習により周知徹底した。 また、法人文書管理システムの導入に伴う法人文書の適正な 管理のため、法人文書管理規則等の改正を検討した。 なお、当該年度において、個人情報に係る軽微な情報漏えい事案	<評定と根拠> 評定: C 根拠: 個人情報に係る軽微な情報漏えい事案が2件発生したことから、事業計画における初期の目標を下回った。	⑤ 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応について、e-ラーニング及び研修資料を用いて周知している。しかし、個人情報に係る軽微な情報漏えい事案が2件発生していることから、目標の水準を

底を行う。	を行う。		が2件発生したことから、農林水産省関係部局に報告し、情報が漏えいした事業者に対し謝罪するとともに、該当メールの削除を依頼、同日、同メールが削除されたことを確認した。その後、関係規程に基づき、原因労用及び再発防止処置を行うとともに、本事案を職員へ周知し注意喚起を行った。今後は上記の再発防止処置状況を確認していくこととする。 また、個人情報を担当する課と情報セキュリティインシデントを担当する課との情報共有について見直しを行い、迅速な情報共有が図れるように改善した。		満たしておらず改善を要する。(評定:C) 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 個人情報の漏えいが2件発生したことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様の事例が起こらないように対策を徹底すること。
6 労働災害及び健康障害を未然 に防止するため、労働安全衛生 マネジメントシステム (CBMS) により、職場における職員の安 全と健康の確保及び増進に対す る取組を一層推進する。	⑥ 職員の安全と健康の確保及び 増進のため、安全衛生委員会に よる職場点検、健康診断やスト レスチェックなどの安全衛生活 動をOBMS 手順書により実践し、 労働安全の保持及び職員の心身 両面の健康管理の充実に取り組 む。	<定性的指標> ◇事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	<主要な業務実績> ⑥ 本部及び地域センター等においては、各事業場の状況を踏まえのHMS 手順書を改正し、手順書の充実に取り組んだ。また、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員で、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおりのSHMS手 順書に基づき安全衛生活動 を実践するとともに安全衛 生委員会等を活用し安全確 保に努めており、目標の水 準を満たしている。	⑥ 事故及び災害の未然坊止 に係る体制の整備につい て、08MSにより管理する とともに、安全衛生委員 会による職場点検の実 施、健康保持増進の取組 としてストレスチェック を実施していることか ら、目標の水準を満たし ていると認められる。 (評定:B)
(7) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取組む。	⑦ 業務活動に伴う環境へ配慮 し、環境配慮・無駄消滅指進委 員会等の下、省エネルギー・省 資源、廃棄物の消滅及び適正処 理、再使用・リサイクル率アッ プなど、環境汚染物質の排出削 減、グリーン購入などに積極的 に取り組む。	<定性的指標> ◇環境負荷の低減に 資する物品調達状 況	〈主要な業務美績〉 ① 「FAMIC における環境配慮の基本方針」、「FAMIC における環境配慮への行動目標」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むための環境計画を策定し、環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、令和4年4月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等(「環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等(「環境物品等の推進に関する調達の基本方針」(令和4年2月15日閣議決定)に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの)ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表している。特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり環境配 慮の体制の下、調達が実施 されており、目標の水準を 満たしている。	⑦ 環境負荷の低減に資する物品調達について、環境計画を策定し、環境に配慮した取組を行うとともに、環境物あ方針を定め、特定調達を指進する方針を定と、特定調達目標を設定し、特定調達目標を設定し、特定調達目標の水の調達を満たしていると認められる。(評定:B)
8 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	⑧ 大規模災害等〜備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	<定性的指標> ◇防災体制等の見直 し状況	<主要な業務実績> ⑧ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センター等において防災訓練を実施するとともに、本部の防火・防災管理規則を改正した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり危機管 理体制の見直しを実施して おり、目標の水準を満たし ている。	⑧ 防災体制の見直し状況 について、本部及び地域 センターにおいて避難訓 練を実施するとともに、 危機管理体制の見直しが 行われていることから、 目標の水準を満たしてい ると認められる。(評 定:B)

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第4-3	業務運営の改善								
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080						

2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
業務運営の改善	法人の長のトップマ ネジメントによる業 務運営の改善状況	_			業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無點消滅推進委 員会3回開催						

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評	
十尺口伝	<del>丁禾</del> 川四	土は中国団宗	業務実績	自己評価	工力力へ正(こよる日 画	
		<定量的指標> ○業務運営の改善 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評 定結果の積み上げに より行うものとす る。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。	点 (2) ×12/10	1 の小 目別評定に ※小項目の 法人の 具体的に 運営と継	B  こ至った理由> 項目はBであり、 はBであったための点数の計算結 自己評価と同じ。 こは、効率的な流続的な業務改善
3 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメント こよる業務運営の改善を推進する ため、国の行政の業務改革に関す 3取組力針 ~行政のICT化・オー プン化、業務改革の徹底に向けて ~」(平成26年7月25日総務大臣 決定)等を踏まえ、法人運営に関 する重要事項や業務の進歩状況に ついて評価・点検するとともに、 国民目線を取り入れた業務改善活 動の取組を行う。	(2) 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。  ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期ごとに予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。  ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。	<定性的指標> <法人の長のトップ マネジメントによ る業務運営の改善 状況	〈主要な業務実績〉 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 <ol> <li>事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。</li> <li>外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、合和3年度のプロセス評価対象取組の紹介と業務実績評価案、令和4年度の業務実施状況などについて説明を行った。外部の有識者からは、効果的な情報発信に向けたFacebook及びYoutubeチャンネルの立ち上げやテクニカルワークショップのオンライン開催による業務の効率化等の取組について、おおむね高く評価していただいた。一方で、増加した業務に対する取組のアピールや社会的評価につながるよう</li> </ol>	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり業務運営 の改善の取組を実施したこと から、計画における目標の水 準を満たしていると認められ る。	に基務とます。とは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	るために、事業計 、予算の対けに対する指示 、予算の一体的が 、対けに対する指示 を対してのである。 は一でのでは、 、でのでは、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、で

	な情報発信の強化が必要との意見があったところである。 これらの意見に対応して適宜改善を図ることとしている。	
③ 業務運営の改善を推進するため、環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。	③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会の会合を3回開催し、事業活動に係る環境配慮の計画等について検討を行うとともに、同計画に沿って、役員会、役員・所長等会議を始めとする会議及び各委員会における資料の電子化によるペーパーレス化、また、新型コロナウイルス感染拡大下における感染リスクの低減や効率的な会議運営を図るため、可能な限りWeb会議システムを用いて開催する等の業務改善に取り組んだ。	

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第4-4	情報セキュリティ対策の推進						
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080				

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報					
情報セキュリティ対策の	能進 情報セキュリティ取組状況	-	情報セキュリティ・ポ リシーの見直しを実施 など	情報セキュリティ・ポリ シーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリ シーの見直しを実施など								
	情報セキュリティ対策ベンチマーク による自己診断のスコア: 平均40以 上	40以上	40	40	40								

5	. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による	評価			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大臣	による評価
			<定量的指標> ○情報セキュリティ 対策の推進 中項目の評定は、小 項目別(◇)の評定 結果の積み上げによ り行うものとする。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目2 (項目) ×2点(B) =4点 B: 基準点(4) ×9/10≦ 各小項目の合計点(4) < 基準点(4) ×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画の所期の目標を達成した。		2 の小項 り、小項目 項目別評定 ため。 ※小項目の	B 至った理由 > 頁目 は B で あ を積み上げた は B で あった 点数の 計算結 の 自己評価 と
	4 情報セキュリティ対策の 推進 政府機関等の情報セキュ リティ対策のための統一基 準群を踏まえ、制定した情 報セキュリティ・ポリシー に基づき情報セキュリティ 対策を講じ、その実施状況 を毎年度把握し、PDCA サイ クルにより改善を図るた め、以下の取組を行う。	(3) 情報セキュリティ対策の推進  政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ・対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し PICA サイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。		<主要な業務実績> 政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。			
	(1) 情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について最新の状態を維持する。	① 情報セキュリティ・ポリシーの見直しを適時適切に行うとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し変更があった場合には	<定性的指標> ◇情報セキュリティ 取組状況	① 情報システム委員会を外部の専門家の助言を得て開催し、令和3年度の情報セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果及び情報システム対策の現状を評価するとともに、政府統一基準の準拠した規程、細則等の改正内容について報告を行った。また、情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更及びメールアドレス変更について速やかに農林水産省へ報告した。なお、情報セキュリティインシデントとして情報漏	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画に基づき 情報セキュリティ・ ポリシーの見直しな どを実施し、更にサ	て、情報 イ・ポリ を実施し 準の準拠	十画に基づい 報セキュリテ シーの見直し 、政府統一基 等改善が図ら もに、連絡体

速やかに農林水産省に報告す                       えい案件が発生したが、情報セキュリティ緊急連絡体制に基づき、農林水産	イバー攻撃への防御	制の変更時に速やかに
る。                        省〜報告した。(第 4-2 内部統制の充実・強化⑤の再掲)	として現行機器によ	農林水産省に報告する
	る運用上の対策を図	とともに、セキュリテ
② 令和4年度情報セキュ ② 令和4年度情報セキュリテ ② 令和4年度情報セキュリティ対策推進計画における技術的な対策	るなど、目標の水準	ィ研修を実施している
	を満たしている。	ことから、目標の水準
づき情報システムの構 システムの構築・保守及び運 た。		を満たしていると認め
築、保守及び運用管理を 用管理を通じてサイバー攻撃 ・不正プログラムの起動制限、Webサイトへのアクセス制限、USBデバイスへ		られる。(評定 : B)
通じてサイバー攻撃への への防御力の強化に取り組 の接続制限及びプログラムの脆弱性に対する修正プログラム自動配信等 の接続制限及びプログラムの脆弱性に対する修正プログラム自動配信等		なお、情報セキュ
防御力の強化に取り組   む。   を実施した。   を実施した。		リティインシデント
む。 ・IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努め		に関しては4 その
た。		他年度目標を達成す
・IPS・ファイアウォールの運用は、提供された不正通信情報・不正プログ		るために必要な事項
ラム情報を受信の都度、全て遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不		(1)内部統制の充実・
正プログラムの起動を制限した。		強化⑤において評価
・不審メールについては、スパム対策等を実施した。		する。
なお、重大なインシデントは発生しなかった		7 20
(3) 令和4年度情報セキュ (3) 令和4年度情報セキュリテ (3) 令和4年度情報セキュリティ教育実施計画に基づく教育の実施状況		
リティ対策推進計画に基 ィ対策推進計画に基づき役職 ・新規採用者・転入者への IT リテラシー教育、役員・幹部を対象とした最		
づき役職員の教育・訓練 員の教育・訓練等によりサイ 高情報セキュリティアドバイザー教育、全役職員向け e-ラーニング情報		
によりサイバー攻撃に対 バー攻撃への組織的対応能力 システム教育及び標的型攻撃メール訓練を実施した。		
する組織的対応能力強化 強化に取り組む。 ・全役職員向け研修において令和4年度自己点検で実施率が低い遵守事項を		
に取り組む。		
・FAMIC においてもインシデントを想定した机上訓練をするなど教育内容の		
拡充と改善の取組を行った。		
(4) 情報セキュリティ監 (4) 情報セキュリティ監査、自 <定量的指標> (4) NISC(IPA)情報システムマネジメント監査の結果、ペネトレーションテストに	<評定と根拠>	<ul><li>④ 情報セキュリティ対</li></ul>
Comment of the commen	評定: B	策ベンチマークについ
	根拠:情報セキュリ	て、最新の Ver. 5.1 に
- 1	ティ対策ベンチマー	おいて 4.0 であり、計
	ク Ver. 5.1 による自己	画における所期の目標
	診断のスコアは4.0以	を達成していると認め
The case of the state of the st	上であり、計画にお	られる。した。(評
The state of the s	ける所期の目標を満た	5413。した。 (計 定:B)
	している。	Æ · D)
ティ対策推進計画を策定	C ( 1 .2)	
フィ対象推進計画を象だ。		
り ′ 幻。		
なお、今年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ		
対策ベンチマーク最新バージョンの Ver.5.1 (令和4年3月22日公開) によ		
り自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となった。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第4-5	施設及び設備に関する計画								
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080						

2. 主要な経年データ													
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報					
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等 の実施	_			福岡センター空調設備 改修工事								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			大臣による評価				
<del>中</del> 及口倧	尹未可四	土は計画相景	業務実績	自己評価	土/劣/	ガ八比による評価				
		<定量的指標>	<評定と根拠> 評定: B		評定	В				
		○施設及び設備に関する計画 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評 定結果の積み上げに より行うものとす る。	評任: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点( <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。	2) ×12/10	1 の小項別評定はB ※小項目の 法人の自	至った理由> 旧はBであり、項目であったため。 の点数の計算結果は に記評価と同じ。 には、施設及び設備の				
-	1 施設及び設備に関する計画 既存の施設・設備の老朽化等 に伴う施設及び設備の整備・改 修を計画的に行う。 福岡:福岡センター空調設備改 修工事	<定性的指標> ◇施設及び設備の整備・改修等の実施	<主要な業務実績> 施設・設備の整備・改修等については、令和4年度施設整備 費補助金で整備することとしていた福岡センター空調設備改 修工事が令和5年2月に完了した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:施設・設備の整備・改 修については当初の計画のと おり行っており、目標の水準 を満たしている。	び設備の整 ていること	等について、施設及 備・改修等を実施し から、目標の水準を いると認められる。 ら)				

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第4-6	積立金の処分に関する事項			
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号:0080	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	1	558, 867 円	1,096,993円	495, 835 円			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
平及日保	争未計画	土な評価指係	業務実績自己評価			
		<定量的指標> ○積立金の処分に関する事項 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評定結果の積み上げに より行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B:基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) ×12/10 〈課題と対応〉 引き続き適切に対応する。 〈業務の評価〉		評定 B  <評定に至った理由> 1 の小項目はBであり、項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。	
_	3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度 以前に取得し、令和4年度へ繰り 越した棚卸資産、前払費用等の費 用に充当する。	<定性的指標> ◇積立金の処分	事業計画に基づき、適切に実施した。  <主要な業務実績> 前年度繰越積立金 883,715 円は、計画に基づき 棚卸資産、前払費用等への充当のため、495,835 円を取り崩した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり棚卸資産、前払費用 等へ充当した。	立金につい 卸資産、前 当しており	には、前期年度繰越積いて、計画に基づき棚 が払費用等の費用に充 が、目標の水準を満た に認められる。(評

4. その他参考情報		

#### 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準(年度評価)

- (1) 小項目の評定方法
  - 年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。
- ① 定量的に定められている小項目の評定
- S: 法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対年度目標値が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、 又は対年度目標値が 100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
- A:法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対年度目標値が 120%以上。又は対年度目標値が 100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合)。
- B:事業計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満)。
- C:事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満)。
- D:事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める(定量的指標においては対年度目標値の 80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要 と判断される場合)。
- ※ 対年度目標値(%)は、小数点以下を四捨五入するものとする。
- ② 定性的に定められている小項目の評定
- S:法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。)。
- A: 法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる(困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。)。
- B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。
- C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)。
- D:目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。
- (2) 中項目の評定方法
  - 中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。
  - ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。
- A:基準点×12/10≦ 各小項目の合計点
- B: 基準点×9/10 ≦ 各小項目の合計点< 基準点×12/10
- C: 基準点×5/10 ≦ 各小項目の合計点< 基準点×9/10</p>
- D:各小項目の合計点 < 基準点×5/10
- ※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。
- (3)総合評定の方法
- ① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。
- ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評定結果の点数化の際に、換算係数として、「1/(属する中項目で、業務実績があるものの数)」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。
- ② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。
- A:基準点×12/10≦ 各中項目の合計点
- B: 基準点×9/10 ≦ 各中項目の合計点< 基準点×12/10
- C:基準点×5/10 ≤ 各中項目の合計点< 基準点×9/10</p>
- D: 各中項目の合計点 < 基準点×5/10
- ※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。
- ③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえて評定を行う。